

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【監査公表】

○ 岡山県職員措置請求に基づく監査結果について

監査事務局

目次

担当課（室）

◎岡山県監査公表第六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十二条第一項の規定による監査請求について、同条第四項の規定により監査を行ったので、その結果を次のとおり公表する。

平成二十三年六月二十一日

岡山県監査委員

石

村

道

雄

岡山県監査委員

大

森

礼

子

一 監査の請求

平成23年4月22日、次のとおり岡山県職員措置請求書（以下「請求書」という。）が提出された。

1 請求人

岡山市中区乙多見347番地

特定非営利活動法人市民オンブズマンおかやま

代表者代表幹事 光 成 卓 明

2 請求の要旨

請求人の請求の要旨は、次のとおりである。

(1) 岡山県知事が、平成21年度に岡山県議会の各議員に交付した政務調査費（残余金精算後の額）のうち、別紙違法支出金額一覧表「違法支出額」欄記載の各金額の返還を請求することを怠る行為は違法なので、同金額について各議員に対して岡山県に返還するよう請求することを求める。

(2) 請求の理由

① 政務調査費の性質と支出の査定

ア 岡山県議会の政務調査費の趣旨と支出が認められる範囲

岡山県議会の政務調査費は、実費弁償を原則とする補助金的一种であり、地方自治法第100条第14、15項、及びこれに基づき制定された「岡山県議会の政務調査費の交付に関する条例」（以下「条例」という）に基づいて各県議会議員に交付される。

地方自治法第100条第14項は「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、政務調査費を交付することができる」と定めている。

条例はこれに基づき、第1条で政務調査費が「岡山県議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部」として交付されるものであること、第7条で「議員は、政務調査費を別に定める使途基準に従い使用しなければならない」こと、第10条で議員が「その年度において行った政務調査による支出（第7条に規定する使途基準に従って行った支出をいう）の総額」を控除して残余がある場合は残余金を県に返還すべきことを、それぞれ定めている。また第7条では、「調査研究費」「研修費」「会議費」「資料作成費」「資料購

入費」「広報費」「事務所費」「事務費」「人件費」の9種類の使途費目を定め、第7条に基づき定められた「岡山県議会の政務調査費の交付に関する規程」（以下「規程」という）第4条別表（以下「規程別表」という）において各費目で支出できる経費の種類を定めている。

従って、岡山県議会の政務調査費は、「その年度において」支出された、「岡山県議会の議員の調査研究に資する」ため「必要な」「経費」に限って、支出が認められる。

イ 県議会議員の政治活動と按分支出

県議会議員の活動は、政務調査費との関係では概念上、「政治活動」と「私的活動」に区分することができ、そのうち「政治活動」は「政務調査活動」と「政務調査以外の政治活動」に区分することができる。これらの活動のうちの「政務調査活動」にかかる、規程別表に定める使途基準に該当するものについてのみ、政務調査費から支出することが許される。

しかしながら、議員の活動、特に「政治活動」は、実際にはいろいろな種類の活動が混在していて区分できない場合が多いと考えられる。例えば「県政報告」には一般に、県政についての広報の要素があると同時に、後援会活動、選挙準備活動の要素もある。

政務調査費は一種の補助金なので、政務調査のためにだけ支出することが許される。従って、種々の要素が混在する活動の費用の全額を支出することはできない。種々の要素が混在する活動の場合には、一定割合で按分して支出することだけが許される。（当オンブズマンがこれまでに接した県議会議員・会派の中には、「政治活動のうち、『純粋な選挙活動』『純粋な政党活動』『純粋な後援会活動』等を除いた残りは全部『政務調査』であり、政務調査費を全額支出できる」と主張する者があるが、この主張は誤りである。）

従って、個々の議員の一つ一つの活動について「政務調査」と「それ以外の政治活動」の割合を定めることは困難であることを勘案し、

(ア) 当該支出にかかる活動の全体が、議員の「政務調査活動」にかかる支出（「県議会議員の調査研究に資するために必要な経費」として適切と判断されるものは、全額認め、

(イ) 当該支出にかかる活動の全体が、「私的活動」または「政務調査以外の

政治活動」にかかる支出と判断されるものは、全額認めず、

(ウ) 当該支出にかかる活動の全体が、(ア)、(イ)のいずれかと断定できない支出のうち、具体的な理由によって按分比率を特定できる例外的なものについてはその按分比率で認め、それ以外のものについては按分率50パーセントで認めるべきである。

ウ その他の一般的支出基準

次の各項の1つに該当する支出は、経費の種類を問わず、適法と認められない。

(ア) 違う年度にした支出。

(イ) 領収書のないもの。

(ウ) 領収書に月日、もしくは年の記載がなく、推定もできないもの。

(エ) 領収書記載の領収日付が実際の支払日と違うもの。

(オ) 領収書に品目の記載が無いか、不十分で、推定もできないもの。

(カ) 領収書と報告内容または添付されている成果物とが一致しないもの。

(キ) 領収書の記載が真実と異なると判断されるもの。

(ク) 領収書の品目に認めれるものと認められないものが混在し、内訳が不明なもの。

(ケ) 領収書の発行者が不明なもの。

(コ) 議員本人、これと住所を同じくする個人または法人、もしくはそれらと実質的に同視しうる個人または法人に対する支出。

注1 平成21年度分会派会費の精算のために平成22年4月になされた会派会費の支出については、4月以降に支出をするべきやむをえない事由があるものと判断して、上記一般的基準(ア)の例外として、会派支出についての査定按分率による支出を認めた。

注2 領収書を欠き会派または議員個人の支払証明書で代用している支出のうち、現実に支出がなされたことが他の資料により推定できるものについては、今年度に限り代用を認めることとした。

エ 査定の結果

上記の一般基準に基づき、請求人が、岡山県議会の各議員が平成21年度の政務調査費から支出したとして収支報告書に記載した支出について、開示さ

れた領収書類に基づいて、政務調査費からの支出が認められるかどうかについて個別に査定した結果は、別紙査定表のとおりである。

なお、

(7) 岡山県議会においては、政務調査費の支出金額が1万円を超えるものについてのみ領収書類が開示されるので、開示された領収書類にかかるものについてのみ査定を行った。

(4) 領収書類の開示請求に対して一部不開示となった部分、及び、領収書類等の添付が不十分なものについては、各議員に任意に開示を求め、任意に開示されたものをもあわせて査定を行った。

以下、上記の判断にかかる費目別の一般的認定根拠を次項で述べる。

② 費目別の認定基準

ア 調査研究費

調査研究費は、「議員が行う県の事務及び地方行財政に関する調査研究ならびに調査委託に要する経費（調査委託料、交通費、宿泊費等）」（規程別表）である。平成21年度においてなされた1万円を超える支出は、大別すると、①会派会費、②旅費宿泊費、③レンタカーリース代、④自動車燃料代、⑤調査及び補助業務委託費、⑥アンケート等作成費・送料、⑦大学院授業料、⑧ハガキ購入費、⑨コピー機リース料、⑩インターネット通信購読料、である。

「調査研究」が政務調査として適切であるためには、「岡山県議会の議員の調査研究に資するため必要な経費」という政務調査費の趣旨に照らして、「調査研究」の目的がこの趣旨にかなっていて、かつその費用が目的、効果との関係で著しく高額ではないことが必要である。

(7) 会派会費

議員が所属する会派が、議員の政務調査費を財源として行う支出については、これを議員自身が行う支出と同一の基準によって査定し、政務調査費から支出することが適法と認められるものと認められないものとに区分すべきである。議員個人が政務調査費の支出として会派に支払う共通経費は、会派の支出が適法と認められる範囲でのみ適法と認められる。

会派の支出に適法なものと同法でないものが混在する場合には、議員

個人の会派に対する支出は、会派の支出のうち政務調査費の支出として適法なものの割合により按分して適法と認められ、それを超える部分は適法と認められない。

従って、会派がした支出の使途が領収書類等により明らかにされない場合、議員が会派に対し共通経費として支払った支出は、その現実の使途が不明であるから、適法な政務調査費の支出と認められない。

(イ) 旅費宿泊費

「調査研究」にかかる旅費宿泊費については、①当該旅行にかかる「調査研究」そのものが「政務調査」として適切かどうか、②旅行費用が調査の目的・効果と対比して適切かどうか、③個別の費用が「政務調査」目的と考えられるか、が問題である。

上記の判定の結果、旅行全体が政務調査として適切な「調査研究」であると判断されるものについては、旅費宿泊費は全額認められる。逆に、全部が政務調査として適切でないと判断されるものは認められない。政務調査と他の活動が混在すると認められるものは按分率50パーセントで按分すべきである。

具体的には、

- a 調査研究の目的が記載されていないものは認められない。
- b 調査研究の目的の記載が抽象的なもの、事実と認められないもの、信憑性がないものは、認められない。
- c 外国への「親善・友好訪問」の費用は、現実に支出されているものの限りでは、記載されている目的が抽象的で、旅程・訪問先・具体的目的が不明なので認められない。
- d 適切と認められる実費と比較して明らかに多額のものについては、多すぎる部分は認められない。
- e 領収書類が添付されておらず、会派や議員個人の支払証明書が代用されている支出は、①当該旅行を行ったことが他の資料により確認できるか、②領収書類を取得できない特段の理由が認められない限り、認められない。(この点につき、研修旅費及び会議旅費も同じ。)

(ウ) レンタカーリース代

調査研究に用いられたレンタカー代は、現実に支出されているものの限りでは、記載されている目的が抽象的で、旅程・訪問先・具体的目的が不明なので認められない。

(エ) 自動車燃料代

原則として按分率50パーセントで按分すべきである。自家用車を走らせるのには、政務調査目的のほかに、「政務調査以外の政治活動目的」及び「私的活動目的」のものがあることが明らかだが、これらを区別してそれぞれの割合を明らかにすることは困難なので、50パーセントが政務調査目的と推定する。

プリペイドカードの購入費は認められない。プリペイドカードは、自動車燃料以外の燃料を購入できるし、家族の自動車にも給油できるからである。

給油所の領収書が月・年単位で発行されているものも、同様の理由で認められない。

(オ) 調査及び補助業務委託費

「調査研究」及びその補助業務の委託費用については、①当該「調査研究」そのものが「政務調査」として適切かどうか、②委託先が当該「調査研究」の実施者として適切かどうか、③委託費用の額が調査の目的・効果と対比して適切かどうか、が問題である。これらが適切であれば委託費の支出は政務調査費の支出として適法と認められ、不適切であれば適法と認められない。

上記の判断をするには、①具体的な委託業務内容がどのようなものか、②当該委託に基づき行われた業務がどのようなものか、③当該委託を受けたのが誰か、が判明することが必要である。

従って、上記のことを具体的に判断するに足る資料（領収書のみならず、上記判断を可能とする調査報告書等の資料を含む）が添付されていない場合、委託費用の支出は適法と認められない。

(カ) アンケート等作成費・送料

アンケートに関する費用の支出については、当該アンケートの内容及び範囲が「政務調査」として適切かどうか、が問題である。これらが適切で

あれば委託費の支出は政務調査費の支出として適法と認められ、不適切であれば適法と認められない。

上記の判断をするには、当該アンケートの具体的内容及び実施範囲が判明することが必要なため、これらを具体的に判断するに足る資料（領収書のみならず、上記判断を可能とする資料を含む）が添付されていない場合、アンケート関係費用の支出は適法と認められない。

(キ) 大学院授業料

大学院における授業を受けることは、基本的に当該個人の資質の向上及び資格の取得を目的とする行為である。従って、大学院授業料は、原則として政務調査費として認められない。

(ク) ハガキ購入費

ハガキの購入代金を「調査研究」の費用と認めるためには、ハガキが具体的かつ適切な調査研究目的に使用されたことが判明しなければならない。これらの事実が認められればハガキ購入費の支出は政務調査費の支出として適法と認められ、認められなければ適法と認められない。

上記の判断をするには、購入にかかるハガキがどのような調査研究目的にどのように使用されたかが判明することが必要なため、これらを具体的に判断するに足る資料（領収書のみならず、ハガキの印刷物の写しなど）が添付されていない場合、ハガキ購入費用の支出は適法と認められない。

(ケ) その他

コピー機リース料については「事務費」、インターネット通信購読料については「資料購入費」の項目で一括して述べる。

イ 研修費

研修費は、「団体等が開催する研修会、講演会等への議員及び議員の雇用する秘書等の参加に要する経費（会費、交通費、宿泊費等）」（規程別表）である。平成21年度においてなされた1万円を超える支出は、大別すると、①研修参加料、②旅費宿泊費、③団体会費、である。

この費目については、①当該「研修」等が政務調査として適切かどうか、②研修費用の金額が適切かどうか、③飲食を伴っているかどうか、が問題である。

研修などが政務調査として適切であるためには、「県政の調査研究に資するために必要な経費」という政務調査費の趣旨に照らして、研修などの目的がこの趣旨にかなっていない、かつその費用が目的、効果との関係で著しく高額ではないことが必要である。

(ア) 研修などの参加費・受講料・資料費

- a その研修などが政務調査として適切と判断される場合には、会合の参加費、受講料、資料費の全額が適切と認められる。
- b 研修の名や実質的内容、開催団体の名や実質が不明なものは認められない。
- c 飲食を伴う研修の費用、及び懇親会費は認められない。飲食を伴う会議、研修などの費用は政務調査費から支弁することに根本的になじまないし、懇親会は参加者の懇親のために行われる飲食の会であり、研修に必要とは認められない。

飲食を伴う、もしくはそれと推定されるものは、飲食費部分が特定できるものはその部分を否認し、特定できないものは全部を否認する。

- d 参加費等を事前に払い込みしている場合、キャンセルが可能な研修については、当日の参加を証する資料（レジュメ、報告書など）がなければ認められない。
- e 他の政治活動の目的が混在するもので、按分がなされていないものは、原則として按分率50パーセントで按分すべきである。

(イ) 旅費宿泊費

「研修」にかかる旅費宿泊費については、①当該旅行にかかる「研修」そのものが「政務調査」として適切かどうか、②旅行費用が研修の目的・効果と対比して適切かどうか、③個別の費用が「研修」目的と考えられるか、が問題である。

上記の判定の結果、旅行全体が政務調査として適切な「研修」であると判断されるものについては、旅費宿泊費は全額認められる。逆に、全部が研修として適切でないと判断されるものは認められない。政務調査と他の活動が混在すると認められるものは按分率50パーセントで按分すべきである。

具体的には、

- a 研修等の目的が記載されていないものは認められない。
- b 研修等の目的の記載が抽象的なもの、事実と認められないもの、信憑性がないものは、認められない。
- c 適切と認められる実費と比較して明らかに多額のものについては、多すぎる部分は認められない。

(ウ) 団体会費

団体会費は団体に所属するための費用である。団体に所属することは、本人の政治的・社会的信条または私的関心によるものと考えられ、県政に関する研修とは考えられないので、団体会費は政務調査の費用とは認められない。但し、当該団体が催す研修会などの会費は、(ア)の基準に従って認められる。

ウ 会議費

会議費は、「議員が行う地域住民の県政に関する要望、意見を吸収するための各種会議に要する経費（会場借上料、機材借上料、資料印刷費等）」である（規程別表）。平成21年度においてなされた1万円を超える支出は、大別すると、①会場使用料、②講師謝礼等、③旅費宿泊費、④印刷費、⑤茶菓飲料代、である。

(ア) 会場使用料

- a その会議などが政務調査として適切と判断される場合には、会場費の全額が適切なものと認められる。
- b 以下のものは認められない。
 - (a) 会場名が不明なもの。
 - (b) 会合の目的が不明なもの。
 - (c) 過度に高額なもの。
 - (d) 飲食を伴う研修にかかるもの。
- c 会合そのものに政務調査と他の目的が混在していると判断される場合には、原則として按分率50パーセントで按分する。
- d 講演の受講者が議員だけでない場合（及びそれと推定される場合）には、受講者のうちの議員の割合（推定を含む）により按分する。

講演の看板、垂れ幕等に要する費用は、政務調査としての講演の目的を超えるものなので、認められない。

(イ) 講師謝礼等

講演の趣旨が政務調査として適切と考えられる場合には、全額認められる。講演内容が不明のものは認められない。

講演の受講者が議員だけでない場合（及びそれと推定される場合）には、受講者のうちの議員の割合（推定を含む）により按分する。

(ウ) 旅費宿泊費

「会議」にかかる旅費宿泊費については、①当該旅行にかかる「会議」そのものが「政務調査」として適切かどうか、②旅行費用の支出が会議の目的・効果と対比して適切かどうか、③個別の費用が「会議」目的と考えられるか、が問題である。

上記の判定の結果、旅行全体が政務調査として適切な「会議」であると判断されるものについては、旅費宿泊費は全額認められる。逆に、全部が会議として適切でない判断されるものは認められない。政務調査と他の活動が混在すると認められるものは按分率50パーセントで按分すべきである。

具体的には、

- a 会議等の目的が記載されていないものは認められない。
- b 会議等の目的の記載が抽象的なもの、事実と認められないもの、信憑性がないものは、認められない。
- c 適切と認められる実費と比較して明らかに多額のものについては、多すぎる部分は認められない。

(エ) 印刷費

会議資料の印刷費は、当該会議の資料とされたことが確認できることを前提に、当該会議が政務調査として適切と認められる度合いに応じて（会議全体が政務調査と認められるものについては全額、他の目的が混在するものについては原則として按分率50パーセントで）認められる。

当該会議の資料とされたことが、印刷物の写し等により確認できないものは、認められない。

(オ) 茶菓・飲料代

会議の茶菓代は、過度に高額でない限り、当該会議が政務調査として適切と認められる度合いに応じて（会議全体が政務調査と認められるものについては全額、他の目的が混在するものについては原則として按分率50パーセントで）認められる。

高級菓子店や不相当に高額な（1個100円、合計5,000円を超える）ものは認められない。

エ 資料作成費

資料作成費は、「議員が議会審議に必要な資料を作成するために要する経費（印刷製本費、原稿料等）」（規程別表）である。平成21年度においてなされた1万円を超える支出は、大別すると、①広報紙作成費、②議会質問用パネル作成費、である。

政務「調査」の経費と考えられるものは全額認められる。政務調査以外の政治活動と考えられるものは認められない。区別が困難なものは按分率50パーセントで按分すべきである。

(ア) 広報紙作成費は、「広報費」の項目で一括して述べる。

(イ) 議会質問用パネル作成費は認められない。パネル作成は「調査」の目的で行われるのではなく、議員のパフォーマンスの向上の目的で行われるものだからである。

オ 資料購入費

資料購入費は、「議員が行う調査研究のために必要な図書、資料等の購入に要する経費」（規程別表）である。平成21年度においてなされた1万円を超える支出は、大別すると、①書籍購入費、②新聞・雑誌購読料、である。

この費目については、議員が購入している書籍、新聞、雑誌のそれぞれが、「調査研究活動のために必要な図書、資料等」にあたるかどうか問題である。インターネット通信購読料は、書籍・雑誌購入費に準じて判断する。

(ア) 書籍購入費

県政に関する調査研究に必要な専門的知識を得るため有益と考えられるものは認められる。

a 上記に該当しないと考えられる一般図書（地図、時刻表、辞書、ネッ

トオークションガイド，ダイエツト本，料理書など）は認められない。

- b 書籍名の記載されていない支出は認められない。
- c 専ら個人の趣味的関心に属すると認められるもの（古文書，趣味本など）は認められない。
- d 選挙ノウハウを入手する目的と考えられるものは認められない。
- e 式辞事例集は認められない。（県政の調査研究に資するものとは認められない。）
- f 同一の書籍の複数冊購入の場合，1冊を超える部分は認められない。
- g 住宅地図は認められない。住宅地図の主たる用途は戸別訪問にあり，選挙対策その他の「政務調査以外の政治活動」の用に供することが主な目的と判断される。

(イ) 新聞・雑誌購読料

a 一般的商業紙

会派控室用の一般商業紙は按分率50パーセントで按分すべきである。自宅用，事務所用のものは認められない。（一般に，新聞は議員でなくともふつう購読する。）

b 業界紙・情報紙

県政に関する調査研究に必要な専門的知識を得るため有益と判断されるものは認められる。それ以外のもの（地方自治体が購入する際に＜需用費＞ではなく＜交際費＞から支出する種類のもの）は認められない。

c 運動誌，政党誌，団体誌

議員自身が所属し，または支援を受ける政党・団体等の発行する新聞等の購入費用は認められない。運動，政党，団体への関与は，議員個人の政治的社会的信条または私的関心に基づくもので，政務調査とは認められない。

なお，議員の「反対党」と認められる団体の機関誌などの購入費用は「反対派の政策の研究」として認めるが，「赤旗日曜版」「聖教新聞」は一般紙と変わらないので「反対派」の購入でも認められない。

d 雑誌

県政に関する調査研究に必要な専門的知識を得るため有益と考えられ

るものは認められる。一般的な商業週刊誌は、特に県政の調査研究に資する記事が掲載されていることが明らかでない限り、認められない。

カ 広報費

広報費は、「議員が行う議会活動及び県政に関する政策等の広報活動に要する経費（広報紙、報告書等印刷費、送料、交通費等）」（規程別表）である。

平成21年度においてなされた1万円を超える支出は、大別すると、①広報紙等作成費用、②同配布費用、③HP作成・維持費用、④切手・ハガキ購入費用、⑤茶菓代、⑥カメラ購入費用、⑦「糊カートリッジ」購入費用、⑧メガホン購入費用、である。

県政報告などの経費は、本来、①「政務調査活動」すなわち「住民の意見を議会活動に反映させることを目的とする部分」と、②「政務調査以外の政治活動」すなわち上記以外の部分とを区別して、①の部分の経費だけを政務調査費から支出することを認めるべきである。しかし現実には、①②の両部分は県政報告中で混在していて、その割合を定めることは困難である。

そこで、県政報告などの経費については、①原則として按分率50パーセントで按分すべきであり、②例外的にイ「全部が政務調査と考えられるもの」は全額認められ、ロ「全部が政務調査ではないと考えられるもの」は認められない。

(ア) 広報紙等作成費用

原則として按分率50パーセントで按分すべきである。

広報紙の「企画・デザイン費」も原則として按分率50パーセントで按分する。但し、印刷物等との関連が推定できない企画・デザイン費（印刷費の支出を伴わないものなど）は認められない。

封筒等印刷費は、

- a 目的が明示され、または他の費用の支出状況から推定できる（県政報告の印刷費、郵送代など）ものは、使用目的に応じて、全額または按分して認める。
- b 品名不明の印刷費・郵送代、その他の目的の推定が困難なものは、原則として県政調査報告の送料と推定し、按分率50パーセントで按分する。

(イ) 広報紙配布費用

(ア)に準じ、原則として按分率50パーセントで按分する。但し、「送付用切手」の大量購入には問題があるので、項を改めて述べる。

(ウ) HP作成・維持費用

(ア)に準じ、原則として按分率50パーセントで按分する。

(エ) 切手・ハガキ購入費用

使用目的が明示され、あるいは他の費用（県政報告の印刷費等）の支出状況から推定できる（県政報告の郵送代など）切手・ハガキ購入費は、当該使用目的に応じて、全額または按分して認められる。

a 県政報告郵送用の切手代（もしくは料金別納郵送代）は按分率50パーセントで按分する。

b ハガキの100枚以上の一括購入で政務調査目的との関連性が不明なものは認められない。ハガキは暑中見舞ハガキや年賀ハガキと交換できるので、流用が容易であるうえ、記載できる字数が少なく政務調査としての広報には本来不向きなはずだからである。

但し、県政報告用ハガキの購入費用で、当該県政報告の実物が資料として添付されている場合はこの限りでない。

c 50円切手の一括購入は、私製ハガキ用のものと推定されるので、具体的用途が明示されない限り、認められない。

d 暑中見舞いハガキ、年賀ハガキ、私製ハガキ、絵ハガキの購入は認められない。

e 80円切手の大量購入（30日以内に400枚以上の購入）は、

(a) 用途が明示されず推定もできないものは認められない。

(b) 県政報告用と記載されていても、対応する印刷費等の支出がないものは認められない。

切手はいつでも使うことができるので、当面使わない切手を購入しておいて翌年度以降に使うことができ、これを認めれば当年度の経費の支弁に限定されている政務調査費を翌年度に繰り越すことを認めることになる。また切手は金券業者で容易に換金することができるので、その大量購入は実質上、目的の明示されない現金交付と同じことにな

る。またそもそも県政報告を郵送する場合，料金別納郵便を利用すれば，大幅に手数を節約できるし，配達先がまとまっていれば割引を受けられることができる。それなのにわざわざ郵送用の切手を大量に買うこと自体不合理であり，よからぬ魂胆があると考えざるをえない。

f 少額（b，c，eに達しない数量）の切手・ハガキ購入は，事務連絡用のものと推定し，按分率50パーセントで按分する。

(f) 茶菓購入費は，3項（会議費）に準じる。

(g) カメラ購入費，「糊カートリッジ購入費」は，8項（事務費）に準じ，按分率50パーセントで按分する。

(h) メガホン購入費は，街頭での広報手段と解し，按分率50パーセントで按分する。

キ 事務所費

事務所費は，「議員が行う調査研究活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費（事務所の借上料，管理運営費等）」（規程別表）である。平成21年度においてなされた1万円を超える支出は，大別すると，①事務所（駐車場合む）賃料，②事務所光熱水費，である。

この費目については，①事務所がどの程度「政務調査活動」に用いられ，どの程度「それ以外の政治活動」に用いられているのか，が問題になる。両者を区別して割合を定めることは困難なので，原則として按分率50パーセントで按分すべきである。②また，自己・家族またはこれと同視できる者に対する支払であるかどうかの問題である。

(7) 事務所賃料

原則として按分率50パーセントで按分する。但し，

a 物件が特定できないものは認められない。賃料額が適切かどうか判定できないからである。

b 「議員本人，これと住所を同じくする個人または法人，もしくはそれらと実質的に同視しうる個人または法人」に対する支出は認められない。

c 支出先を特定できないものは認められない。bに該当する者かどうか判定できないからである。

(i) 事務所用光熱水費

原則として按分率50パーセントで按分する。

水質改良機器，及び異常に高額な特殊水・飲料等の購入費は認められない。

ク 事務費

事務費は、「議員が行う調査研究に係る事務遂行に要する経費（事務用品・備品購入費，通信費等）」（規程別表）である。平成21年度においてなされた1万円を超える支出は，大別すると，①事務機器・備品購入費用，②同リース費用，③同維持保守費用，④電話・FAX・ネット接続料金，⑤事務用消耗品費，⑥広報紙・封筒等印刷費，⑦同郵送料，⑧切手・ハガキ購入費用，⑨インターネット接続管理費用，⑩パソコン設定費用，である。

この費目については，個々の事務費が「政務調査活動」にかかる経費か，「それ以外の政治活動」にかかる経費か，が問題になる。

両者を区別して割合を定めることは困難なので，原則として按分率50パーセントで按分すべきである。例外的に①「全部が政務調査と判断されるもの」は全額認められる。②「全部が政務調査費でないと判断されるもの」は認められない。

(ア) 事務機器・備品購入費用

- a 原則として按分率50パーセントで按分する。
- b パソコン・ノートパソコン，プリンタ，パソコンソフト等の購入費，パソコン類のバージョンアップ・修理費用は，1人1任期1回に限る。
- c デジタルカメラ，シュレッダー，事務用耐久消費財等，耐用年数が長い物品については，品ごとの耐用年数に応じて限度を定める。

(イ) リース料（コピー機・印刷機等）

按分率50パーセントで按分する。

(ウ) コピー機等維持保守費用

按分率50パーセントで按分する。

(エ) 電話・FAX・ネット接続料金，インターネット接続管理費用

会派控室，事務所（事務所の固定電話については2台まで）については按分率50パーセントで按分する。

自宅の固定電話，携帯電話については按分率3分の1（私用，政務調査

活動，それ以外の政治活動各3分の1の負担率と推定する)で按分する。

自宅の2台目以降の電話の料金は認められない。

(㊦) 事務用消耗品費(紙，封筒，インク，コピー用紙，ラベル等)

按分率50パーセントで按分する。

(㊧) パソコン設定費用

パソコン本体の購入または移転と同時に行われる場合，1人1任期1回に限り，按分率50パーセントで認める。

(㊨) その他

a 広報紙・封筒等印刷費，同郵送料，切手・ハガキ購入費用は6項(広報費)に準じる。

b 名刺印刷費，印鑑作成費，クリーニング代，ティッシュペーパー等の日用品費は認められない。

ケ 人件費

人件費は，「議員が行う調査研究を補助する職員を雇用する経費」(規程別表)である。平成21年度においてなされた1万円を超える支出は，職員及びアルバイト職員に対する賃金給与，及びそれにかかる労働保険料である。

この費目については，個々の職員の業務が「政務調査活動」か「それ以外の政治活動」かが問題になる。

(㊩) 職員ごとにその業務を「政務調査活動」と「それ以外の政治活動」に区分して割合を定めることは困難なので，原則として按分率50パーセントで按分する。例外的に，①「資料に基づき，全部が政務調査と判断されるもの」は全額認められる。②「資料に基づき，全部が政務調査ではないと考えられるもの」は認められない。

(㊪) 「議員本人と住所を同じくする者，もしくはそれらと実質的に同視しうる者」に対する支出は認められない。

(㊫) 住所氏名を特定できない者に対する支出は認められない。(㊩)に該当するかどうかは判定できないからである。

(㊬) 労働保険料のうち，本人からの雇用保険料預かり金部分を含め計上しているものは，その限度で否認する。本人からの預かり金は，議員の「支出」ではないので，これについて政務調査費からの支出を認めると二重取得に

なるからである。

③ 岡山県議会の平成21年度政務調査費の支出と不当利得

ア 以上の結果、各議員が平成21年度の政務調査費として支出した金額のうち、別紙査定表で是認されるものとした以外の支出は、条例第7条に違反しているので、別紙違法支出額一覧表の「違法支出額」欄記載の各金額の支出は違法である。

イ 条例第7条は、「議員は、政務調査費を別に定める使途基準に従い使用しなければならない」と定め、同第10条は、「知事は、議員がその年度において交付を受けた政務調査費の総額から、議員がその年度において行った政務調査による支出（第7条に規定する使途基準に従って行った支出をいう。）の総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額に相当する額の政務調査費の返還を命ずることができる」と定めている。

この知事の返還請求権の法的性格は、不当利得返還請求権であり、＜当該議員がその年度において行った政務調査による支出（条例第7条に規定する使途基準に従って行った支出をいう。）の総額を控除して残余がある＞ことを要件として返還請求権が当然に発生し、知事が正当な理由なく請求権を行使しないことは違法に財産の管理を怠る事実該当することになる。

ウ しかるに、ア記載の違法支出金額は条例第7条に規定する使途基準に従ってなされた支出ではないので、その全額が条例第10条にいう「残余」にあたる。

エ よって、岡山県知事が岡山県議会の各議員に対して前記の政務調査費の残余金の返還を請求しないことは、財産の管理を違法に怠る事実該当するので、地方自治法第242条第1項の規定に基づき、証拠書類を添付して、頭書のとおり、厳正な措置を請求する。

（請求の要旨は、原文のまま記載した。ただし、査定表及び添付書類は省略し、見出し記号の一部付け替え等の調整を行った。）

別紙

違法支出額一覧表

平成21年度岡山県議会政務調査費

（平成21年4月1日～平成22年3月31日）

【自由民主党岡山県議団】

議員名	政務調査費支出額(円)	是認額(円)	違法支出額(円)
戸室敦雄	2,081,100	71,500	2,009,600
千田博通	1,949,985	277,541	1,672,444
三村峰夫	1,697,255	0	1,697,255
天野学	1,699,000	616,000	1,083,000
古山泰生	3,081,207	1,150,517	1,930,690
小田春人	2,894,917	41,937	2,852,980
岡崎豊	3,084,150	0	3,084,150
河本勉	360,000	0	360,000
小野泰弘	660,000	300,000	360,000
内山登	2,271,348	176,632	2,094,716
渡辺英気	1,155,472	0	1,155,472
小田圭一	2,048,744	467,529	1,581,215
伊藤文夫	3,565,605	968,040	2,597,565
井元乾一郎	1,430,000	0	1,430,000
池田道孝	1,353,256	178,845	1,174,411
佐藤真治	2,512,717	1,858,917	653,800
蓮岡靖之	3,589,381	720,830	2,868,551
高橋戒隆	3,635,319	134,918	3,500,401
久徳大輔	1,107,260	334,381	772,879
波多洋治	2,901,932	220,465	2,681,467
西岡聖貴	2,620,220	1,049,355	1,570,865
神宝謙一	3,929,290	579,645	3,349,645
蜂谷弘美	3,515,500	1,157,500	2,358,000
遠藤康洋	3,719,350	225,793	3,493,557
加藤浩久	2,721,104	295,291	2,425,813
小倉弘行	4,153,535	1,812,405	2,341,130
浅野實	1,927,652	353,315	1,574,337
岡本泰介	3,372,787	947,789	2,424,998

渡辺吉幸	3,798,101	598,282	3,199,819
小林健伸	4,015,565	1,020,090	2,995,475
池本敏朗	3,875,262	11,950	3,863,312
谷口圭三	3,460,215	986,474	2,473,741
太田正孝	3,214,448	1,332,726	1,881,722
青野高陽	2,984,231	166,198	2,818,033
江本公一	2,843,100	454,406	2,388,694
中塚周一	2,531,063	726,534	1,804,529
合計	95,760,071	19,235,805	76,524,266

【民主・県民クラブ】

議員名	政務調査費支出額(円)	是認額(円)	違法支出額(円)
鈴木一茂	1,290,144	1,156,768	133,376
住吉良久	2,559,400	1,995,108	564,292
長瀬泰志	2,306,666	1,162,739	1,143,927
三原誠介	1,921,453	1,214,426	707,027
横田えつこ	3,877,914	2,809,999	1,067,915
岡田幹司	2,059,560	1,655,099	404,461
高原俊彦	348,540	215,479	133,061
一井暁子	4,015,978	2,241,092	1,774,886
木下素典			
合計	18,379,655	12,450,710	5,928,945

【公明党岡山県議団】

議員名	政務調査費支出額(円)	是認額(円)	違法支出額(円)
高橋英士	1,389,692	1,108,409	281,283
景山貢明	3,112,729	2,070,773	1,041,956
山田総一郎	1,268,137	1,034,104	234,033
吉田政司	1,334,733	1,058,634	276,099
増川英一	1,493,176	1,272,484	220,692
合計	8,598,467	6,544,404	2,054,063

【日本共産党岡山県議会議員団】

議員名	政務調査費支出額(円)	是認額(円)	違法支出額(円)
武田英夫	2,900,004	2,180,015	719,989
赤坂てる子	3,170,113	2,083,541	1,086,572
森脇久紀	2,725,316	2,030,003	695,313
合計	8,795,433	6,293,559	2,501,874

【無所属】

議員名	政務調査費支出額(円)	是認額(円)	違法支出額(円)
佐古信五	3,757,234	7,399	3,749,835
福田通雅	3,622,539	89,551	3,532,988

総計	138,913,399	44,621,428	94,291,971
----	-------------	------------	------------

3 事実証明書

請求人から、事実証明書として本件政務調査費に係る収支報告書等の写しが提出された。

二 監査委員の除斥

本件請求において、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第19条の2の規定により議選委員は除斥された。なお、本件監査において議選委員は、本件請求時においては長瀬泰志委員及び蓮岡靖之委員であり、平成23年5月16日からは佐藤真治委員及び久徳大輔委員である。

三 請求の受理

本件請求は、法第242条に規定する所定の要件を具備しているものと認め、平成23年4月22日付けをもって受理した。

四 証拠の提出及び陳述

1 請求人の陳述等

法第242条第6項の規定により、平成23年5月20日に請求人に対して証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、請求人代表者及び請求人理事が出席し、請求書の記載事項を補足する陳述がなされるとともに、追加の事実証明書が提出された。その陳述の要旨は、次のとおりである。

なお、陳述に際しては、法第242条第7項の規定により、関係機関の職員の立会いを認めた。

- (1) 議員以外の個人名がすべて黒塗りになっている。
- (2) 会社の名前が開示されているものがあるが、その中には、議員本人が代表者を務める会社あるいは、それに類する会社が多数ある。不動産の貸主又は給料を受け取っている秘書の名前が黒塗りにされている場合、これらの者が議員本人の家族等ではないという確認ができない。
- (3) 事務所費、特に家賃についての黒塗りが非常に多い。人件費についても同様である。
- (4) 議員が会派に対して支払っている費用については、会派の支払った内訳や領収書が添付されていなかった。会派が議員に発行した領収書だけでは、政務調査費として適切に支払われているかどうかを検証することができない。
- (5) 政務調査費の収支報告書と領収書の提出に当たって、岡山県議会事務局（以下「議会事務局」という。）が、添付資料を非常に限定している。領収書1枚だけでは、用途が適正であったかどうか判定できない支出は多数あると考える。
- (6) 議員の政治活動は多面性を持つものが非常に多い。政務調査の部分だけに限定して、純粋な政務調査についてだけ政務調査費を払うわけにはいかないが、さりとて多面性を有する活動の全部を政務調査費であるというのも適切でない。岡山県議会の作成した政務調査費マニュアル（以下「マニュアル」という。）でも、そういった多面性のある行為についての支出に関しては、按分をすべきことが明瞭に述べられているが、現実に県議会議員の支出を査定したところ、按分がなされているものもあるが、全く按分されていないものが多数ある。政務調査の割合が多いということが具体的に証明されない限りは、50パーセントの比率で按分すべきであると考えられる。
- (7) マニュアルでは、自動販売機で購入した切符代、バス代等で領収書を取得できない場合、議員本人が支払を証明する支払証明書についての規定があるが、これが非常に拡大解釈されている。バス代等はいちいち領収書をとるということは大変だと思うが、現実には、インターネットの管理料、携帯電話料、家賃、人件費、郵送料、コピーのリース代について、安易に議員個人の支払証明書で済ませているものがある。支払証明書を乱発するのは間違いだ。
- (8) 支払証明書で最も多いのは、長距離のJR切符代である。自動販売機で切符を買う場合、利用明細書が出てくる。また、必要があれば窓口に来てもらえば領収

書を発行すると機械に表示される。従って、長距離のJR切符代は領収書を入手することが困難なものに該当しない。

(9) 政務調査費という名の下に行われる政治活動ではないかと思われる支出が大変多い。

2 監査対象機関の陳述

議会事務局は、平成23年5月17日付けで、本件請求に対する知事としての見解を示す文書を提出し、同月20日、その内容に沿って議会事務局長その他の職員が陳述を行ったが、その要旨は、次のとおりである。

なお、陳述に際しては、法第242条第7項の規定により、請求人の立会いを認めた。

(1) 政務調査費は、法及び条例に基づき、岡山県議会議員が行う調査研究に資するために必要な経費の一部として交付されるものである。よって、交付された政務調査費は、調査研究活動に要する経費に対し、適切に充当されるべきものである。

(2) 条例により、平成13年4月から議員個人に対し、月額35万円（年額420万円）の政務調査費が四半期ごとに交付されている。議員は、政務調査費を支給された年度の翌年度4月30日までに収支報告書及び領収書等の写し（1件1万円を超えるもの）を議長に提出することとされている。提出された収支報告書等は、提出すべき期間の末日の翌日から起算して60日を経過した日の翌日から閲覧開始となり、5年間保存される。

(3) 岡山県議会においては、政務調査費の透明性の確保及び政務調査費の使途基準を明確にするため、平成20年6月に政務調査費検討委員会（議会運営委員会委員長の諮問機関）が設置され、領収書等の公開や、詳細な使途基準等を定めたマニュアル作成の議論を重ね、平成21年2月17日の議会運営委員会で答申を行った。それを受け、議会運営委員会で了承の上、平成21年2月議会で、平成21年4月以降に交付される政務調査費について、収支報告書に領収書等の写し（1件1万円を超えるもの）を添付することを義務づける等の条例改正を行った。その後、全議員を対象にマニュアルの説明会を開催するなど、主旨を徹底し、政務調査費の透明性の確保及び使途の明確化を図ってきたところである。

(4) 岡山県議会の政務調査費交付制度の概要は次のとおりである。

交付対象	議員の職にある者（条例第2条）
交付額	月の初日に在職する議員に対し月額35万円（条例第3条）
交付方法	原則四半期毎（条例第6条）
使途	使途基準に従って使用しなければならない（条例第7条, 規程第4条）
証拠書類の整理保管	会計帳簿を調製し支出内容を明確にするとともに、これらの書類を5年間保存しなければならない（規程第7条）
収支報告書の提出	収支報告書を、議長に提出しなければならない（条例第8条）
収支報告書に添付を要する書類	1件当たりの金額が1万円を超えるものに係る領収書等の写し（条例第8条）
政務調査費の返還	交付を受けた額に残余が生じた場合、知事は返還を命ずることができる（条例第10条）
収支報告書の閲覧	誰でも収支報告書の閲覧を請求することができる（条例第11条）

- (5) 収支報告書等の提出を受け、議会事務局としては、マニュアルに沿った支出及び領収書等の添付がなされているか等の事務的な点検を行っているが、これは各議員が、定められた基準に従った適正な支出方法を認識した上で収支報告書等の提出をしている前提での点検である。
- (6) 請求人は、「政務調査費は一種の補助金なので、政務調査のためにだけ支出することが許される。従って、種々の要素が混在する活動の費用の全額を支出することはできない。種々の要素が混在する活動の場合には、一定割合で按分して支出することだけが許される。（当オンブズマンがこれまでに接した県議会議員・会派の中には、『政治活動のうち、『純粋な選挙活動』『純粋な政党活動』『純粋な後援会活動』等を除いた残りは全部『政務調査』であり、政務調査費を全額支出できる』と主張する者があるが、この主張は誤りである。）

従って、個々の議員の一つ一つの活動について『政務調査』と『それ以外の政治活動』の割合を定めることは困難であることを勘案し、

- ① 当該支出にかかる活動の全体が、議員の『政務調査活動』にかかる支出、(『県議会議員の調査研究に資するために必要な経費』)として適切と判断されるものは、全額認め、
- ② 当該支出にかかる活動の全体が、『私的活動』または『政務調査以外の政治活動』にかかる支出と判断されるものは、全額認めず、
- ③ 当該支出にかかる活動の全体が、①、②のいずれかと断定できない支出のうち、具体的な理由によって按分比率を特定できる例外的なものについてはその按分比率で認め、それ以外のものについては按分率50パーセントで認めるべきである。」と主張している。

しかし、政務調査費の使途については、法第100条第14項で、議会の議員の調査研究に資するため必要な経費と規定されているのみで、具体的、詳細な内容を明確にしておらず、交付の対象、額及び交付の方法については、各地方公共団体が定める条例に従うものとされている。従って、政務調査費の使途については、法の趣旨に反しない限りにおいて、各地方自治体における条例の定めるところに従うものと解する。

規程の別表は、政務調査費の使途について定めた条例第7条の使途基準を列挙したものであるが、個別具体的に例示されていないものであっても議会の活性化・審議能力の強化など、議員の調査研究活動基盤の充実等に有益となる費用については支出が可能であると解する。

こうした政務調査費の具体的な使途基準や充当方法については、マニュアルで詳細を規定しており、それによれば、社会通念上妥当な範囲の額であれば、実際に要した経費を充当することを原則としており、また、議員活動は政党活動、選挙活動、後援会活動等と一体的になされることが多く、明確には分離できない場合もあることから、そういった場合には、実態に合わせた適切な業務割合で按分し、按分した額をもって政務調査費に充当すべきとしている。

議員がいかなる調査研究活動を行うかについては、議員の自主的判断に委ねられており、その自主性は尊重されるべきであることから、こうしたマニ

マニュアルの基準等に沿って支出されたものについては、調査研究活動として必要性を欠くことが明らかであると認められるものを除き、その支出額や按分の仕方を含め、政務調査費の充当が条例に定める使途基準に反するとはいえないと考える。

五 監査の実施

1 監査対象事項

平成21年度に岡山県知事（以下「知事」という。）が、岡山県議会議員に交付した政務調査費（残余金精算後の額）のうち、請求人が提出した違法支出額一覧表において違法支出額として否認しているものについて、当該支出が、違法又は不当な公金の支出に当たるか否かを監査対象事項とした。

2 監査対象機関

監査対象機関は、法第153条第1項の規定により、知事の補助機関として平成21年度の政務調査費の支出に係る事務の執行を行った議会事務局とした。

3 監査の実施方法

監査は、議会事務局から関係資料の提出を求めるとともに、平成23年5月20日に議会事務局長その他の職員の陳述を聴取して実施した。

なお、法第199条第8項の規定により、本件請求の対象となる岡山県議会議員54人について、議会事務局を通じて関係人調査を実施した。なお、調査に当たっては、請求人の本件請求の対象となった全ての支出について、岡山県議会の政務調査費の交付に関する条例（以下「条例」という。）、岡山県議会の政務調査費の交付に関する規程（以下「規程」という。）及びマニュアルにおいて、整理保管を義務づけている証拠書類等の提出を求めたほか、必要に応じ、支出の目的、内容等についての説明資料の提出を求めた。

また、平成23年5月31日に、議会事務局の監査を行い、監査請求の対象となったものについて、条例、規程及びマニュアルに沿ったものであるか否かの確認を行った。

さらに、証拠書類等に補足が必要と判断した事項については、説明資料の提出を求めた。

六 監査の結果

本件監査については、合議により、次のとおり決定した。

平成23年6月21日 岡山県公報 号外

平成21年度に知事が岡山県議会議員に交付した政務調査費に係る本件請求について、一部理由があるものと認められるので、別表「平成21年度岡山県議会政務調査費監査結果」において、返還すべき額とした209,963円について、当該議員に対して当該金額の返還を命じる等、必要な措置を講じること。

以上のとおり勧告するので、その措置状況について、平成23年8月31日を期限として回答するよう通知する。

七 理由

以下、判断の理由について述べる。

1 事実関係の確認

- (1) 請求書に添付されている「平成21年度岡山県議会政務調査費（平成21年4月1日～平成22年3月31日）」（以下「査定表」という。）に掲げられた各支出について、請求人が当該支出の全部又は一部を否認しているものを「否認理由等」により分類し、調査及び確認を行った。

表1 査定表の内訳 (単位：件)

区 分	件数
是認しているもの	517
全部又は一部を否認しているもの	1,538
合 計	2,055

表2 請求人の「否認理由等」の分類 (単位：件)

項目	内 訳	件数	項目計	
1	目的、内容等が不明	231	231	
2	受取人（支払先）が不明（黒塗り）	領収書発行者が黒塗り	629	648
		受取人が黒塗り（銀行振込み等）	19	
3	内容が不備	内訳不明、明細不明等	56	57
		領収日なし	1	
4	年度超えの領収書	5	5	

5	全体額を示す 領収書なし	後援会発行の領収書	27	54
		後援会以外発行の領収書等	27	
6	領収書の相手 方（発行者）	議員が代表者の会社等	28	81
		議員と住所が同じ	49	
		議員が役員の会社等	4	
7	議員宛の領収 書なし	支払証明書	39	76
		領収書の宛名が後援会	14	
		領収書の宛名が議員が代表者の会社	4	
		領収書の宛名が上記以外	19	
8	按分率につい ての考え方の 相違	2分の1に按分	330	372
		3分の1に按分	14	
		その他の率で按分	28	
9	新聞雑誌購読料，備品購入費等	16	16	
10	その他個別案件	53	53	
合 計				1,593

(注)「否認理由等」が複数あるものはそれぞれに分類しているので、合計数が表1の否認件数(1,538件)を上回っている。

(2) (1)の分類に基づき、五の3の監査の実施方法により、事実関係を確認した。

なお、議会事務局の監査及び追加の資料において、議会事務局から、次のとおり説明があった。

政務調査費制度については、法が定める二元代表制の地方自治制度の中で、議会の自主性、自律性を尊重する制度となっており、本県においても、規程は

議長が定めていること、政務調査費の使途基準についても条例第7条及び規程第4条に基づき議長が定めていること、また、収支報告書や領収書等の関係書類等が提出されたとき、必要に応じて調査を行う権限についても議長に与えられていること等を勘案すれば、使途基準の解釈やその適用の可否について、知事が積極的に関与することは制限されているといえる。

平成21年12月17日の最高裁判決や平成22年3月23日の最高裁判決の趣旨から、調査研究活動の範囲や政務調査費の使途基準に該当するかどうかの判断に当たっては、議員の自主性、自律性を尊重することが求められているといえる。

さらに、平成19年2月9日の札幌高裁判決の趣旨等も勘案すると、議員の調査研究活動は、議員の多様にわたる専門性や関心を尊重し、極めて広範な裁量のもとに行われるべきものであり、支出の対象となった活動に調査研究の実質があり、それが適切な目的及び金額であると認められ、県政との関連性、必要性及び合理性を欠くことが明らかではない場合には、政務調査費の制度趣旨に合致しているかどうかによって判断すべきである。

ただし、政党活動、選挙活動、後援会活動等、政務調査費で支出できないと定める経費が明らかに含まれる場合には、経費を按分し支出する必要がある。

また、視察及び会議の成果としての議員の考察や提言を県政にどのように反映させるか等については、結果として取り上げなかったり、時機を見て取り上げるなどの判断があり得るのであって、どのように取り扱うかについては、議員が広範な裁量を持っているという上記判決の趣旨に鑑みれば、詳細な使途基準を定めたマニュアルに沿った適切な支出の要件を備えていることを条件として、その判断は尊重されなければならないと考える。

2 判断

七の1における事実関係の確認を踏まえて、本件請求についての判断を行うに当たり、次の「基本的な考え方」に基づき、表2の請求人の「否認理由等」の分類に掲げる10項目について、議会事務局から聴取した条例、規程及びマニュアルについての解釈及び運用についての考え方に加え、判例等を参考として、それぞれの支出についての適法性を検討した。

(1) 基本的な考え方

政務調査費制度については、平成21年12月17日の最高裁判決において「政務調

査費条例及び政務調査費規程の定め並びにそれらの趣旨に照らすと、政務調査費条例は、政務調査費の支出に用途制限違反があることが収支報告書等の記載から明らかにうかがえるような場合を除き、監査委員を含め区の執行機関が、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその用途制限適合性を審査することを予定していないと解される」とされ、また、平成22年3月23日の最高裁判決において「議員の調査研究活動は多岐にわたり、個々の経費の支出がこれに必要なかどうかについては議員の合理的判断にゆだねられる部分があることも確かである」とされており、政務調査費の支出がマニュアルに定められた用途基準に合致しているか否かの判断をするに当たっては、各議員の自主性、自律性及び調査研究活動に対する裁量を尊重すべきであると考えます。

一方、その財源が貴重な公金であること、また、マニュアルにも、「議員は、政務調査費の支出について、会計帳簿を調整し、その内訳を明確にするとともに、調査活動の内容を説明する責任がある。」と記載されているように、請求人から指摘された支出に対しては、議員自らが支出の適法性を示す証拠書類等の提出や支出についての説明責任があると考えます。

このような観点から、次の3点を基本的な考え方とする。

- ① 政務調査費制度における各議員の自主性、自律性及び調査研究活動に対する裁量を尊重すべきである。
- ② とはいえ、政務調査費の財源が貴重な公金であることに鑑み、無制約な支出が認められるものではなく、各議員は、政務調査費の支出に当たって、条例及び規程、マニュアルを遵守しなければならない。
- ③ 条例及び規程に適合しているかの判断に当たっては、マニュアルに明記されている「政務調査費に充当する際の基本的な考え方」についての三原則に照らし、マニュアルを基本として、明らかにこれに反する支出については、政務調査費の充当は認められないと考える。

【岡山県議会政務調査費マニュアル】《抜粋》

5 政務調査費に充当する際の基本的な考え方

(1) 実費弁償の原則

政務調査費に充当する額は、会計帳簿等の証拠書類により、その

支出が確認できるもので、調査研究活動に実際に要した経費（実費）とするという原則。ただし、その額は、社会通念上妥当な範囲のものとする。

(2) 按分充当の原則

議員活動は、政党活動、選挙活動、後援会活動等と一体的になされることも多く、明確に分離できない場合もあることから、そういった場合には、実態に合わせた適切な業務割合で按分し、按分した額をもって政務調査費に充当すべきという原則。

(3) 説明責任の原則

議員は、政務調査費の支出について、会計帳簿を調整し、その内訳を明確にするとともに、調査活動の内容を説明する責任があるという原則。

(2) 個別の判断

上記の基本的な考え方を踏まえ、七の1の事実関係の確認で分類した各項目ごとに、次のとおり判断を行った。

① 目的、内容等が不明（項目1）

請求人から指摘された231件について、議員から提出された証拠書類、説明資料等を確認した結果、次の一部の支出を除き、使途基準に合致しない支出であるとは認められないと判断した。

別表の整理番号2014番の宿泊代の一部、整理番号2015番の乗車券代、2028番及び2029番の会議室料について、疑義があり、当該議員に対して証拠書類等の提出及び内容の説明を求めたが、対応がなされなかった。このため、使途基準に合致していないと判断せざるを得ない。

また、指摘された231件のうち自由民主党岡山県議団会費138件については、議会事務局を通じて提出された平成21年度岡山県議団収支決算書及び領収書を確認した結果、使途基準に合致しない支出であるとは認められないと判断した。

② 受取人（支払先）が不明（黒塗り）（項目2）

請求人から、領収書等が黒塗りされているため、受取人（支払先）が不明であると指摘された648件について、議員から提出された黒塗り前の領収書及び

二親等以内の親族（配偶者を含む。）又は生計を一にする親族に当たるか否かの説明資料を確認した結果、使途基準に合致しない支出であるとは認められないと判断した。

③ 内容が不備（項目3）

請求人から、ガソリン代等でその内容が不明のものや、新聞代の領収日付がないもの等領収書の内容の不備を指摘された57件について、議員から提出された請求書、明細書等支払の明細を確認できる証拠書類を確認した結果、別表の整理番号6番、193番、528番、1422番、1424番、1426番、1430番及び1431番のガソリン代の一部に、維持管理費であるオイル代、洗車代、コーティング代が含まれていることが明らかであるため、使途基準により、当該部分を対象外支出と判断した。

別表の整理番号448番、451番、526番、527番のガソリン代については、明細を確認できる資料が提出されなかったため、これらについては、使途基準に合致していないと判断せざるを得ない。

また、別表の整理番号1511番のガソリン代の一部（3,882円）について、議員から、対象外経費であった旨申出があり、自主返還されたとの連絡が議会事務局からあったので、この事実を確認し、監査の対象外とした。

なお、領収日付がないと指摘されたもの1件（別表の整理番号1756番）については、新聞販売所が発行した領収日付が領収書等整理票に記載された日付と一致する旨の証明書の写しを確認した。

④ 年度超えの領収書（項目4）

請求人から、年度超えの領収書であると指摘された5件（別表の整理番号1274番、1275番、1805番、1831番及び1841番）について、議員から「3月に行った行為について、その請求が4月にずれ込んだため支払が4月になった」等との説明があった。

議会事務局からは「政務調査費への充当が認められるのは、交付年度において行った政務調査による支出であるが、マニュアルでは、『政務調査を実施した年度で整理することを原則とし、翌年度の4月中に必ず整理した上で、4月30日までに収支報告書等を議長に提出する必要がある』としているものの、支払のあった日の属する年度をもって整理するとの明確な規定は定められていな

い。また、いくつかの判例においても議員活動に会計年度独立の原則の適用はない旨判示されている。政務調査活動は、議員の任期中継続して行われるため、例えば当該年度に行う政務調査活動に係る支出を前金払いとして前年度末に行っている場合や、報告書印刷などで、納品が年度末で、支払が次年度になる場合などは当該年度分として充当が認められると考える。また、毎月継続して発生するような事務所借り上げ料、人件費、光熱水費等については、毎年同じ処理をし、重複計上されていない限り、年度越えの支払(例えば4月分の家賃について3月中に支払うものなどを当該年度分又は次年度に充当すること)についても認められると考える。」との説明があった。

議会事務局では、従前よりこのような取扱いがなされており、年度越えの領収書であることのみをもって、使途基準に合致しない支出であるとは認められないと判断した。

⑤ 全体額を示す領収書なし(項目5)

請求人から、支払の全体額を示す領収書がないと指摘された54件について、議員から提出された覚書等全体額を示す資料を確認した結果、使途基準に合致しない支出であるとは認められないと判断した。

⑥ 領収書の相手方(発行者)(項目6)

請求人から、領収書の相手方(発行者)について議員本人が代表取締役等である会社又は議員本人と住所が同一であると指摘された81件のうち74件について、議員から提出された契約書、覚書及び法人決算書の写し等の証拠書類を確認した結果、使途基準に合致しない支出であるとは認められないと判断した。

なお、領収書発行者と議員本人の住所が同一であると指摘された3件(別表の整理番号98番、99番及び100番)については、実際の住所は議員本人と同一ではなく、また、政務調査費対象年度には議員がすでに会社の代表を辞しているため、関連法人には該当しないことを確認した結果、使途基準に合致しない支出であるとは認められないと判断した。

また、議員本人が専務取締役であると指摘された4件(別表の整理番号251番から254番まで)については、政務調査費対象年度には議員本人が取締役ではないことを確認した結果、使途基準に合致しない支出であるとは認められないと判断した。

⑦ 議員宛の領収書なし（項目7）

請求人から、議員宛の領収書なしと指摘された76件について、次のとおり判断した。

ア 支払証明書

請求人から、議員が作成した支払証明書のみで領収書なしと指摘された39件のうち、旅費、交通費を除く16件について、議会事務局を通じて議員から提出された契約書、領収書、業者から提出された請求書、預金通帳の写し等を確認した結果、使途基準に合致しない支出であるとは認められないと判断した。

旅費、交通費（23件）について、次の20件を除き、復命書等を確認した結果、使途基準に合致しない支出であるとは認められないと判断した。

支払証明書について、議会事務局から「マニュアルでは、証拠書類の範囲として支払証明書を規定しており、その内容は、『自動販売機で購入した切符代、バス代、自動引落とし（新聞購読料等）等で領収書を取得できない場合は、『支払証明書』により、議員本人が支払を証明することとする。』とされており、政務調査費の支出に使途基準違反があることがその記載から明らかにうかがわれるような場合を除き、証拠書類となるものと考えられる。」との説明があった。

マニュアルにおいて、領収書に代えて支払証明書によることができるものが明確に限定されていないことから、別表の整理番号2000番から2005番まで、2007番から2009番まで、2016番、2017番及び2021番から2027番までの18件については、使途基準に合致しない支出であるとは認められないと判断した。

なお、別表の整理番号2015番については、七の2の(2)①で判断したとおりである。

また、別表の整理番号476番に係る交通費については、議員から、政務調査費を充当しない旨申出があり、自主返還されたとの連絡が議会事務局からあったので、この事実を確認し、監査の対象外とした。

イ 領収書の宛名が議員本人になっていないもの

議会事務局から、「領収書の宛名は、議員本人であることが原則であるが、例えば、宛名が後援会名等であっても実態の有無をもって政務調査費

の充当が可能である。マニュアルに示している按分の考え方に沿って、適切に按分をされており、実態として政務調査活動に要する経費であれば、領収書の宛名が後援会名等であっても、直ちに使途基準に反するものであるとまではいえない。」との説明があった。

(ア) 宛名が後援会のもの

請求人から指摘された給与14件（別表の整理番号931番から944番まで）について、議員から「後援会と政務調査活動を兼任している。」との説明があったため、宛名が後援会であることのみをもって、使途基準に合致しない支出であるとは認められないと判断した。

(イ) 宛名が議員本人が代表の会社であるもの

請求人から指摘された電話代4件（別表の整理番号875番，876番，878番及び880番）について、議員から「一括契約している関係で領収書を分けることができなため会社が一括で支払いし、マニュアルに従いその3分の1を政務調査費として充当している。」との説明があったため、宛名が議員本人が代表の会社であることのみをもって、使途基準に合致しない支出であるとは認められないと判断した。

(ウ) 宛名が議員の政治団体であるもの

請求人から指摘された郵送料等4件（別表の整理番号645番，651番，654番及び655番）について、議員から「政治団体宛の領収書をマニュアルに従って按分し、その2分の1を政務調査費として充当したものである。」との説明があったため、宛名が政治団体であることのみをもって、使途基準に合致しない支出であるとは認められないと判断した。

(エ) 宛名が議員の関連法人であるもの

請求人から指摘された電気代及び水道代14件（別表の整理番号1113番，1115番，1116番，1119番，1120番，1122番，1124番，1125番，1127番，1129番，1131番，1133番，1134番及び1136番）について、議員から「関連法人と共用しているが、小メータをつけられないので同法人がその料金を一括で支払い、同法人宛の領収書をマニュアルに従って按分し、その3分の1を政務調査費として充当している。」との説明があったため、宛名が議員の関連法人であることのみをもって、使途基準に合致しない支出であるとは認められ

ないと判断した。

(オ) 宛名が他人のもの（1件）

請求人から指摘された乗車券代1件（別表の整理番号2006番）について、領収書の名宛人との関係を十分に説明されない限り、本人のものと認めることはできないため、使途基準に合致していないと判断せざるを得ない。

⑧ 按分率についての考え方の相違（項目8）

請求人から指摘された372件について、議員から提出された証拠書類や按分についての説明資料等を確認した。

また、請求人から指摘された372件のうち、民主・県民クラブ会派会費8件、公明党岡山県議団費5件及び日本共産党岡山県議団会費15件について、会派から提出された領収書等の証拠書類や按分についての説明資料等を確認した。

按分の考え方について、議会事務局からは「マニュアルでは、『政務調査費に充当する際の基本的な考え方として、議員活動は、政党活動、選挙活動、後援会活動等と一体的になされることも多く、明確に分離できない場合もあることから、そういった場合には、実態に合わせた適切な業務割合で按分し、按分した額をもって政務調査費に充当すべき』という按分充当の原則を定めている。さらに、項目別使途基準に『政務調査活動は、議員個々によって異なっているため、按分比率を一律に示すことは困難であり、個々の議員の判断によらざるを得ないが、それぞれの業務の従事割合に応じて合理的に説明可能な範囲で、個々の議員において按分比率の積算根拠を明確にしておく必要がある』等と基準を定め、個々の議員の判断で按分率を定めることができることとしている。ただし、ガソリン代のみその按分の上限を2分の1と定めている。また、按分率の算定基礎となる政務調査活動との関連性の判断については、平成22年3月23日最高裁判決は『議員の調査研究活動は多岐にわたり、個々の経費の支出がこれに必要なかどうかについては議員の合理的判断に委ねられる部分があることも確かである』と判示し、議員の裁量を認めている。議員の活動において政務調査活動との関連性を判断して按分率を決めることはその活動の実態を最も熟知している議員の裁量の範囲であり、按分率が一定でなければならない理由はない。」との説明があった。

証拠書類や按分についての説明資料等を確認した結果、使途基準に合致しな

い支出であるとは認められないと判断した。

⑨ 新聞雑誌購読料，備品購入費等（項目9）

請求人から指摘された16件のうち10件（別表の整理番号203番，204番，677番，963番，965番，967番，1039番，1518番，1585番及び1592番）について，議員から提出された説明資料を確認した。

議会事務局からは「マニュアルでは，議員が行う調査研究のために必要な図書，資料等の購入に要する経費（書籍購入費，新聞雑誌購読料等）に政務調査費を充てることができる」とされている。平成19年2月9日の札幌高裁判決によれば，何をもって議員が行う調査研究のために必要とするかは，個々の議員の判断に委ねられており，その自主性は尊重されるべきであるから，議会事務局では，議員が提出した領収書等整理票に記載している書籍名を点検し，一見して明らかに政務調査研究に資すると認められない書籍を除き，直ちに使途基準に反するものであるとまではいえないと考える。」との説明があった。

説明資料を確認した結果，これらの支出が政務調査研究に資するものではないとはいえず，使途基準に合致しない支出であるとは認められないと判断した。

5件（別表の整理番号314番，1731番，1754番，1756番及び1775番）については，全て新聞であり，マニュアルでは，議員が行う調査研究のために必要な図書，資料等の購入に要する経費（書籍購入費，新聞雑誌購読料等）が認められていることから，使途基準に合致しない支出であるとは認められないと判断した。

1件（別表の整理番号1487番）については，私的にも利用される場合があると推認される物品（カメラ）であるため，所要台数は必要最小限とすべきであり，2台目の購入である本件について，社会通念上，当該購入が必要最小限とは認めがたく，使途基準に合致していないと判断せざるを得ない。

⑩ その他個別案件（項目10）

ア 請求人から指摘された1件（別表の整理番号635番，海外旅費）について，議員から提出された説明資料を確認した。

海外旅費については，マニュアル上国内外の視察経費に政務調査費を充てることができる」と定められており，経済・貿易促進のための協議等を目的とする支出であるとのことであり，使途基準に合致しない支出であるとは認め

られないと判断した。

イ 請求人から指摘された2件（別表の整理番号634番及び636番，旅費）について，議員から後援会活動及び政党活動ではなく，政策を議論する場であるとの説明を受けており，使途基準に合致しない支出であるとは認められないと判断した。

ウ 請求人から指摘された1件（別表の整理番号638番，旅費）について，議員から提出された説明資料を確認した。

主催者は社団法人であり，宗教活動には当たらないとのことであり，使途基準に合致しない支出であるとは認められないと判断した。

エ 請求人から指摘された3件（別表の整理番号1508番，1510番及び1516番，乗車券代）について，議員から提出された説明資料を確認した。

情報交換や政策を議論する場への参加とのことであり，使途基準に合致しない支出であるとは認められないと判断した。

オ 請求人から指摘された1件（別表の整理番号1519番，会費）について，議員から提出された説明資料を確認した。

ファクシミリ通信等の情報収集に要する費用であり，資料は政策立案等に活用しているとのことであり，使途基準に合致しない支出であるとは認められないと判断した。

カ 請求人から指摘された2件（別表の整理番号1476番及び1568番，旅費）について，議員から提出された説明資料を確認した。

海外旅費については，マニュアル上国内外の視察経費に政務調査費を充てることができることと定められている。北朝鮮国内の施設視察等を目的とする支出であるとのことであり，使途基準に合致しない支出であるとは認められないと判断した。

キ 請求人から指摘された1件（別表の整理番号1105番，旅費）について，議員から提出された説明資料を確認した。

まちおこし研究を目的とした調査研究活動とのことであり，使途基準に合致しない支出であるとは認められないと判断した。

ク 請求人から指摘された2件（別表の整理番号1092番及び1100番，大学院授業料）について，議員から提出された説明資料を確認した。

議会事務局からは「大学院の授業料について、本件と同様に、区議会議員が大学院で調査研究を行うとし、その学費に政務調査費を充当したことの適否等が争われた平成18年7月14日の東京地裁判決では、議員の大学院への通学は、履修する授業科目から、議員の調査研究活動の基盤の充実を図るという政務調査費制度の趣旨に合致する旨判示しており、同判決は平成18年11月8日の東京高裁判決でも確定していることから、使途として適切でないとはいえないと考える。」との説明があった。

議会事務局の説明を聴取し、説明資料を確認した結果、使途基準に合致しない支出であるとは認められないと判断した。

請求人から指摘された2件（別表の整理番号1171番及び1172番、大学院授業料）についても同様に、使途基準に合致しない支出であるとは認められないと判断した。

ケ 請求人から指摘された1件（別表の整理番号260番、受講料）について、議員から提出された証拠書類を確認した。

岡山市民大学は、一般県民を対象とした一般教養講座の性格であるが、各回のテーマによっては、議員の調査研究に資するものがあることも否定できないことから、使途基準に合致しない支出であるとは認められないと判断した。

コ 請求人から指摘された1件（別表の整理番号1433番、会費）について、議員から提出された説明資料を確認した。

当該団体は、新聞社や諸官庁等との連絡、意見交換を目的とし、玉野市役所内に事務局を置く団体で、諸官庁、新聞社等による実質的な意見交換を目的としているとのことであり、使途基準に合致しない支出であるとは認められないと判断した。

サ 請求人から指摘された1件（別表の整理番号96番、茶菓子代）について、議員から提出された説明資料を確認した。

説明資料の参加人数から算定した1人当たりの単価が436円（2分の1に按分しているため、政務調査費分としては218円）であり、マニュアルに規定されている社会通念上妥当な範囲を越えているとはいえないことから、使途基準に合致しない支出であるとは認められないと判断した。

このほか、請求人から指摘された9件（別表の整理番号241番, 242番, 1266番から1268番まで, 1270番, 1271番, 1273番及び1461番, 茶菓子代）についても同様に、使途基準に合致しない支出であるとは認められないと判断した。

別表の整理番号1273番（会場費）については、七の2の(2)⑧で述べたとおりである。

シ 請求人から指摘された1件（別表の整理番号317番, 印刷費）について、議員から提出された証拠書類等を確認した。

地域づくり等をテーマとして開催したシンポジウムの講演録を作成するための経費とのことであり、使途基準に合致しない支出であるとは認められないと判断した。

ス 請求人から指摘された1件（別表の整理番号322番, パソコン・プリンターほか）について、議員から提出された証拠書類を確認した。

マニュアルでは、事務費での購入可能な物品としてパソコン, 印刷機, ファクシミリ等を認めており, また, パソコン, 印刷機等が10万円以上する可能性があることも想定していることから, 使途基準に合致しない支出であるとは認められないと判断した。

セ 請求人から指摘された2件（別表の整理番号643番, 897番, 会場使用料）について、議員から提出された会議内容及び参加人員の証拠書類又は説明資料を確認した。

いずれも参加者が300人を超える県政報告会であり, 会場使用料について, マニュアルでは, 金額について特に定めがないことから, 使途基準に合致しない支出であるとは認められないと判断した。

請求人から指摘された1件（別表の整理番号899番, 印刷費）は, 整理番号897番の県政報告会に係る案内状の印刷費であり, 使途基準に合致しない支出であるとは認められないと判断した。

ソ 請求人から指摘された2件（別表の整理番号1176番及び1184番, データ制作料）について、議員から提出された証拠書類等を確認した。

県政レポートの原稿データ制作料であり, 使途基準に合致しない支出であるとは認められないと判断した。

タ 請求人から指摘された4件（別表の整理番号743番から746番まで, 調査

委託料)について、議員から防災対策調査等の調査報告書が提出され、内容を確認したところ、使途基準に合致しない支出であるとは認められないと判断した。

チ 請求人から指摘された2件(別表の整理番号1569番及び1570番,調査費)について、議員から提出された説明資料を確認した。

自殺問題及び林業問題の調査業務について、一般質問の内容に活用するための資料提供を委託したものであるとのことであり、使途基準に合致しない支出であるとは認められないと判断した。

ツ 請求人から指摘された1件(別表の整理番号1478番,宿泊代)について、議員から提出された説明資料を確認した。

会議場所と宿泊場所が同一市町村でないことのみをもって、使途基準に合致しない支出であるとは認められないと判断した。

テ 請求人から指摘された1件(別表の整理番号49番,レンタカーリース料)について、議員から提出された説明資料を確認した。

マニュアルでは、視察経費として公共交通機関を利用する以外にも、「タクシーを利用する合理的な理由がある場合(例えば、他に利用できる公共交通機関がないか、運行本数が少ない場合等)に充当できるものとする。」とあり、レンタカーの使用についても、県内各市に点在する会場を移動する際に、公共交通機関やタクシー等を利用する場合よりも効率的に移動できることも十分考えられるため、使途基準に合致しない支出であるとは認められないと判断した。

ト 請求人から指摘された1件(別表の整理番号1810番,パネル作成費)について、議員から提出された説明資料を確認した。

マニュアルでは資料作成費として、「議員が議会審議に必要な資料を作成するために要する経費」が認められており、使途基準に合致しない支出であるとは認められないと判断した。

ナ 請求人から指摘された1件(別表の整理番号796番,デザイン料)について、議員から提出された説明資料を確認した。

議会事務局からは「支出先は、選挙支援システムを販売する会社であるものの、本件は同社が取り扱っている広報紙及びホームページのデザイン

業務を発注したものであり、選挙支援システムではないとのことである。」との説明があった。

議会事務局の説明を聴取し、説明資料を確認した結果、使途基準に合致しない支出であるとは認められないと判断した。

ニ 請求人から指摘された1件（別表の整理番号715、デザイン料）について、議員から提出された証拠書類を確認した。

リーフレット（県政報告書）作成に要した経費であり、使途基準に合致しない支出であるとは認められないと判断した。

ヌ 請求人から指摘された2件（別表の整理番号1488番及び1489番、印刷代）について、議員から、政務調査費を充当しない旨申出があり、自主返還されたとの連絡が議会事務局からあったので、この事実を確認し、監査の対象外とした。

ネ 請求人から指摘された1件（別表の整理番号2030番、会議室料）について、当該議員に対して証拠書類等の提出及び内容の説明を求めたが、対応がなされず、会議内容等が全く確認できなかったため、使途基準に合致していないと判断せざるを得ない。

ノ 請求人から指摘された1件（別表の整理番号1038番、会場使用料）について、議員から提出された説明資料を確認した。

会場使用料については、地域住民との県政報告会の会場借上料とのことであり、使途基準に合致しない支出であるとは認められないと判断した。

なお、本件については、議員から、当該会場使用料のうち2分の1に当たる額については政務調査費を充当しない旨申出があり、自主返還されたとの連絡が議会事務局からあり、この事実を確認した。

ハ 請求人から指摘された2件（別表の整理番号475番及び477番、交通費）について、議員から、政務調査費を充当しない旨申出があり、自主返還されたとの連絡が議会事務局からあったので、この事実を確認し、監査の対象外とした。

ヒ 請求人から指摘された1件（別表の整理番号1440番、ハガキ代）について、議員から、政務調査費を充当しない旨申出があり、自主返還されたとの連絡が議会事務局からあったので、この事実を確認し、監査の対象外と

した。

フ 請求人から指摘された1件（別表の整理番号1942番，労働保険料）について，平成22年9月に返納しているとの連絡が議会事務局からあったので，この事実を確認し，監査の対象外とした。

八 監査委員の意見

1 透明性の確保について

規程及びマニュアルにおいては，政務調査費の支払に係る証拠書類等を整理保管するとともに，収支報告書等を保存しなければならないこととされている。

しかしながら，今回の監査では，必要な証拠書類等が提出されず，用途についての説明が十分になされていないものが認められた。

政務調査費についての透明性を確保するためには，証拠書類等を確実に保存することが重要であり，マニュアルに規定された証拠書類等の保管を確実に行うよう，議員に徹底されたい。

さらに，収支報告書等の審査に当たっては，領収書等の必要書類の確認を十分に行い，必要に応じて証拠書類等を確認するなど審査機能の充実を図るとともに，証拠書類等についての事前確認の仕組みを十分活用する必要がある。

2 按分の考え方について

経費の按分について，マニュアルではガソリン代の上限2分の1と定めている以外は議員の自主判断に委ねられている。

しかしながら，議員が説明する按分の考え方は，必ずしも根拠が明確に示されているとはいえないものが見受けられたため，積算根拠の整備など透明性の確保を図られたい。

3 支払証明書の取扱いについて

支払明細書については，マニュアルで規定されているように，自動販売機で購入した切符代，バス代，自動引き落とし（新聞購読料等）等で，社会通念上，領収書をその都度取得することが困難な場合に，限定的に認められた証拠書類と考えられる。

今回の監査では，社会通念上，必ずしも領収書を取得することが困難と思われる長い長距離の交通費，家賃，郵送料，人件費等について，領収書に代えて支払証明書が提出されているものが見受けられた。

証拠書類は、客観性のある領収書を基本とするものであり、自らの支払を自ら証明する支払証明書は限定的に認めるべきである。よって、その取扱いについて、十分検討いただきたい。

別表

平成21年度岡山県議会政務調査費監査結果（総括表）

【自由民主党岡山県議団】

（単位：円）

議員名	政務調査費支出額 (A)	監査委員査定額 (B)	(参考) 請求人査定額	返還すべき額 (A-B)
戸室敦雄	2,081,100	2,078,990	71,500	2,110
千田博通	1,949,985	1,949,985	277,541	0
三村峰夫	1,697,255	1,697,255	0	0
天野学	1,699,000	1,699,000	616,000	0
古山泰生	3,081,207	3,076,482	1,150,517	4,725
小田春人	2,894,917	2,894,917	41,937	0
岡崎豊	3,084,150	3,084,150	0	0
河本勉	360,000	360,000	0	0
小野泰弘	660,000	660,000	300,000	0
内山登	2,271,348	2,271,348	176,632	0
渡辺英気	1,155,472	1,155,472	0	0
小田圭一	2,048,744	2,048,744	467,529	0
伊藤文夫	3,565,605	3,565,605	968,040	0
井元乾一郎	1,430,000	1,430,000	0	0
池田道孝	1,353,256	1,326,801	178,845	26,455
佐藤真治	2,463,917	2,463,917	1,858,917	0
蓮岡靖之	3,589,381	3,560,544	720,830	28,837
高橋戒隆	3,635,319	3,635,319	134,918	0
久徳大輔	1,107,260	1,107,260	334,381	0
波多洋治	2,901,932	2,901,932	220,465	0
西岡聖貴	2,620,220	2,620,220	1,049,355	0
神宝謙一	3,929,290	3,929,290	579,645	0
蜂谷弘美	3,515,500	3,515,500	1,157,500	0
遠藤康洋	3,719,350	3,719,350	225,793	0
加藤浩久	2,721,104	2,721,104	295,291	0
小倉弘行	4,153,535	4,153,535	1,812,405	0
浅野實	1,927,652	1,927,652	353,315	0
岡本泰介	3,372,787	3,372,787	947,789	0
渡辺吉幸	3,783,101	3,783,101	598,282	0
小林健伸	4,015,565	4,015,565	1,020,090	0
池本敏朗	3,875,262	3,875,262	11,950	0
谷口圭三	3,460,215	3,460,215	986,474	0
太田正孝	3,214,448	3,214,448	1,332,726	0
青野高陽	2,984,231	2,984,231	166,198	0
江本公一	2,843,100	2,843,100	454,406	0
中塚周一	2,531,063	2,531,063	726,534	0
合計	95,696,271	95,634,144	19,235,805	62,127

【民主・県民クラブ】

(単位：円)

議員名	政務調査費支出額 (A)	監査委員査定額 (B)	(参考) 請求人査定額	返還すべき額 (A-B)
鈴木一茂	1,289,829	1,289,829	1,156,768	0
住吉良久	2,546,900	2,536,209	1,995,108	10,691
長瀬泰志	2,306,666	2,306,666	1,162,739	0
三原誠介	1,891,453	1,862,288	1,214,426	29,165
横田えつこ	3,874,032	3,874,032	2,809,999	0
岡田幹司	2,059,560	2,059,560	1,655,099	0
高原俊彦	348,480	348,480	215,479	0
一井暁子	4,015,978	4,015,978	2,241,092	0
木下素典				
合計	18,332,898	18,293,042	12,450,710	39,856

【公明党岡山県議団】

(単位：円)

議員名	政務調査費支出額 (A)	監査委員査定額 (B)	(参考) 請求人査定額	返還すべき額 (A-B)
高橋英士	1,389,692	1,389,692	1,108,409	0
景山貢明	3,112,729	3,112,729	2,070,773	0
山田総一郎	1,268,137	1,268,137	1,034,104	0
吉田政司	1,334,733	1,334,733	1,058,634	0
増川英一	1,493,176	1,493,176	1,272,484	0
合計	8,598,467	8,598,467	6,544,404	0

【日本共産党岡山県議会議員団】

(単位：円)

議員名	政務調査費支出額 (A)	監査委員査定額 (B)	(参考) 請求人査定額	返還すべき額 (A-B)
武田英夫	2,900,004	2,900,004	2,180,015	0
赤坂てる子	3,170,113	3,170,113	2,083,541	0
森脇久紀	2,725,316	2,725,316	2,030,003	0
合計	8,795,433	8,795,433	6,293,559	0

【無所属】

(単位：円)

議員名	政務調査費支出額 (A)	監査委員査定額 (B)	(参考) 請求人査定額	返還すべき額 (A-B)
佐古信五	3,735,257	3,735,257	7,399	0
福田通雅	3,622,539	3,514,559	89,551	107,980

(単位：円)

総計	138,780,865	138,570,902	44,621,428	209,963
----	-------------	-------------	------------	---------

平成21年度岡山県議会政務調査費監査結果(個表)

【自由民主党岡山県議団】

(単位:円)

整理番号	議員名	費目内訳	政務調査費 支出額(A)	監査委員 査定額(B)	(参考) 請求人査定額	返還すべき額 (A-B)	判断根拠	摘 要	項目
1	550001	県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
2	550002	県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
3	550003	県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
4	550004	県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
5	550005	旅費	67,250	67,250	0	0			1
6	550006	ガソリン代	10,850	8,740	0	2,110	③		3
7	550007	交通費	11,000	11,000	5,500	0			8
8	550007	交通費	11,000	11,000	5,500	0			8
9	550008	交通費	11,000	11,000	5,500	0			8
10	550008	交通費	11,000	11,000	5,500	0			8
11	550009	交通費	11,000	11,000	5,500	0			8
12	550009	交通費	11,000	11,000	5,500	0			8
13	550010	交通費	11,000	11,000	5,500	0			8
14	550010	交通費	11,000	11,000	5,500	0			8
15	550011	交通費	11,000	11,000	5,500	0			8
16	550011	交通費	11,000	11,000	5,500	0			8
17	550012	交通費	11,000	11,000	5,500	0			8
18	550012	交通費	11,000	11,000	5,500	0			8
19	550013	交通費	11,000	11,000	5,500	0			8
20	550014	家賃	60,000	60,000	0	0			2
21	550015	家賃	60,000	60,000	0	0			2
22	550016	家賃	60,000	60,000	0	0			2
23	550017	家賃	60,000	60,000	0	0			2
24	550018	家賃	60,000	60,000	0	0			2
25	550019	家賃	60,000	60,000	0	0			2
26	550020	家賃	60,000	60,000	0	0			2
27	550021	家賃	60,000	60,000	0	0			2
28	550022	家賃	60,000	60,000	0	0			2
29	550023	家賃	60,000	60,000	0	0			2
30	550024	家賃	60,000	60,000	0	0			2
31	550025	家賃	60,000	60,000	0	0			2
32	550026	アルバイト料	65,000	65,000	0	0			2
33	550027	アルバイト料	65,000	65,000	0	0			2
34	550028	アルバイト料	65,000	65,000	0	0			2
35	550029	アルバイト料	65,000	65,000	0	0			2
36	550030	アルバイト料	65,000	65,000	0	0			2
37	550031	アルバイト料	65,000	65,000	0	0			2
38	550032	アルバイト料	65,000	65,000	0	0			2
39	550033	アルバイト料	65,000	65,000	0	0			2
40	550034	アルバイト料	65,000	65,000	0	0			2
41	550035	アルバイト料	65,000	65,000	0	0			2
42	550036	アルバイト料	65,000	65,000	0	0			2
43	550037	アルバイト料	65,000	65,000	0	0			2
44	540001	県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
45	540002	県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
46	540003	県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
47	540004	県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
48	540005	交通費・宿泊費	89,240	89,240	0	0			7
49	540006~ 540007	レンタカーリース料	24,885	24,885	0	0			10
50	540008	HP管理料	17,535	17,535	17,535	0			
51	540009	電気代	13,911	13,911	13,911	0			
52	540010	電気代	11,545	11,545	11,545	0			
53	540011	電気代	10,292	10,292	10,292	0			
54	540012	電気代	11,803	11,803	11,803	0			
55	540013	電気代	12,820	12,820	12,820	0			
56	540014	電気代	13,316	13,316	13,316	0			
57	540015	電気代	11,874	11,874	11,874	0			
58	540016	電気代	10,243	10,243	10,243	0			
59	540017	電気代	10,420	10,420	10,420	0			
60	540018	電気代	13,144	13,144	13,144	0			
61	540019	電気代	12,009	12,009	12,009	0			
62	540020	電気代	12,049	12,049	12,049	0			
63	540021	事務用品	13,150	13,150	6,575	0			8
64	540022	印刷費	43,260	43,260	43,260	0			
65	540023	プリンター	18,800	18,800	9,400	0			8
66	540024	修理代	11,550	11,550	5,775	0			8
67	540025	事務用品	14,200	14,200	7,100	0			8
68	540026	事務用品	10,399	10,399	5,200	0			8
69	540027	切手	10,040	10,040	5,020	0			8
70	540028	切手・ハガキ代	18,000	18,000	4,000	0			1,8
71	540029	切手	16,000	16,000	8,000	0			8
72	540030	ハガキ	20,000	20,000	0	0			1
73	540031	切手・ハガキ代	18,000	18,000	4,000	0			1,8
74	540032	切手・ハガキ代	36,000	36,000	8,000	0			1,8
75	540033	切手・ハガキ代	30,500	30,500	10,250	0			1,8

整理番号	議員名	費目内訳	政務調査費 支出額(A)	監査委員 査定額(B)	(参考) 請求人査定額	返還すべき額 (A-B)	判断根拠	摘 要	項目
76	540034	切手・ハガキ代	30,000	30,000	0	0			1
77	540035	ハガキ	25,000	25,000	0	0			1
78	540036	ハガキ	40,000	40,000	0	0			1
79	540037	アルバイト料	80,000	80,000	0	0			2
80	540038	アルバイト料	80,000	80,000	0	0			2
81	540039	アルバイト料	80,000	80,000	0	0			2
82	540040	アルバイト料	80,000	80,000	0	0			2
83	540041	アルバイト料	80,000	80,000	0	0			2
84	540042	アルバイト料	80,000	80,000	0	0			2
85	540043	アルバイト料	80,000	80,000	0	0			2
86	540044	アルバイト料	80,000	80,000	0	0			2
87	540045	アルバイト料	80,000	80,000	0	0			2
88	540046	アルバイト料	80,000	80,000	0	0			2
89	540047	アルバイト料	80,000	80,000	0	0			2
90	540048	アルバイト料	80,000	80,000	0	0			2
91	530001	県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
92	530002	県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
93	530003	県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
94	530004	県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
95	530005	旅費	69,290	69,290	0	0			1
96	530006	茶菓子代	10,676	10,676	0	0			10
97	530007	ハガキ・印刷費	11,800	11,800	0	0			1
98	530009	家賃	88,950	88,950	0	0			6
99	530010	家賃	600,000	600,000	0	0			6
100	530011	光熱費	72,039	72,039	0	0			3.6
101	530012	給与	12,250	12,250	0	0			2
102	530013	給与	12,250	12,250	0	0			2
103	530014	給与	12,500	12,500	0	0			2
104	530015	給与	14,500	14,500	0	0			2
105	530016	給与	15,000	15,000	0	0			2
106	530017	給与	15,000	15,000	0	0			2
107	530018	給与	12,500	12,500	0	0			2
108	530019	給与	15,000	15,000	0	0			2
109	530020	給与	14,000	14,000	0	0			2
110	530021	給与	12,000	12,000	0	0			2
111	530022	給与	12,500	12,500	0	0			2
112	530023	給与	12,500	12,500	0	0			2
113	530024	給与	17,500	17,500	0	0			2
114	530025	給与	15,000	15,000	0	0			2
115	530026	給与	15,000	15,000	0	0			2
116	530027	給与	15,000	15,000	0	0			2
117	530028	給与	15,000	15,000	0	0			2
118	530029	給与	17,500	17,500	0	0			2
119	530030	給与	10,500	10,500	0	0			2
120	530031	給与	10,500	10,500	0	0			2
121	530032	給与	13,000	13,000	0	0			2
122	530033	給与	7,500	7,500	0	0			2
123	530034	給与	9,000	9,000	0	0			2
124	530035	給与	9,500	9,500	0	0			2
125	530036	給与	12,500	12,500	0	0			2
126	530037	給与	15,500	15,500	0	0			2
127	530038	給与	12,500	12,500	0	0			2
128	530039	給与	14,000	14,000	0	0			2
129	530040	給与	14,000	14,000	0	0			2
130	530041	給与	12,500	12,500	0	0			2
131	530042	給与	15,500	15,500	0	0			2
132	530043	給与	14,000	14,000	0	0			2
133	530044	給与	14,000	14,000	0	0			2
134	530045	給与	15,500	15,500	0	0			2
135	530046	給与	14,000	14,000	0	0			2
136	530047	給与	15,500	15,500	0	0			2
137	520001	県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
138	520002	県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
139	520003	県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
140	520004	県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
141	520005	家賃	25,262	25,262	25,262	0			0
142	520006	家賃	25,262	25,262	25,262	0			0
143	520007	家賃	25,262	25,262	25,262	0			0
144	520008	家賃	25,262	25,262	25,262	0			0
145	520009	家賃	25,262	25,262	25,262	0			0
146	520010	家賃	25,262	25,262	25,262	0			0
147	520011	家賃	25,262	25,262	25,262	0			0
148	520012	家賃	25,262	25,262	25,262	0			0
149	520013	家賃	25,262	25,262	25,262	0			0
150	520014	家賃	25,262	25,262	25,262	0			0
151	520015	家賃	25,262	25,262	25,262	0			0
152	520016	家賃	25,262	25,262	25,262	0			0
153	520017	水光熱費	12,330	12,330	12,330	0			0
154	520018	水光熱費	11,142	11,142	11,142	0			0
155	520019	水光熱費	12,178	12,178	12,178	0			0
156	520020	水光熱費	11,880	11,880	11,880	0			0
157	520021	水光熱費	14,230	14,230	14,230	0			0

整理番号	議員名	費目内訳	政務調査費 支出額(A)	監査委員 査定額(B)	(参考) 請求人査定額	返還すべき額 (A-B)	判断根拠	摘要	項目
158	520022	水光熱費	13,050	13,050	13,050	0			
159	520023	水光熱費	14,701	14,701	14,701	0			
160	520024	水光熱費	11,227	11,227	11,227	0			
161	520025	水光熱費	12,550	12,550	12,550	0			
162	520026	水光熱費	13,197	13,197	13,197	0			
163	520027	水光熱費	14,267	14,267	14,267	0			
164	520028	水光熱費	13,791	13,791	13,791	0			
165	520029	電話代	12,353	12,353	12,353	0			
166	520030	電話代	12,704	12,704	12,704	0			
167	520031	電話代	13,309	13,309	13,309	0			
168	520032	電話代	12,468	12,468	12,468	0			
169	520033	電話代	13,209	13,209	13,209	0			
170	520034	電話代	18,375	18,375	18,375	0			
171	520035	電話代	12,319	12,319	12,319	0			
172	520036	電話代	12,267	12,267	12,267	0			
173	520037	電話代	12,678	12,678	12,678	0			
174	520038	電話代	13,343	13,343	13,343	0			
175	520039	電話代	12,645	12,645	12,645	0			
176	520040	電話代	12,643	12,643	12,643	0			
177	520041	給与	70,000	70,000	0	0			2
178	520042	給与	63,000	63,000	0	0			2
179	520043	給与	54,000	54,000	0	0			2
180	520044	給与	66,000	66,000	0	0			2
181	520045	給与	66,000	66,000	0	0			2
182	520046	給与	62,000	62,000	0	0			2
183	520047	給与	57,000	57,000	0	0			2
184	520048	給与	63,000	63,000	0	0			2
185	520049	給与	57,000	57,000	0	0			2
186	520050	給与	54,000	54,000	0	0			2
187	520051	給与	54,000	54,000	0	0			2
188	520052	給与	57,000	57,000	0	0			2
189	510001	県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
190	510002	県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
191	510003	県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
192	510004	県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
193	510005	ガソリン代	12,797	8,072	0	4,725	③		3
194	510006	ガソリン代	10,278	10,278	0	0			3
195	510007	ガソリン代	10,350	10,350	0	0			3
196	510008	ガソリン代	31,488	31,488	0	0			3
197	510009	ガソリン代	14,009	14,009	0	0			3
198	510010	ガソリン代	12,036	12,036	0	0			3
199	510011	ガソリン代	13,067	13,067	0	0			3
200	510012	ガソリン代	16,487	16,487	0	0			3
201	510013	ガソリン代	11,798	11,798	0	0			3
202	510014	ガソリン代	16,043	16,043	0	0			3
203	510015	購読料	13,000	13,000	0	0			9
204	510016	購読料	20,000	20,000	0	0			9
205	510017	印刷費	535,500	535,500	357,000	0			8
206	510018	印刷費	90,562	90,562	60,375	0			8
207	510019	郵送料	495,330	495,330	330,220	0			8
208	510020	郵送料	166,623	166,623	111,083	0			8
209	510021	電気代	17,267	17,267	17,267	0			
210	510022	電気代	13,617	13,617	13,617	0			
211	510023	電気代	13,209	13,209	13,209	0			
212	510024	電気代	11,977	11,977	11,977	0			
213	510025	電気代	14,652	14,652	14,652	0			
214	510026	電気代	12,528	12,528	12,528	0			
215	510027	電気代	12,548	12,548	12,548	0			
216	510028	電気代	12,859	12,859	12,859	0			
217	510029	電気代	13,645	13,645	13,645	0			
218	510030	電気代	18,724	18,724	18,724	0			
219	510031	電気代	17,231	17,231	17,231	0			
220	510032	電気代	16,738	16,738	16,738	0			
221	510033	印刷費	50,137	50,137	50,137	0			
222	510034	事務用品	15,703	15,703	15,703	0			
223	510035	事務用品	15,199	15,199	15,199	0			
224	510036	ファックスリース代	35,805	35,805	35,805	0			
225	510037	給与	80,000	80,000	0	0			2
226	510038	給与	80,000	80,000	0	0			2
227	510039	給与	80,000	80,000	0	0			2
228	510040	給与	80,000	80,000	0	0			2
229	510041	給与	80,000	80,000	0	0			2
230	510042	給与	80,000	80,000	0	0			2
231	510043	給与	80,000	80,000	0	0			2
232	510044	給与	80,000	80,000	0	0			2
233	510045	給与	80,000	80,000	0	0			2
234	510046	給与	80,000	80,000	0	0			2
235	510047	給与	80,000	80,000	0	0			2
236	510048	給与	80,000	80,000	0	0			2

整理番号	議員名	費目内訳	政務調査費 支出額(A)	監査委員 査定額(B)	(参考) 請求人査定額	返還すべき額 (A-B)	判断根拠	摘要	項目
237	500001	県議団体会費	90,000	90,000	0	0			1
238	500002	県議団体会費	90,000	90,000	0	0			1
239	500003	県議団体会費	90,000	90,000	0	0			1
240	500004	県議団体会費	90,000	90,000	0	0			1
241	500005	菓子代	12,120	12,120	0	0			10
242	500006	菓子代	20,860	20,860	0	0			10
243	500007	書籍	10,488	10,488	10,488	0			
244	500008	書籍	11,114	11,114	11,114	0			
245	500009	書籍	10,217	10,217	10,217	0			
246	500010	書籍	10,118	10,118	10,118	0			
247	500011	家賃	240,000	240,000	0	0			5
248	500012	家賃	240,000	240,000	0	0			5
249	500013	家賃	240,000	240,000	0	0			5
250	500014	家賃	240,000	240,000	0	0			5
251	500015	給与	375,000	375,000	0	0			6
252	500016	給与	375,000	375,000	0	0			6
253	500017	給与	375,000	375,000	0	0			6
254	500018	給与	375,000	375,000	0	0			6
255	490001	県議団体会費	90,000	90,000	0	0			1
256	490002	県議団体会費	90,000	90,000	0	0			1
257	490003	県議団体会費	90,000	90,000	0	0			1
258	490004	県議団体会費	90,000	90,000	0	0			1
259	490005	旅費	67,250	67,250	0	0			1
260	490006	受講料	16,900	16,900	0	0			10
261	490007	家賃	50,000	50,000	0	0			5
262	490008	家賃	50,000	50,000	0	0			5
263	490009	家賃	50,000	50,000	0	0			5
264	490010	家賃	50,000	50,000	0	0			5
265	490011	家賃	50,000	50,000	0	0			5
266	490012	家賃	50,000	50,000	0	0			5
267	490013	家賃	50,000	50,000	0	0			5
268	490014	家賃	50,000	50,000	0	0			5
269	490015	家賃	50,000	50,000	0	0			5
270	490016	家賃	50,000	50,000	0	0			5
271	490017	家賃	50,000	50,000	0	0			5
272	490018	家賃	50,000	50,000	0	0			5
273	490019	給与	70,000	70,000	0	0			2
274	490020	給与	70,000	70,000	0	0			2
275	490021	給与	70,000	70,000	0	0			2
276	490022	給与	70,000	70,000	0	0			2
277	490023	給与	70,000	70,000	0	0			2
278	490024	給与	70,000	70,000	0	0			2
279	490025	給与	70,000	70,000	0	0			2
280	490026	給与	70,000	70,000	0	0			2
281	490027	給与	70,000	70,000	0	0			2
282	490028	給与	70,000	70,000	0	0			2
283	490029	給与	70,000	70,000	0	0			2
284	490030	給与	70,000	70,000	0	0			2
285	490031	給与	100,000	100,000	0	0			2
286	490032	給与	100,000	100,000	0	0			2
287	490033	給与	100,000	100,000	0	0			2
288	490034	給与	100,000	100,000	0	0			2
289	490035	給与	100,000	100,000	0	0			2
290	490036	給与	100,000	100,000	0	0			2
291	490037	給与	100,000	100,000	0	0			2
292	490038	給与	100,000	100,000	0	0			2
293	490039	給与	100,000	100,000	0	0			2
294	490040	給与	100,000	100,000	0	0			2
295	490041	給与	100,000	100,000	0	0			2
296	490042	給与	100,000	100,000	0	0			2
297	480001	県議団体会費	90,000	90,000	0	0			1
298	480002	県議団体会費	90,000	90,000	0	0			1
299	480003	県議団体会費	90,000	90,000	0	0			1
300	480004	県議団体会費	90,000	90,000	0	0			1
301	470001	県議団体会費	90,000	90,000	0	0			1
302	470002	県議団体会費	90,000	90,000	0	0			1
303	470003	県議団体会費	90,000	90,000	0	0			1
304	470004	県議団体会費	90,000	90,000	0	0			1
305	470005~ 470006	家賃	300,000	300,000	300,000	0			
306	460001	県議団体会費	90,000	90,000	0	0			1
307	460002	県議団体会費	90,000	90,000	0	0			1
308	460003	県議団体会費	90,000	90,000	0	0			1
309	460004	県議団体会費	90,000	90,000	0	0			1
310	460005	印刷費	39,900	39,900	0	0			1
311	460006~ 460007	会場使用料	86,200	86,200	0	0			1
312	460008	講師料交通費	100,000	100,000	0	0			1
313	460009	講師料交通費	100,000	100,000	0	0			1
314	460010	購読料	11,666	11,666	0	0			9
315	460011	印刷費	11,500	11,500	11,500	0			
316	460012~ 460013	通信費	11,550	11,550	11,550	0			
317	460014	印刷費	945,000	945,000	0	0			10

整理番号	議員名	費目内訳	政務調査費 支出額(A)	監査委員 査定額(B)	(参考) 請求人査定額	返還すべき額 (A-B)	判断根拠	摘要	項目
318	460015	ホームページ作成費	126,000	126,000	126,000	0			
319	460016	印刷費	21,564	21,564	10,782	0			8
320	460017	ハガキ	35,000	35,000	0	0			1
321	460018~ 460019	事務用品	16,800	16,800	16,800	0			
322	460020	パソコンプリンター他	206,168	206,168	0	0			10
323	460021	アルバイト料	200,000	200,000	0	0			2
324	450001	ガソリン代	12,904	12,904	0	0			3
325	450002	ガソリン代	12,211	12,211	0	0			3
326	450003	ガソリン代	10,887	10,887	0	0			3
327	450004	県議団会費	360,000	360,000	0	0			1
328	450005	ガソリン代	11,720	11,720	0	0			3
329	450006	家賃	300,000	300,000	0	0			2
330	450007	給与	40,800	40,800	0	0			2
331	450008	給与	33,750	33,750	0	0			2
332	450009	給与	42,300	42,300	0	0			2
333	450010	給与	44,400	44,400	0	0			2
334	450011	給与	44,700	44,700	0	0			2
335	450012	給与	36,450	36,450	0	0			2
336	450013	給与	35,700	35,700	0	0			2
337	450014	給与	34,350	34,350	0	0			2
338	450015	給与	39,900	39,900	0	0			2
339	450016	給与	27,600	27,600	0	0			2
340	450017	給与	31,800	31,800	0	0			2
341	450018	給与	36,000	36,000	0	0			2
342	350001	県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
343	350002	県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
344	350003	県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
345	350004	県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
346	350005	郵送料	237,729	237,729	237,729	0			
347	350006	郵送料	212,925	212,925	212,925	0			
348	350007~ 350008	LPG代	11,195	11,195	0	0			3
349	350009	事務用品	16,875	16,875	16,875	0			
350	350010	アルバイト料	46,900	46,900	0	0			2
351	350011	アルバイト料	49,580	49,580	0	0			2
352	350012	アルバイト料	50,920	50,920	0	0			2
353	350013	アルバイト料	48,910	48,910	0	0			2
354	350014	アルバイト料	53,600	53,600	0	0			2
355	350015	アルバイト料	50,250	50,250	0	0			2
356	350016	アルバイト料	50,250	50,250	0	0			2
357	350017	アルバイト料	46,900	46,900	0	0			2
358	350018	アルバイト料	48,910	48,910	0	0			2
359	350019	アルバイト料	51,590	51,590	0	0			2
360	350020	アルバイト料	53,600	53,600	0	0			2
361	350021	アルバイト料	54,940	54,940	0	0			2
362	350022	アルバイト料	45,560	45,560	0	0			2
363	350023	アルバイト料	48,240	48,240	0	0			2
364	350024	アルバイト料	53,600	53,600	0	0			2
365	350025	アルバイト料	46,900	46,900	0	0			2
366	350026	アルバイト料	56,950	56,950	0	0			2
367	350027	アルバイト料	50,250	50,250	0	0			2
368	350028	アルバイト料	48,910	48,910	0	0			2
369	350029	アルバイト料	44,890	44,890	0	0			2
370	350030	アルバイト料	50,920	50,920	0	0			2
371	350031	アルバイト料	49,580	49,580	0	0			2
372	350032	アルバイト料	55,610	55,610	0	0			2
373	350033	アルバイト料	52,260	52,260	0	0			2
374	340001	県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
375	340002	県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
376	340003	県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
377	340004	県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
378	340005	郵送料	584,350	584,350	292,175	0			8
379	340005	切手	26,480	26,480	13,240	0			8
380	340006	印刷費	141,750	141,750	70,875	0			8
381	340007	印刷費	114,450	114,450	57,225	0			8
382	340008	印刷費	207,900	207,900	103,950	0			8
383	340009	印刷費	114,450	114,450	57,225	0			8
384	340010	郵送料	578,950	578,950	289,475	0			8
385	340010	切手	26,000	26,000	13,000	0			8
386	340011	パソコン設定	10,500	10,500	10,500	0			
387	340012	事務用品	33,180	33,180	33,180	0			
388	340013	保守契約料	27,195	27,195	27,195	0			
389	340014	給与	80,000	80,000	0	0			2
390	340015	給与	80,000	80,000	0	0			2
391	340016	給与	80,000	80,000	0	0			2
392	340017	給与	80,000	80,000	0	0			2
393	340018	給与	100,000	100,000	0	0			2
394	340019	給与	70,000	70,000	0	0			2
395	340020	給与	92,000	92,000	0	0			2
396	340021	給与	80,000	80,000	0	0			2
397	340022	給与	86,000	86,000	0	0			2

整理番号	議員名	費目内訳	政務調査費 支出額(A)	監査委員 査定額(B)	(参考) 請求人査定額	返還すべき額 (A-B)	判断根拠	摘要	項目
398	340023	給与	80,000	80,000	0	0			2
399	340024	給与	80,000	80,000	0	0			2
400	340025	給与	100,000	100,000	0	0			2
401	340026	給与	75,000	75,000	0	0			2
402	340027	給与	97,400	97,400	0	0			2
403	340028	給与	80,000	80,000	0	0			2
404	340029	給与	80,000	80,000	0	0			2
405	330001	県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
406	330002	県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
407	330003	県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
408	330004	県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
409	330005	印刷費	15,000	15,000	0	0			1
410	330006	印刷費	15,000	15,000	0	0			1
411	330007	ハガキ	25,000	25,000	0	0			1
412	330008	ハガキ	50,000	50,000	0	0			1
413	330009	ハガキ	25,000	25,000	0	0			1
414	330010	ハガキ	25,000	25,000	0	0			1
415	330011	ハガキ	25,000	25,000	0	0			1
416	330012	ハガキ	12,500	12,500	0	0			1
417	330013	ハガキ	12,500	12,500	0	0			1
418	330014	ハガキ	25,000	25,000	0	0			1
419	330015	ハガキ	15,000	15,000	0	0			1
420	330016	ハガキ	50,000	50,000	0	0			1
421	330017	ハガキ	25,000	25,000	0	0			1
422	330018	ハガキ	50,000	50,000	0	0			1
423	330019	ハガキ	25,000	25,000	0	0			1
424	330020	ハガキ	25,000	25,000	0	0			1
425	330021	ハガキ	25,000	25,000	0	0			1
426	330022	ハガキ	25,000	25,000	0	0			1
427	330023	ハガキ	25,000	25,000	0	0			1
428	330024	ハガキ	50,000	50,000	0	0			1
429	330025	ハガキ	25,000	25,000	0	0			1
430	330026	給与	50,000	50,000	0	0			2
431	330027	給与	50,000	50,000	0	0			2
432	330028	給与	50,000	50,000	0	0			2
433	330029	給与	50,000	50,000	0	0			2
434	330030	給与	50,000	50,000	0	0			2
435	330031	給与	50,000	50,000	0	0			2
436	330032	給与	50,000	50,000	0	0			2
437	330033	給与	50,000	50,000	0	0			2
438	330034	給与	50,000	50,000	0	0			2
439	330035	給与	50,000	50,000	0	0			2
440	320004	県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
441	320004	ガソリン代	10,846	10,846	0	0			3
442	320005	ガソリン代	10,290	10,290	0	0			3
443	320005	ガソリン代	10,010	10,010	0	0			3
444	320006	県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
445	320006	ガソリン代	15,925	15,925	0	0			3
446	320007	ガソリン代	14,370	14,370	0	0			3
447	320007	県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
448	320008	ガソリン代	11,290	0	0	11,290	③		3
449	320008	ガソリン代	10,480	10,480	0	0			3
450	320009	県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
451	320009	ガソリン代	15,165	0	0	15,165	③		3
452	320010	ガソリン代	17,815	17,815	0	0			3
453	320012	郵送料	79,940	79,940	39,970	0			8
454	320012	郵送料	20,150	20,150	10,075	0			8
455	320013	デザイン料	50,000	50,000	0	0			2
456	320013	アルバイト料	20,000	20,000	0	0			2
457	320014	印刷費	196,350	196,350	98,175	0			8
458	320015~ 320016	事務用品・デジカメ	30,625	30,625	30,625	0			
459	320020	給与	40,000	40,000	0	0			2
460	320020	給与	40,000	40,000	0	0			2
461	320021	給与	40,000	40,000	0	0			2
462	320021	給与	40,000	40,000	0	0			2
463	320022	給与	40,000	40,000	0	0			2
464	320022	給与	40,000	40,000	0	0			2
465	320023	給与	40,000	40,000	0	0			2
466	320023	給与	40,000	40,000	0	0			2
467	320024	給与	40,000	40,000	0	0			2
468	320024	給与	40,000	40,000	0	0			2
469	320025	給与	40,000	40,000	0	0			2
470	320025	給与	40,000	40,000	0	0			2
471	310001	県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
472	310002	県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
473	31003	県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
474	310004	県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
475	310005	交通費	0	0	0	0		全額返還済	10
476	310006	交通費	0	0	0	0		全額返還済	7
477	310007	交通費	0	0	0	0		全額返還済	10
478	310008	交通費	12,120	12,120	12,120	0			

整理番号	議員名	費目内訳	政務調査費 支出額(A)	監査委員 査定額(B)	(参考) 請求人査定額	返還すべき額 (A-B)	判断根拠	摘要	項目
479	310009	事務委託費	50,000	50,000	50,000	0			
480	310010	事務委託費	50,000	50,000	50,000	0			
481	310011	事務委託費	50,000	50,000	50,000	0			
482	310012	事務委託費	50,000	50,000	50,000	0			
483	310013	事務委託費	50,000	50,000	50,000	0			
484	310014	事務委託費	50,000	50,000	50,000	0			
485	310015	事務委託費	50,000	50,000	50,000	0			
486	310016	事務委託費	50,000	50,000	50,000	0			
487	310017	事務委託費	50,000	50,000	50,000	0			
488	310018	事務委託費	50,000	50,000	50,000	0			
489	310019	事務委託費	50,000	50,000	50,000	0			
490	310020	事務委託費	50,000	50,000	50,000	0			
491	310021	書籍	12,600	12,600	12,600	0			
492	310022	印刷費	157,500	157,500	157,500	0			
493	310023	印刷費	99,750	99,750	99,750	0			
494	310024	印刷費	25,200	25,200	25,200	0			
495	310025	印刷費	15,750	15,750	15,750	0			
496	310026	印刷費	86,100	86,100	86,100	0			
497	310027	印刷費	112,875	112,875	112,875	0			
498	310028	印刷費	112,875	112,875	112,875	0			
499	310029	家賃	51,500	51,500	51,500	0			
500	310030	家賃	51,500	51,500	51,500	0			
501	310031	家賃	51,500	51,500	51,500	0			
502	310032	家賃	51,500	51,500	51,500	0			
503	310033	家賃	51,500	51,500	51,500	0			
504	310034	家賃	51,500	51,500	51,500	0			
505	310035	家賃	51,500	51,500	51,500	0			
506	310036	家賃	15,000	15,000	15,000	0			
507	310037	家賃	15,000	15,000	15,000	0			
508	310038	家賃	35,000	35,000	0	0			2
509	310039	家賃	35,000	35,000	0	0			2
510	310040	家賃	35,000	35,000	0	0			2
511	310041	家賃	35,000	35,000	0	0			2
512	310042	家賃	35,000	35,000	0	0			2
513	310043	家賃	35,000	35,000	0	0			2
514	310044	家賃	35,000	35,000	0	0			2
515	310045	郵送料	20,040	20,040	20,040	0			
516	310046	郵送料	92,137	92,137	92,137	0			
517	310047~ 310049	郵送料	47,775	47,775	47,775	0			
518	310050~ 310051	郵送料	29,265	29,265	29,265	0			
519	310052	郵送料	14,625	14,625	14,625	0			
520	310053	郵送料	13,005	13,005	13,005	0			
521	310054	通信費	16,800	16,800	16,800	0			
522	300001	県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
523	300002	県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
524	300003	県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
525	300004	県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
526	300005	ガソリン代	10,101	0	0	10,101	③		3
527	300006	ガソリン代	13,538	0	0	13,538	③		3
528	300007	ガソリン代	10,831	5,633	0	5,198	③		3
529	300008	ガソリン代	12,041	12,041	0	0			3
530	300009	郵送料	15,347	15,347	15,347	0			
531	300010	印刷費	51,450	51,450	51,450	0			
532	300011	HP管理料	12,652	12,652	12,652	0			
533	300012	ハガキ	25,000	25,000	0	0			1
534	300013	郵送料	405,705	405,705	405,705	0			
535	300014	印刷費	155,925	155,925	155,925	0			
536	300015~ 300016	家賃	189,000	189,000	0	0			7
537	300017~ 300018	コピーリース代	157,500	157,500	0	0			7
538	300019	パソコンリース代	118,335	118,335	0	0			7
539	300020	パソコンリース代	22,785	22,785	11,393	0			8
540	300021	パソコンリース代	22,785	22,785	11,393	0			8
541	300022	パソコンリース代	22,785	22,785	11,393	0			8
542	300023	パソコンリース代	22,785	22,785	11,393	0			8
543	300024	パソコンリース代	22,785	22,785	11,393	0			8
544	300025	パソコンリース代	22,785	22,785	11,393	0			8
545	300026	パソコンリース代	22,785	22,785	11,393	0			8
546	300027	携帯電話代	12,461	12,461	0	0			7
547	300028	給与	20,000	20,000	0	0			2
548	300029	給与	20,000	20,000	0	0			2
549	300030	給与	20,000	20,000	0	0			2
550	300031	給与	20,000	20,000	0	0			2
551	300032	給与	20,000	20,000	0	0			2
552	300033	給与	20,000	20,000	0	0			2
553	300034	給与	20,000	20,000	0	0			2
554	300035	給与	20,000	20,000	0	0			2
555	300036	給与	20,000	20,000	0	0			2
556	300037	給与	20,000	20,000	0	0			2

整理番号	議員名	費目内訳	政務調査費 支出額(A)	監査委員 査定額(B)	(参考) 請求人査定額	返還すべき額 (A-B)	判断根拠	摘要	項目
557	300038	給与	20,000	20,000	0	0			2
558	300039	給与	20,000	20,000	0	0			2
559	300040	給与	20,000	20,000	0	0			2
560	300041	給与	30,000	30,000	0	0			2
561	300042	給与	20,000	20,000	0	0			2
562	300043	給与	30,000	30,000	0	0			2
563	300044	給与	20,000	20,000	0	0			2
564	300045	給与	20,000	20,000	0	0			2
565	300046	給与	20,000	20,000	0	0			2
566	300047	給与	20,000	20,000	0	0			2
567	300048	給与	20,000	20,000	0	0			2
568	300049	給与	30,000	30,000	0	0			2
569	300050	給与	20,000	20,000	0	0			2
570	300051	給与	20,000	20,000	0	0			2
571	300052	給与	30,000	30,000	0	0			2
572	300053	給与	30,000	30,000	0	0			2
573	300054	給与	30,000	30,000	0	0			2
574	300055	給与	30,000	30,000	0	0			2
575	300056	給与	40,000	40,000	0	0			2
576	300057	給与	30,000	30,000	0	0			2
577	300058	給与	30,000	30,000	0	0			2
578	300059	給与	30,000	30,000	0	0			2
579	300060	給与	30,000	30,000	0	0			2
580	300061	給与	30,000	30,000	0	0			2
581	300062	給与	30,000	30,000	0	0			2
582	300063	給与	30,000	30,000	0	0			2
583	300064	給与	30,000	30,000	0	0			2
584	300065	給与	30,000	30,000	0	0			2
585	300066	給与	30,000	30,000	0	0			2
586	300067	給与	30,000	30,000	0	0			2
587	300068	給与	30,000	30,000	0	0			2
588	300069	給与	30,000	30,000	0	0			2
589	300070	給与	30,000	30,000	0	0			2
590	300071	給与	30,000	30,000	0	0			2
591	300072	給与	30,000	30,000	0	0			2
592	300073	給与	30,000	30,000	0	0			2
593	300074	給与	30,000	30,000	0	0			2
594	300075	給与	30,000	30,000	0	0			2
595	300076	給与	50,000	50,000	0	0			2
596	300077	給与	50,000	50,000	0	0			2
597	300078	給与	50,000	50,000	0	0			2
598	300079	給与	50,000	50,000	0	0			2
599	300080	給与	50,000	50,000	0	0			2
600	300081	給与	50,000	50,000	0	0			2
601	300082	給与	70,000	70,000	0	0			2
602	300083	給与	50,000	50,000	0	0			2
603	300084	給与	70,000	70,000	0	0			2
604	300085	給与	50,000	50,000	0	0			2
605	300086	給与	50,000	50,000	0	0			2
606	300087	給与	50,000	50,000	0	0			2
607	290001	県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
608	290002	県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
609	290003	県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
610	290004	県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
611	290005	ガソリン代	81,663	81,663	0	0			6
612	290006	コピー代	129,544	129,544	0	0			5,6
613	290007	書籍	19,680	19,680	19,680	0			8
614	290008	印刷費	230,475	230,475	115,238	0			6
615	290009	家賃	960,000	960,000	0	0			7
616	290010	郵送料	422,507	422,507	0	0			5
617	290011	電話代	231,450	231,450	0	0			6
618	290012	給与	1,200,000	1,200,000	0	0			1
619	280001	県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
620	280002	県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
621	280003	県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
622	280004	県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
623	280005~ 20006	旅費・宿泊費	29,500	29,500	0	0			8
624	280007	印刷費	23,100	23,100	11,550	0			8
625	280008	印刷費	210,000	210,000	105,000	0			8
626	280009	新聞折り込み代	23,415	23,415	11,708	0			8
627	280010	郵送料	100,005	100,005	50,003	0			8
628	280011	印刷費	173,250	173,250	86,625	0			8
629	280012	郵送料	26,240	26,240	13,120	0			8
630	280013	新聞折り込み代	17,850	17,850	8,925	0			8
631	280014	印刷費	94,900	94,900	47,450	0			8
632	280015	ハガキ	30,000	30,000	0	0			1
633	280016	ハガキ	19,000	19,000	0	0			1
634	270001	旅費	21,710	21,710	0	0			10
635	270002	海外旅費	55,000	55,000	0	0			10
636	270003	旅費	43,260	43,260	0	0			10

整理番号	議員名	費目内訳	政務調査費 支出額(A)	監査委員 査定額(B)	(参考) 請求人査定額	返還すべき額 (A-B)	判断根拠	摘要	項目
637	270004	旅費	21,820	21,820	21,820	0			
638	270005	旅費	16,440	16,440	0	0			10
639	270006	県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
640	270007	県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
641	270008	県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
642	270009	県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
643	270010	会場使用料	103,950	103,950	0	0			10
644	270011	印刷費	21,000	21,000	10,500	0			8
645	270012	郵送料	33,840	33,840	0	0			7
646	270013	ハガキ	15,000	15,000	0	0			1
647	270014	郵送料	21,720	21,720	21,720	0			
648	270015	送料	40,240	40,240	0	0			
649	270016	ハガキ	15,000	15,000	0	0			1
650	270017	郵送料	15,840	15,840	15,840	0			
651	270018	ハガキ	30,000	30,000	0	0			7
652	270019	郵送料	12,120	12,120	12,120	0			
653	270020	郵送料	21,680	21,680	21,680	0			
654	270021	印刷費	107,100	107,100	0	0			7
655	270022	印刷費	69,667	69,667	0	0			7
656	270023	パソコン	76,545	76,545	76,545	0			
657	270024	給与	150,000	150,000	0	0			2
658	270025	給与	150,000	150,000	0	0			2
659	270026	給与	150,000	150,000	0	0			2
660	270027	給与	150,000	150,000	0	0			2
661	270028	給与	150,000	150,000	0	0			2
662	270029	給与	150,000	150,000	0	0			2
663	270030	給与	150,000	150,000	0	0			2
664	270031	給与	150,000	150,000	0	0			2
665	270032	給与	150,000	150,000	0	0			2
666	270033	給与	150,000	150,000	0	0			2
667	270034	給与	150,000	150,000	0	0			2
668	270035	給与	150,000	150,000	0	0			2
669	260001	県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
670	260002	県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
671	260003	県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
672	260004	県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
673	260005	旅費	43,260	43,260	0	0			7
674	260006	宿泊費	10,620	10,620	0	0			1
675	260007	旅費	43,260	43,260	0	0			7
676	260008	購読料	50,600	50,600	50,600	0			
677	260009	購読料	20,000	20,000	0	0			9
678	260010	印刷・発送代	529,782	529,782	397,337	0			8
679	260011	送料	35,388	35,388	26,541	0			8
680	260012	印刷・封入費	391,109	391,109	293,332	0			8
681	260013	送料	218,624	218,624	163,968	0			8
682	260014	家賃	40,000	40,000	0	0			2
683	260015	家賃	40,000	40,000	0	0			2
684	260016	家賃	40,000	40,000	0	0			2
685	260017	家賃	40,000	40,000	0	0			2
686	260018	家賃	40,000	40,000	0	0			2
687	260019	家賃	40,000	40,000	0	0			2
688	260020	家賃	40,000	40,000	0	0			2
689	260021	家賃	40,000	40,000	0	0			2
690	260022	家賃	40,000	40,000	0	0			2
691	260023	家賃	40,000	40,000	0	0			2
692	260024	家賃	40,000	40,000	0	0			2
693	260025	パソコン	37,595	37,595	37,595	0			
694	260026	印刷機	47,167	47,167	47,167	0			
695	260027	デジタルカメラ	13,915	13,915	13,915	0			
696	260028	電話機	18,900	18,900	18,900	0			
697	260029	給与	40,000	40,000	0	0			2
698	260030	給与	42,000	42,000	0	0			2
699	260031	給与	42,000	42,000	0	0			2
700	260032	給与	38,000	38,000	0	0			2
701	260033	給与	42,000	42,000	0	0			2
702	260034	給与	40,000	40,000	0	0			2
703	260035	給与	34,000	34,000	0	0			2
704	260036	給与	42,000	42,000	0	0			2
705	260037	給与	40,000	40,000	0	0			2
706	250001	県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
707	250002	県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
708	250003	県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
709	250004	県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
710	250005	会場使用料	25,200	25,200	12,600	0			8
711	250006	郵送料	110,560	110,560	55,280	0			8
712	250007	郵送料	422,480	422,480	211,240	0			8
713	250008	郵送料	33,000	33,000	16,500	0			8
714	250009	印刷費	568,050	568,050	284,025	0			8
715	250010	デザイン料	210,000	210,000	0	0			10
716	250011	家賃	80,000	80,000	0	0			6
717	250012	家賃	80,000	80,000	0	0			6
718	250013	家賃	80,000	80,000	0	0			6

整理番号	議員名	費目内訳	政務調査費 支出額(A)	監査委員 査定額(B)	(参考) 請求人査定額	返還すべき額 (A-B)	判断根拠	摘要	項目
719	250014	家賃	80,000	80,000	0	0			6
720	250015	家賃	80,000	80,000	0	0			6
721	250016	家賃	80,000	80,000	0	0			6
722	250017	家賃	80,000	80,000	0	0			6
723	250018	家賃	80,000	80,000	0	0			6
724	250019	家賃	80,000	80,000	0	0			6
725	250020	家賃	80,000	80,000	0	0			6
726	250021	家賃	80,000	80,000	0	0			6
727	250022	給与	110,000	110,000	0	0			6
728	250023	給与	110,000	110,000	0	0			6
729	250024	給与	110,000	110,000	0	0			6
730	250025	給与	110,000	110,000	0	0			6
731	250026	給与	110,000	110,000	0	0			6
732	250027	給与	110,000	110,000	0	0			6
733	250028	給与	110,000	110,000	0	0			6
734	250029	給与	110,000	110,000	0	0			6
735	250030	給与	110,000	110,000	0	0			6
736	250031	給与	110,000	110,000	0	0			6
737	250032	給与	110,000	110,000	0	0			6
738	250033	給与	110,000	110,000	0	0			6
739	240001	県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
740	240002	県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
741	240003	県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
742	240004	県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
743	240005	調査委託料	94,500	94,500	0	0			10
744	240006	調査委託料	126,000	126,000	0	0			10
745	240007	調査委託料	31,500	31,500	0	0			10
746	240008	調査委託料	126,000	126,000	0	0			10
747	240009	書籍	22,828	22,828	22,828	0			
748	240010	書籍	30,240	30,240	30,240	0			
749	240011	書籍	28,222	28,222	28,222	0			
750	240012	書籍	28,980	28,980	28,980	0			
751	240013	書籍	24,655	24,655	24,655	0			
752	240014	書籍	22,575	22,575	22,575	0			
753	240015	印刷費	192,500	192,500	192,500	0			
754	240016	印刷費	192,500	192,500	192,500	0			
755	240017	家賃	51,250	51,250	51,250	0			
756	240018	家賃	51,250	51,250	51,250	0			
757	240019	家賃	51,250	51,250	51,250	0			
758	240020	家賃	51,250	51,250	51,250	0			
759	240021	家賃	51,250	51,250	51,250	0			
760	240022	家賃	51,250	51,250	51,250	0			
761	240023	家賃	51,250	51,250	51,250	0			
762	240024	家賃	51,250	51,250	51,250	0			
763	240025	家賃	51,250	51,250	51,250	0			
764	240026	家賃	51,250	51,250	51,250	0			
765	240027	家賃	51,250	51,250	51,250	0			
766	240028	家賃	51,250	51,250	51,250	0			
767	240029	給与	75,000	75,000	0	0			2
768	240030	給与	75,000	75,000	0	0			2
769	240031	給与	75,000	75,000	0	0			2
770	240032	給与	75,000	75,000	0	0			2
771	240033	給与	75,000	75,000	0	0			2
772	240034	給与	75,000	75,000	0	0			2
773	240035	給与	75,000	75,000	0	0			2
774	240036	給与	75,000	75,000	0	0			2
775	240037	給与	75,000	75,000	0	0			2
776	240038	給与	75,000	75,000	0	0			2
777	240039	給与	75,000	75,000	0	0			2
778	240040	給与	75,000	75,000	0	0			2
779	240041	給与	60,000	60,000	0	0			2
780	240042	給与	60,000	60,000	0	0			2
781	240043	給与	60,000	60,000	0	0			2
782	240044	給与	60,000	60,000	0	0			2
783	240045	給与	60,000	60,000	0	0			2
784	240046	給与	60,000	60,000	0	0			2
785	240047	給与	60,000	60,000	0	0			2
786	240048	給与	60,000	60,000	0	0			2
787	240049	給与	60,000	60,000	0	0			2
788	240050	給与	60,000	60,000	0	0			2
789	240051	給与	60,000	60,000	0	0			2
790	240052	給与	60,000	60,000	0	0			2
791	170002	県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
792	170002	県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
793	170003	県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
794	170003	県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
795	170004~ 170005	印刷・製本代	126,000	126,000	63,000	0			8
796	170006~ 170007	デザイン料	374,640	374,640	0	0			10
797	170010	用紙・文具	24,500	24,500	12,250	0			8
798	170011	用紙・文具	26,280	26,280	13,140	0			8

整理番号	議員名	費目内訳	政務調査費 支出額(A)	監査委員 査定額(B)	(参考) 請求人査定額	返還すべき額 (A-B)	判断根拠	摘要	項目
799	170011	用紙・文具	23,400	23,400	11,700	0			8
800	170012	プリンター	29,800	29,800	14,900	0			8
801	170012	パソコン	139,800	139,800	69,900	0			8
802	170013	用紙・文具	25,805	25,805	12,903	0			8
803	170014	文具他	28,000	28,000	14,000	0			8
804	170014	文具他	28,000	28,000	14,000	0			8
805	170015	インターネット管理料	13,125	13,125	0	0			7
806	170024	給与	40,000	40,000	0	0			2
807	170024	給与	72,000	72,000	0	0			2
808	170025	給与	80,000	80,000	0	0			2
809	170025	給与	40,000	40,000	0	0			2
810	170026	給与	72,000	72,000	0	0			2
811	170026	給与	80,000	80,000	0	0			2
812	170027	給与	40,000	40,000	0	0			2
813	170027	給与	72,000	72,000	0	0			2
814	170028	給与	80,000	80,000	0	0			2
815	170028	給与	40,000	40,000	0	0			2
816	170029	給与	72,000	72,000	0	0			2
817	170029	給与	80,000	80,000	0	0			2
818	170030	給与	40,000	40,000	0	0			2
819	170030	給与	72,000	72,000	0	0			2
820	170031	給与	80,000	80,000	0	0			2
821	170031	給与	40,000	40,000	0	0			2
822	170032	給与	72,000	72,000	0	0			2
823	170032	給与	80,000	80,000	0	0			2
824	170033	給与	40,000	40,000	0	0			2
825	170033	給与	72,000	72,000	0	0			2
826	170034	給与	80,000	80,000	0	0			2
827	170034	給与	40,000	40,000	0	0			2
828	170035	給与	72,000	72,000	0	0			2
829	170035	給与	80,000	80,000	0	0			2
830	170036	給与	72,000	72,000	0	0			2
831	170037	給与	40,000	40,000	0	0			2
832	170037	給与	72,000	72,000	0	0			2
833	170038	給与	80,000	80,000	0	0			2
834	170038	給与	40,000	40,000	0	0			2
835	170039	給与	72,000	72,000	0	0			2
836	170039	給与	80,000	80,000	0	0			2
837	170040	給与	72,000	72,000	0	0			2
838	170040	給与	72,000	72,000	0	0			2
839	170041	給与	40,000	40,000	0	0			2
840	170041	給与	72,000	72,000	0	0			2
841	170042	給与	80,000	80,000	0	0			2
842	170042	給与	40,000	40,000	0	0			2
843	170043	給与	72,000	72,000	0	0			2
844	170043	給与	80,000	80,000	0	0			2
845	160001	県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
846	160002	県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
847	160003	県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
848	160004	県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
849	160007	旅費	44,200	44,200	0	0			1
850	160008	旅費	22,650	22,650	0	0			1
851	160009	旅費	11,120	11,120	0	0			1
852	160010	旅費	11,120	11,120	0	0			1
853	160010	旅費	11,120	11,120	0	0			1
854	160013	旅費	22,650	22,650	0	0			1
855	160013	旅費	22,650	22,650	0	0			1
856	160014	書籍	50,417	50,417	50,417	0			
857	160015~ 160016	HP作成料	111,720	111,720	111,720	0			
858	160017	HP管理料	10,750	10,750	5,375	0			8
859	160018~ 160019	印刷費	48,216	48,216	48,216	0			
860	160020	HP管理料	15,750	15,750	7,875	0			8
861	160021~ 160022	印刷費	11,760	11,760	11,760	0			
862	160023	HP管理料	10,500	10,500	5,250	0			8
863	160024	家賃	70,000	70,000	0	0			6
864	160025	家賃	70,000	70,000	0	0			6
865	160026	家賃	70,000	70,000	0	0			6
866	160027	家賃	70,000	70,000	0	0			6
867	160028	家賃	70,000	70,000	0	0			6
868	160029	家賃	70,000	70,000	0	0			6
869	160030	家賃	70,000	70,000	0	0			6
870	160031	家賃	70,000	70,000	0	0			6
871	160032	家賃	70,000	70,000	0	0			6
872	160033	家賃	70,000	70,000	0	0			6
873	160034	家賃	70,000	70,000	0	0			6
874	160035	家賃	70,000	70,000	0	0			6
875	160036	電話代	12,838	12,838	0	0			7
876	160037	電話代	11,561	11,561	0	0			7

整理番号	議員名	費目内訳	政務調査費 支出額(A)	監査委員 査定額(B)	(参考) 請求人査定額	返還すべき額 (A-B)	判断根拠	摘要	項目	
877	加藤 浩久	160038~ 160039	パソコン	88,355	88,355	44,178	0		8	
878		160040	電話代	11,988	11,988	0	0		7	
879		160041~ 160042	封筒	21,000	21,000	10,500	0		8	
880		160043	電話代	10,739	10,739	0	0		7	
881		160044	給与	80,000	80,000	0	0		6	
882		160045	給与	80,000	80,000	0	0		6	
883		160046	給与	80,000	80,000	0	0		6	
884		160047	給与	80,000	80,000	0	0		6	
885		160048	給与	80,000	80,000	0	0		6	
886		160049	給与	80,000	80,000	0	0		6	
887		160050	給与	80,000	80,000	0	0		6	
888		160051	給与	80,000	80,000	0	0		6	
889		160052	給与	80,000	80,000	0	0		6	
890		160053	給与	80,000	80,000	0	0		6	
891		160054	給与	80,000	80,000	0	0		6	
892		160055	給与	80,000	80,000	0	0		6	
893		150001	小倉 弘行	県議団会費	90,000	90,000	0	0		1
894		150002		県議団会費	90,000	90,000	0	0		1
895		150003		県議団会費	90,000	90,000	0	0		1
896		150004		県議団会費	90,000	90,000	0	0		1
897	150005	会場使用料		350,000	350,000	0	0		10	
898	150006	印刷費		499,275	499,275	396,900	0		1.8	
899	150007	印刷費		28,350	28,350	0	0		10	
900	150008	家賃		50,000	50,000	50,000	0			
901	150009	家賃		50,000	50,000	50,000	0			
902	150010	家賃		50,000	50,000	50,000	0			
903	150011	家賃		50,000	50,000	50,000	0			
904	150012	家賃		50,000	50,000	50,000	0			
905	150013	家賃		50,000	50,000	50,000	0			
906	150014	家賃		50,000	50,000	50,000	0			
907	150015	家賃		50,000	50,000	50,000	0			
908	150016	家賃		50,000	50,000	50,000	0			
909	150017	家賃		50,000	50,000	50,000	0			
910	150018	家賃		50,000	50,000	50,000	0			
911	150019	家賃		50,000	50,000	50,000	0			
912	150020	電気代		10,035	10,035	10,035	0			
913	150021	電気代	12,023	12,023	12,023	0				
914	150022	郵送料	358,737	358,737	358,737	0				
915	150023	郵送料	101,952	101,952	101,952	0				
916	150024	郵送料	39,747	39,747	39,747	0				
917	150025	郵送料	38,935	38,935	38,935	0				
918	150026	郵送料	44,005	44,005	44,005	0				
919	150027	コピー機リース代	18,716	18,716	18,716	0				
920	150028	コピー機リース代	18,401	18,401	18,401	0				
921	150029	コピー機リース代	18,375	18,375	18,375	0				
922	150030	コピー機リース代	18,831	18,831	18,831	0				
923	150031	コピー機リース代	19,280	19,280	19,280	0				
924	150032	コピー機リース代	19,138	19,138	19,138	0				
925	150033	コピー機リース代	18,821	18,821	18,821	0				
926	150034	コピー機リース代	18,401	18,401	18,401	0				
927	150035	コピー機リース代	13,889	13,889	13,889	0				
928	150036	コピー機リース代	19,441	19,441	19,441	0				
929	150037	コピー機リース代	13,240	13,240	13,240	0				
930	150038	コピー機リース代	13,538	13,538	13,538	0				
931	150039	給与	21,405	21,405	0	0		2.7		
932	150040	給与	15,000	15,000	0	0		2.7		
933	150041	給与	15,000	15,000	0	0		2.7		
934	150042	給与	15,000	15,000	0	0		2.7		
935	150043	給与	100,000	100,000	0	0		2.7		
936	150044	給与	15,000	15,000	0	0		2.7		
937	150045	給与	15,000	15,000	0	0		2.7		
938	150046	給与	15,000	15,000	0	0		2.7		
939	150047	給与	15,000	15,000	0	0		2.7		
940	150048	給与	15,000	15,000	0	0		2.7		
941	150049	給与	100,000	100,000	0	0		2.7		
942	150050	給与	15,000	15,000	0	0		2.7		
943	150051	給与	15,000	15,000	0	0		2.7		
944	150052	給与	15,000	15,000	0	0		2.7		
945	150053~ 150054	給与	68,000	68,000	-0	0		2		
946	150055~ 150056	給与	68,000	68,000	0	0		2		
947	150057~ 150058	給与	81,500	81,500	0	0		2		
948	150059~ 150060	給与	69,000	69,000	0	0		2		
949	150061	給与	100,000	100,000	0	0		2		
950	150062~ 150063	給与	75,000	75,000	0	0		2		
951	150064~ 150065	給与	71,500	71,500	0	0		2		

整理番号	議員名	費目内訳	政務調査費 支出額(A)	監査委員 査定額(B)	(参考) 請求人査定額	返還すべき額 (A-B)	判断根拠	摘要	項目
952	150066~ 150067	給与	64,500	64,500	0	0			2
953	150068~ 150069	給与	82,000	82,000	0	0			2
954	150070~ 150071	給与	70,000	70,000	0	0			2
955	150072	給与	150,000	150,000	0	0			2
956	150073~ 150074	給与	64,500	64,500	0	0			2
957	150075~ 150076	給与	78,500	78,500	0	0			2
958	150077~ 150078	給与	71,500	71,500	0	0			2
959	140002	県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
960	140003	県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
961	140003	県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
962	140004	県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
963	140006	新聞代	22,020	22,020	0	0			9
964	140006	書籍	11,330	11,330	11,330	0			
965	140007	購読料	20,000	20,000	0	0			9
966	140008	新聞代	31,500	31,500	31,500	0			
967	140009	書籍	48,525	48,525	0	0			9
968	140010~ 140011	印刷費	378,000	378,000	189,000	0			8
969	140014	郵送料	11,600	11,600	5,800	0			8
970	140014	郵送料	12,760	12,760	6,380	0			8
971	140015	机・椅子	29,000	29,000	14,500	0			8
972	140015	印刷機・用紙	38,080	38,080	19,040	0			8
973	140016	郵送料	12,180	12,180	6,090	0			8
974	140017	浅野 寛 パソコン	70,037	70,037	58,365	0			8
975	140017	郵送料	12,180	12,180	6,090	0			8
976	140018	郵送料	10,440	10,440	5,220	0			8
977	140022	給与	70,000	70,000	0	0			2
978	140022	給与	60,000	60,000	0	0			2
979	140023	給与	70,000	70,000	0	0			2
980	140023	給与	70,000	70,000	0	0			2
981	140024	給与	30,000	30,000	0	0			2
982	140024	給与	70,000	70,000	0	0			2
983	140025	給与	70,000	70,000	0	0			2
984	140025	給与	70,000	70,000	0	0			2
985	140026	給与	70,000	70,000	0	0			2
986	140026	給与	40,000	40,000	0	0			2
987	140027	給与	30,000	30,000	0	0			2
988	140027	給与	70,000	70,000	0	0			2
989	140028	給与	70,000	70,000	0	0			2
990	140028	給与	70,000	70,000	0	0			2
991	130001	県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
992	130002	県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
993	130003	県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
994	130004	県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
995	130005	旅費・宿泊費	69,290	69,290	0	0			1
996	130006	印刷費	20,000	20,000	0	0			2
997	130007	郵送料	262,020	262,020	131,010	0			8
998	130008	デザイン料	17,000	17,000	0	0			2
999	130009	印刷費	194,197	194,197	97,099	0			8
1000	130010	印刷費	200,000	200,000	100,000	0			8
1001	130011	家賃	100,000	100,000	50,000	0			8
1002	130012	家賃	100,000	100,000	50,000	0			8
1003	130013	家賃	100,000	100,000	50,000	0			8
1004	130014	家賃	100,000	100,000	50,000	0			8
1005	130015	家賃	100,000	100,000	50,000	0			8
1006	130016	家賃	100,000	100,000	50,000	0			8
1007	130017	家賃	100,000	100,000	50,000	0			8
1008	130018	岡本 泰介 家賃	100,000	100,000	50,000	0			8
1009	130019	家賃	100,000	100,000	50,000	0			8
1010	130020	家賃	100,000	100,000	50,000	0			8
1011	130021	家賃	100,000	100,000	50,000	0			8
1012	130022	家賃	100,000	100,000	50,000	0			8
1013	130023	携帯電話代	14,280	14,280	14,280	0			
1014	130024	郵送料	10,800	10,800	5,400	0			8
1015	130025	給与	94,400	94,400	0	0			2
1016	130026	給与	81,600	81,600	0	0			2
1017	130027	給与	97,600	97,600	0	0			2
1018	130028	給与	98,400	98,400	0	0			2
1019	130029	給与	70,400	70,400	0	0			2
1020	130030	給与	75,200	75,200	0	0			2
1021	130031	給与	94,400	94,400	0	0			2
1022	130032	給与	81,600	81,600	0	0			2
1023	130033	給与	77,200	77,200	0	0			2
1024	130034	給与	76,800	76,800	0	0			2
1025	130035	給与	80,000	80,000	0	0			2
1026	130036	給与	97,600	97,600	0	0			2
1027	120001	渡辺 吉幸 県議団会費	90,000	90,000	0	0			1

整理番号	議員名	費目内訳	政務調査費 支出額(A)	監査委員 査定額(B)	(参考) 請求人査定額	返還すべき額 (A-B)	判断根拠	摘要	項目
1028	120002	県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
1029	120003	県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
1030	120004	県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
1031	120005	ガソリン代	10,947	10,947	0	0			3
1032	120006	ガソリン代	10,829	10,829	0	0			3
1033	120007	ガソリン代	11,695	11,695	0	0			3
1034	120008	ガソリン代	12,768	12,768	0	0			3
1035	120009	ガソリン代	12,719	12,719	0	0			3
1036	120010	ガソリン代	13,785	13,785	0	0			3
1037	120011	会場使用料	20,000	20,000	10,000	0			8
1038	120012	会場使用料	15,000	15,000	0	0		一部(15,000円)返還済	10
1039	120013	膳詰料	20,000	20,000	0	0			9
1040	120014	印刷費	121,800	121,800	60,900	0			8
1041	120015	HP作成料	152,500	152,500	76,250	0			8
1042	120016	郵送料	59,157	59,157	29,579	0			8
1043	120017	郵送料	116,964	116,964	58,482	0			8
1044	120018	印刷費	178,920	178,920	89,460	0			8
1045	120019	ハガキ	15,000	15,000	0	0			1
1046	120020	家賃	360,000	360,000	180,000	0			8
1047	120021	電気代	10,163	10,163	5,082	0			8
1048	120022	電気代	10,522	10,522	5,261	0			8
1049	120023	電気代	10,641	10,641	5,321	0			8
1050	120024	電気代	11,401	11,401	5,701	0			8
1051	120025	電気代	10,452	10,452	5,226	0			8
1052	120026	プリンター	83,160	83,160	41,580	0			8
1053	120027	トナー	17,672	17,672	8,836	0			8
1054	120028~ 120029	コピー機リース代	19,619	19,619	9,810	0			8
1055	120030	コピー機リース代	13,587	13,587	6,794	0			8
1056	120031	給与	132,800	132,800	0	0			2
1057	120032	給与	67,200	67,200	0	0			2
1058	120033	給与	132,800	132,800	0	0			2
1059	120034	給与	67,200	67,200	0	0			2
1060	120035	給与	136,000	136,000	0	0			2
1061	120036	給与	64,000	64,000	0	0			2
1062	120037	給与	105,600	105,600	0	0			2
1063	120038	給与	128,000	128,000	0	0			2
1064	120039	給与	100,800	100,800	0	0			2
1065	120040	給与	99,200	99,200	0	0			2
1066	120041	給与	142,400	142,400	0	0			2
1067	120042	給与	57,600	57,600	0	0			2
1068	120043	給与	136,000	136,000	0	0			2
1069	120044	給与	64,000	64,000	0	0			2
1070	120045	給与	132,800	132,800	0	0			2
1071	120046	給与	67,200	67,200	0	0			2
1072	120047	給与	84,000	84,000	0	0			2
1073	120048	給与	54,400	54,400	0	0			2
1074	120049	給与	101,000	101,000	0	0			2
1075	120050	給与	67,200	67,200	0	0			2
1076	120051	給与	98,000	98,000	0	0			2
1077	120052	給与	65,600	65,600	0	0			2
1078	110001~ 110002	県議団会費	360,000	360,000	0	0			1
1079	110004	印刷費	644,185	644,185	425,040	0			8
1080	110005	送料	798,153	798,153	526,695	0			8
1081	110006	ポスティング代	87,832	87,832	57,960	0			8
1082	110007	家賃	183,750	183,750	0	0			7
1083	110008	家賃	131,250	131,250	0	0			7
1084	110009~ 110010	トナー	10,395	10,395	10,395	0			
1085	110011	給与	300,000	300,000	0	0			7
1086	110012	給与	300,000	300,000	0	0			7
1087	110013	給与	300,000	300,000	0	0			7
1088	110014	給与	300,000	300,000	0	0			7
1089	110015	給与	300,000	300,000	0	0			7
1090	110016	給与	300,000	300,000	0	0			7
1091	100001	県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
1092	100002~ 100003	大学院授業料	267,900	267,900	0	0			10
1093	100004	ガソリン代	14,850	14,850	0	0			5.6
1094	100005	旅費・宿泊費	43,020	43,020	0	0			1
1095	100006	旅費・宿泊費	62,315	62,315	0	0			1
1096	100007	県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
1097	100008	ガソリン代	15,078	15,078	0	0			5.6
1098	100009	ガソリン代	11,029	11,029	0	0			5.6
1099	100010	県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
1100	100011~ 100012	大学院授業料	267,900	267,900	0	0			10
1101	100013	ガソリン代	13,722	13,722	0	0			5.6
1102	100014	ガソリン代	18,252	18,252	0	0			5.6
1103	100015	ガソリン代	10,482	10,482	0	0			5.6
1104	100016	県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
1105	100017	旅費	32,215	32,215	0	0			10

整理番号	議員名	費目内訳	政務調査費 支出額(A)	監査委員 査定額(B)	(参考) 請求人査定額	返還すべき額 (A-B)	判断根拠	摘要	項目
1106	100018	資料配布代	23,250	23,250	0	0			2
1107	100019	資料配布代	12,000	12,000	0	0			2
1108	100020	資料配布代	13,500	13,500	0	0			2
1109	100021~ 100022	メガホン	23,900	23,900	11,950	0			8
1110	100023~ 100024	デザイン料	35,490	35,490	0	0			2
1111	100025	資料配布代	22,500	22,500	0	0			2
1112	100026~ 100027	家賃	80,000	80,000	0	0			6
1113	100028	電気代	11,503	11,503	0	0			7
1114	100029~ 100030	家賃	80,000	80,000	0	0			6
1115	100031	電気代	10,125	10,125	0	0			7
1116	100032~ 100033	水道代	12,781	12,781	0	0			7
1117	100034~ 100035	家賃	80,000	80,000	0	0			6
1118	100036~ 100037	家賃	80,000	80,000	0	0			6
1119	100038	電気代	10,862	10,862	0	0			7
1120	100039~ 100040	水道代	12,025	12,025	0	0			7
1121	100041~ 100042	家賃	80,000	80,000	0	0			6
1122	100043	電気代	11,577	11,577	0	0			7
1123	100044~ 100045	家賃	80,000	80,000	0	0			6
1124	100046	電気代	11,052	11,052	0	0			7
1125	100047~ 100048	水道代	10,423	10,423	0	0			7
1126	100049~ 100050	家賃	80,000	80,000	0	0			6
1127	100051	電気代	10,009	10,009	0	0			7
1128	100052~ 100053	家賃	80,000	80,000	0	0			6
1129	100054	電気代	10,277	10,277	0	0			7
1130	100055~ 100056	家賃	80,000	80,000	0	0			6
1131	100057	電気代	11,861	11,861	0	0			7
1132	100058~ 100059	家賃	80,000	80,000	0	0			6
1133	100060~ 100061	電気代	11,575	11,575	0	0			7
1134	100062~ 100063	水道代	10,540	10,540	0	0			7
1135	100064~ 100065	家賃	80,000	80,000	0	0			6
1136	100066~ 100067	電気代	10,383	10,383	0	0			7
1137	100068~ 100069	家賃	80,000	80,000	0	0			6
1138	100070~ 100071	トナー	11,900	11,900	0	0			5,6
1139	100072~ 100073	トナー	11,900	11,900	0	0			5,6
1140	100074~ 100075	トナー	11,900	11,900	0	0			5,6
1141	100076~ 100077	プリンター	25,266	25,266	0	0			6
1142	100078~ 100079	トナー	11,900	11,900	0	0			5,6
1143	100080	給与	80,000	80,000	0	0			2
1144	100081	給与	40,000	40,000	0	0			2
1145	100082	給与	80,000	80,000	0	0			2
1146	100083	給与	40,000	40,000	0	0			2
1147	100084	給与	80,000	80,000	0	0			2
1148	100085	給与	40,000	40,000	0	0			2
1149	100086	給与	80,000	80,000	0	0			2
1150	100087	給与	40,000	40,000	0	0			2
1151	100088	給与	80,000	80,000	0	0			2
1152	100089	給与	40,000	40,000	0	0			2
1153	100090	給与	80,000	80,000	0	0			2
1154	100091	給与	40,000	40,000	0	0			2
1155	100092	給与	80,000	80,000	0	0			2
1156	100093	給与	40,000	40,000	0	0			2
1157	100094	給与	80,000	80,000	0	0			2
1158	100095	給与	40,000	40,000	0	0			2
1159	100096	給与	80,000	80,000	0	0			2
1160	100097	給与	40,000	40,000	0	0			2
1161	100098	給与	80,000	80,000	0	0			2
1162	100099	給与	40,000	40,000	0	0			2
1163	100100	給与	80,000	80,000	0	0			2
1164	100101	給与	40,000	40,000	0	0			2
1165	100102	給与	80,000	80,000	0	0			2
1166	100103	給与	40,000	40,000	0	0			2
1167	090001	谷口 圭三 県議団会費	90,000	90,000	0	0			1

整理番号	議員名	費目内訳	政務調査費 支出額(A)	監査委員 査定額(B)	(参考) 請求人査定額	返還すべき額 (A-B)	判断根拠	摘要	項目
1168	090002	県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
1169	090003	県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
1170	090004	県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
1171	090005	大学院授業料	267,900	267,900	0	0			10
1172	090006	大学院授業料	267,900	267,900	0	0			10
1173	090007	書籍	44,430	44,430	44,430	0			
1174	090008	書籍	44,265	44,265	44,265	0			
1175	090009	郵送料	63,777	63,777	35,875	0			8
1176	090010	データ制作料	116,666	116,666	0	0			10
1177	090011	HP管理料	33,600	33,600	21,000	0			8
1178	090012	印刷費	298,444	298,444	167,875	0			8
1179	090013	カートリッジ	15,866	15,866	8,925	0			8
1180	090014	アルバイト料	30,222	30,222	0	0			2
1181	090015	郵送料	386,664	386,664	217,499	0			8
1182	090016	郵送料	62,475	62,475	35,700	0			8
1183	090017	印刷費	277,375	277,375	158,500	0			8
1184	090018	データ制作料	123,112	123,112	0	0			10
1185	090019	HP管理料	42,000	42,000	26,250	0			8
1186	090020	カートリッジ	15,618	15,618	8,925	0			8
1187	090021	アルバイト料	29,750	29,750	0	0			2
1188	090022	郵送料	380,151	380,151	217,230	0			8
1189	090023	給与	50,000	50,000	0	0			2
1190	090024	給与	50,000	50,000	0	0			2
1191	090025	給与	50,000	50,000	0	0			2
1192	090026	給与	50,000	50,000	0	0			2
1193	090027	給与	50,000	50,000	0	0			2
1194	090028	給与	50,000	50,000	0	0			2
1195	090029	給与	50,000	50,000	0	0			2
1196	090030	給与	50,000	50,000	0	0			2
1197	090031	給与	50,000	50,000	0	0			2
1198	090032	給与	50,000	50,000	0	0			2
1199	090033	給与	50,000	50,000	0	0			2
1200	090034	給与	50,000	50,000	0	0			2
1201	080001	県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
1202	080002	県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
1203	080003	県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
1204	080004	県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
1205	080005	印刷費	366,500	366,500	183,250	0			8
1206	080006	印刷費	110,250	110,250	55,125	0			8
1207	080007	印刷費	121,485	121,485	60,743	0			8
1208	080008	印刷費	121,485	121,485	60,743	0			8
1209	080009	印刷費	121,485	121,485	60,743	0			8
1210	080010	郵送料	73,600	73,600	36,800	0			8
1211	080011	郵送料	57,450	57,450	28,725	0			8
1212	080012	郵送料	25,792	25,792	12,896	0			8
1213	080013	郵送料	12,524	12,524	6,262	0			8
1214	080014	切手	49,600	49,600	24,800	0			8
1215	080015	郵送料	10,354	10,354	5,177	0			8
1216	080016	切手	45,000	45,000	22,500	0			8
1217	080017	切手	21,000	21,000	10,500	0			8
1218	080018	郵送料	30,672	30,672	15,336	0			8
1219	080019	郵送料	29,850	29,850	14,925	0			8
1220	080020	郵送料	65,230	65,230	32,615	0			8
1221	080021	郵送料	14,760	14,760	7,380	0			8
1222	080022	郵送料	93,115	93,115	46,558	0			8
1223	080023	郵送料	12,750	12,750	6,375	0			8
1224	080024	郵送料	30,816	30,816	15,408	0			8
1225	080025	郵送料	27,776	27,776	13,888	0			8
1226	080026	郵送料	27,342	27,342	13,671	0			8
1227	080027	郵送料	36,890	36,890	18,445	0			8
1228	080028	郵送料	89,050	89,050	44,525	0			8
1229	080029	郵送料	13,330	13,330	6,665	0			8
1230	080030	郵送料	26,970	26,970	13,485	0			8
1231	080031	郵送料	56,100	56,100	28,050	0			8
1232	080032	郵送料	10,354	10,354	5,177	0			8
1233	080033	切手	64,000	64,000	32,000	0			8
1234	080034	切手	16,000	16,000	8,000	0			8
1235	080035	郵送料	52,750	52,750	26,375	0			8
1236	080036	郵送料	34,658	34,658	17,329	0			8
1237	080037	郵送料	25,978	25,978	12,989	0			8
1238	080038	郵送料	27,218	27,218	13,609	0			8
1239	080039	郵送料	26,908	26,908	13,454	0			8
1240	080040	郵送料	13,206	13,206	6,603	0			8
1241	080041	郵送料	10,850	10,850	5,425	0			8
1242	080042	郵送料	88,750	88,750	44,375	0			8
1243	080043	切手	40,000	40,000	0	0			1
1244	080044~ 080048	家賃	144,000	144,000	144,000	0			
1245	080049~ 080053	家賃	120,000	120,000	120,000	0			
1246	080054	駐車場借上料	18,900	18,900	18,900	0			
1247	080055	駐車場借上料	18,900	18,900	18,900	0			

整理番号	議員名	費目内訳	政務調査費 支出額(A)	監査委員 査定額(B)	(参考) 請求人査定額	返還すべき額 (A-B)	判断根拠	摘要	項目
1248	080056	ハガキ	25,000	25,000	0	0			1
1249	080057	ハガキ	25,000	25,000	0	0			1
1250	080058	給与	36,200	36,200	0	0			2
1251	080059	給与	38,400	38,400	0	0			2
1252	080060	給与	42,400	42,400	0	0			2
1253	080061	給与	52,400	52,400	0	0			2
1254	080062	給与	40,000	40,000	0	0			2
1255	080063	給与	43,200	43,200	0	0			2
1256	080064	給与	39,200	39,200	0	0			2
1257	080065	給与	14,000	14,000	0	0			2
1258	080066	給与	21,600	21,600	0	0			2
1259	080067	給与	21,800	21,800	0	0			2
1260	080068	給与	20,000	20,000	0	0			2
1261	080069	給与	31,600	31,600	0	0			2
1262	070001	県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
1263	070002	県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
1264	070003	県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
1265	070004	県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
1266	070005	茶菓子代	33,250	33,250	0	0			10
1267	070006	茶菓子代	31,300	31,300	0	0			10
1268	070007	茶菓子代	26,670	26,670	0	0			10
1269	070008	飲料代	84,000	84,000	42,000	0			8
1270	070009	茶菓子代	32,040	32,040	0	0			10
1271	070010	茶菓子代	15,750	15,750	0	0			10
1272	070011	飲料代	70,000	70,000	35,000	0			8
1273	070012	会場費・茶菓子代	103,672	103,672	5,000	0			8,10
1274	070013	印刷費	15,750	15,750	0	0			4
1275	070014	印刷費	1,191,049	1,191,049	0	0			4
1276	070015	印刷費	53,105	53,105	26,553	0			8
1277	070016	家賃	45,000	45,000	0	0			2
1278	070017	家賃	45,000	45,000	0	0			2
1279	070018	家賃	45,000	45,000	0	0			2
1280	070019	家賃	45,000	45,000	0	0			2
1281	070020	家賃	45,000	45,000	0	0			2
1282	070021	家賃	45,000	45,000	0	0			2
1283	070022	家賃	45,000	45,000	0	0			2
1284	070023	家賃	45,000	45,000	0	0			2
1285	070024	家賃	45,000	45,000	0	0			2
1286	070025	家賃	45,000	45,000	0	0			2
1287	070026	家賃	45,000	45,000	0	0			2
1288	070027	家賃	45,000	45,000	0	0			2
1289	070028	ハガキ	20,000	20,000	0	0			1
1290	070029	パソコン	57,645	57,645	57,645	0			
1291	070030	アルバイト料	100,000	100,000	0	0			2
1292	070031	アルバイト料	150,000	150,000	0	0			2
1293	070032	アルバイト料	100,000	100,000	0	0			2
1294	060001	県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
1295	060002	県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
1296	060003	県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
1297	060004	県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
1298	060005	HP作成料	25,000	25,000	0	0			2
1299	060006	印刷費	49,875	49,875	49,875	0			
1300	060007	HP管理料	11,550	11,550	0	0			2
1301	060008	印刷費	50,400	50,400	50,400	0			
1302	060009	プロバイダ料	12,600	12,600	0	0			2
1303	060010	家賃	17,500	17,500	17,500	0			
1304	060011	家賃	17,500	17,500	17,500	0			
1305	060012	家賃	17,500	17,500	17,500	0			
1306	060013	家賃	17,500	17,500	17,500	0			
1307	060014	家賃	17,500	17,500	17,500	0			
1308	060015	家賃	17,500	17,500	17,500	0			
1309	060016	家賃	17,500	17,500	17,500	0			
1310	060017	家賃	17,500	17,500	17,500	0			
1311	060018	家賃	17,500	17,500	17,500	0			
1312	060019	家賃	17,500	17,500	17,500	0			
1313	060020	家賃	17,500	17,500	17,500	0			
1314	060021	家賃	17,500	17,500	17,500	0			
1315	060022	消耗品	11,544	11,544	0	0			3,5
1316	060023	コピー代	20,215	20,215	20,215	0			
1317	060024	携帯電話代	10,556	10,556	10,556	0			
1318	060025	携帯電話代	13,671	13,671	13,671	0			
1319	060026	携帯電話代	12,552	12,552	12,552	0			
1320	060027	携帯電話代	13,144	13,144	13,144	0			
1321	060028	デジタルカメラ	21,400	21,400	21,400	0			
1322	060029	携帯電話代	11,849	11,849	11,849	0			
1323	060030	椅子	15,685	15,685	15,685	0			
1324	060031	携帯電話代	14,857	14,857	14,857	0			
1325	060032	携帯電話代	10,202	10,202	10,202	0			
1326	060033	給与	100,000	100,000	0	0			2
1327	060034	給与	32,000	32,000	0	0			2
1328	060035	給与	32,000	32,000	0	0			2
1329	060036	給与	100,000	100,000	0	0			2

整理番号	議員名	費目内訳	政務調査費 支出額(A)	監査委員 査定額(B)	(参考) 請求人査定額	返還すべき額 (A-B)	判断根拠	摘要	項目
1330	060037	給与	32,000	32,000	0	0			2
1331	060038	給与	32,000	32,000	0	0			2
1332	060039	給与	100,000	100,000	0	0			2
1333	060040	給与	32,000	32,000	0	0			2
1334	060041	給与	32,000	32,000	0	0			2
1335	060042	給与	100,000	100,000	0	0			2
1336	060043	給与	32,000	32,000	0	0			2
1337	060044	給与	32,000	32,000	0	0			2
1338	060045	給与	100,000	100,000	0	0			2
1339	060046	給与	32,000	32,000	0	0			2
1340	060047	給与	32,000	32,000	0	0			2
1341	060048	給与	100,000	100,000	0	0			2
1342	060049	給与	32,000	32,000	0	0			2
1343	060050	給与	32,000	32,000	0	0			2
1344	060051	給与	100,000	100,000	0	0			2
1345	060052	給与	32,000	32,000	0	0			2
1346	060053	給与	32,000	32,000	0	0			2
1347	060054	給与	100,000	100,000	0	0			2
1348	060055	給与	32,000	32,000	0	0			2
1349	060056	給与	32,000	32,000	0	0			2
1350	060057	給与	100,000	100,000	0	0			2
1351	060058	給与	32,000	32,000	0	0			2
1352	060059	給与	32,000	32,000	0	0			2
1353	060060	給与	100,000	100,000	0	0			2
1354	060061	給与	32,000	32,000	0	0			2
1355	060062	給与	32,000	32,000	0	0			2
1356	060063	給与	100,000	100,000	0	0			2
1357	060064	給与	32,000	32,000	0	0			2
1358	060065	給与	32,000	32,000	0	0			2
1359	060066	給与	100,000	100,000	0	0			2
1360	060067	給与	32,000	32,000	0	0			2
1361	060068	給与	32,000	32,000	0	0			2
1362	050001	県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
1363	050002	県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
1364	050003	県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
1365	050004	県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
1366	050005	ハガキ	73,000	73,000	0	0			1
1367	050006	印刷費	15,855	15,855	7,928	0			8
1368	050007	ハガキ	45,000	45,000	0	0			1
1369	050008	HP管理料	15,750	15,750	7,875	0			8
1370	050009	HP管理料	15,750	15,750	7,875	0			8
1371	050010	HP管理料	15,750	15,750	7,875	0			8
1372	050011	HP管理料	15,750	15,750	7,875	0			8
1373	050012	HP管理料	15,750	15,750	7,875	0			8
1374	050013	HP管理料	15,750	15,750	7,875	0			8
1375	050014	HP管理料	15,750	15,750	7,875	0			8
1376	050015	HP管理料	29,400	29,400	14,700	0			8
1377	050016	HP管理料	15,750	15,750	7,875	0			8
1378	050017	印刷費	624,750	624,750	312,375	0			8
1379	050018	HP管理料	15,750	15,750	7,875	0			8
1380	050019	HP管理料	31,500	31,500	15,750	0			8
1381	050020	HP管理料	15,750	15,750	7,875	0			8
1382	050021	デジタルカメラ	32,105	32,105	16,053	0			8
1383	050022	ラック	14,128	14,128	7,064	0			8
1384	050023	パソコン	145,775	145,775	72,888	0			8
1385	050024	郵送料	23,010	23,010	11,505	0			8
1386	050025	郵送料	171,080	171,080	85,540	0			8
1387	050026	郵送料	45,955	45,955	22,978	0			8
1388	050027	郵送料	96,005	96,005	48,003	0			8
1389	050028	切手	66,000	66,000	33,000	0			8
1390	050029	給与	50,000	50,000	0	0			2
1391	050030	給与	50,000	50,000	0	0			2
1392	050031	給与	50,000	50,000	0	0			2
1393	050032	給与	50,000	50,000	0	0			2
1394	050033	給与	50,000	50,000	0	0			2
1395	050034	給与	50,000	50,000	0	0			2
1396	050035	給与	50,000	50,000	0	0			2
1397	050036	給与	50,000	50,000	0	0			2
1398	050037	給与	50,000	50,000	0	0			2
1399	050038	給与	50,000	50,000	0	0			2
1400	050039	給与	50,000	50,000	0	0			2
1401	050040	給与	50,000	50,000	0	0			2
合計		1,401件	95,696,271	95,634,144	19,235,805	62,127			1,174件

【民主・県民クラブ】

(単位:円)

整理番号	議員名	費目内訳	政務調査費 支出額(A)	監査委員 査定額(B)	(参考) 請求人査定額	返還すべき額 (A-B)	判断根拠	摘要	項目	
1402	鈴木 一茂	440001~ 440003 会派会費	285,700	285,700	152,639	0			8	
1403		440004~ 440005 乗車券代	16,860	16,860	16,860	0				
1404		440006~ 440007 宿泊代	11,650	11,650	11,650	0		請求人記載の政務調査支出 額は誤り		
1405		440008 航空券	13,100	13,100	13,100	0				
1406		440009 購読料	30,500	30,500	30,500	0				
1407		440010 購読料	30,500	30,500	30,500	0				
1408		440011~ 440012 購読料	66,780	66,780	66,780	0				
1409		440013~ 440014 購読料	14,700	14,700	14,700	0				
1410		440015 郵送料	71,200	71,200	71,200	0				
1411		440016 郵送料	71,200	71,200	71,200	0				
1412		440017 郵送料	71,200	71,200	71,200	0				
1413		440018 郵送料	71,200	71,200	71,200	0				
1414		440019 郵送料	71,200	71,200	71,200	0				
1415		440020 郵送料	71,200	71,200	71,200	0				
1416		440021 郵送料	71,200	71,200	71,200	0				
1417		440022 郵送料	71,200	71,200	71,200	0				
1418		440023 郵送料	71,200	71,200	71,200	0				
1419		440024 郵送料	71,200	71,200	71,200	0				
1420		440025 ファクシミリ代	12,436	12,436	12,436	0				
1421		440026 パソコン代	95,603	95,603	95,603	0				
1422	住吉 良久	380001 ガソリン代	19,767	16,434	0	3,333	㊦		3	
1423		380002 ガソリン代	13,469	13,469	0	0			3	
1424		380003 ガソリン代	16,392	14,011	0	2,381	㊦		3	
1425		380004 ガソリン代	15,549	15,549	0	0			3	
1426		380005 ガソリン代	20,643	20,143	0	500	㊦		3	
1427		380006 ガソリン代	10,635	10,635	0	0			3	
1428		380007 ガソリン代	12,676	12,676	0	0			3	
1429		380008 ガソリン代	14,150	14,150	0	0			3	
1430		380009 ガソリン代	21,549	17,406	0	4,143	㊦		3	
1431		380010 ガソリン代	19,214	18,880	0	334	㊦		3	
1432		380011~ 380013 会派会費	285,700	285,700	152,639	0				8
1433		380014~ 380015 会費	12,630	12,630	0	0				10
1434		380016 茶菓子代	12,672	12,672	6,336	0				8
1435		380017 郵送料	98,538	98,538	74,650	0				8
1436		380018 郵送料	36,630	36,630	27,750	0				8
1437	380019 郵送料	46,794	46,794	35,450	0				8	
1438	380020 郵送料	274,692	274,692	208,100	0				8	
1439	380021 印刷代	256,687	256,687	194,670	0				8	
1440	380022 ハガキ代	0	0	0	0		全額返還済		10	
1441	380023~ 380024 プロジェクター	126,000	126,000	63,000	0				8	
1442	380025 トナー代	15,540	15,540	15,540	0					
1443	380026 用紙代	16,973	16,973	16,973	0					
1444	380027 給与	100,000	100,000	100,000	0					
1445	380028 給与	100,000	100,000	100,000	0					
1446	380029 給与	100,000	100,000	100,000	0					
1447	380030 給与	100,000	100,000	100,000	0					
1448	380031 給与	100,000	100,000	100,000	0					
1449	380032 給与	100,000	100,000	100,000	0					
1450	380033 給与	100,000	100,000	100,000	0					
1451	380034 給与	100,000	100,000	100,000	0					
1452	380035 給与	100,000	100,000	100,000	0					
1453	380036 給与	100,000	100,000	100,000	0					
1454	380037 給与	100,000	100,000	100,000	0					
1455	380038 給与	100,000	100,000	100,000	0					
1456	長瀬 泰志	370001~ 370003 会派会費	285,700	285,700	152,639	0			8	
1457		370004 購読料	19,200	19,200	19,200	0				
1458		370005 印刷代	399,000	399,000	199,500	0			8	
1459		370006 印刷代	399,000	399,000	199,500	0			8	
1460		370007 印刷代	399,000	399,000	199,500	0			8	
1461		370008 茶菓子代	19,966	19,966	0	0			10	
1462		370009 印刷代	399,000	399,000	199,500	0			8	
1463		370010 プリンター代	25,800	25,800	12,900	0			8	
1464		370011 給与	30,000	30,000	15,000	0			8	
1465		370012 給与	30,000	30,000	15,000	0			8	
1466		370013 給与	30,000	30,000	15,000	0			8	

整理番号	議員名	費目内訳	政務調査費 支出額(A)	監査委員 査定額(B)	(参考) 請求人査定額	返還すべき額 (A-B)	判断根拠	摘要	項目
1467	370014	給与	30,000	30,000	15,000	0			8
1468	370015	給与	30,000	30,000	15,000	0			8
1469	370016	給与	30,000	30,000	15,000	0			8
1470	370017	給与	30,000	30,000	15,000	0			8
1471	370018	給与	30,000	30,000	15,000	0			8
1472	370019	給与	30,000	30,000	15,000	0			8
1473	370020	給与	30,000	30,000	15,000	0			8
1474	370021	給与	30,000	30,000	15,000	0			8
1475	370022	給与	30,000	30,000	15,000	0			8
1476	230001~ 230002	旅費	150,600	150,600	0	0			10
1477	230003~ 230005	会派会費	285,700	285,700	152,639	0			8
1478	230006	宿泊代	13,000	13,000	0	0			10
1479	230007	印刷代	88,200	88,200	44,100	0			8
1480	230008	郵送料	21,700	21,700	10,850	0			8
1481	230009	郵送料	54,374	54,374	27,187	0			8
1482	230010	郵送料	19,220	19,220	9,610	0			8
1483	230011	郵送料	97,774	97,774	48,887	0			8
1484	230012	郵送料	16,740	16,740	8,370	0			8
1485	230013	印刷代	132,300	132,300	66,150	0			8
1486	230014	カメラ代	31,120	31,120	15,560	0			8
1487	230015	カメラ代	29,165	0	0	29,165	㊟		9
1488	230016	印刷代	0	0	0	0		全額返還済	10
1489	230017	印刷代	0	0	0	0		全額返還済	10
1490	230018	印刷代	197,400	197,400	98,700	0			8
1491	230019	印刷代	43,575	43,575	21,788	0			8
1492	230020	土地代	120,000	120,000	120,000	0			
1493	230021	土地代	12,500	12,500	12,500	0			
1494	230022	土地代	12,500	12,500	12,500	0			
1495	230023	土地代	12,500	12,500	12,500	0			
1496	230024	土地代	12,500	12,500	12,500	0			
1497	230025	土地代	12,500	12,500	12,500	0			
1498	230026	土地代	150,000	150,000	150,000	0			
1499	230027	土地代	12,500	12,500	12,500	0			
1500	230028	土地代	12,500	12,500	12,500	0			
1501	230029	土地代	12,500	12,500	12,500	0			
1502	230030	土地代	12,500	12,500	12,500	0			
1503	230031	土地代	90,000	90,000	90,000	0			
1504	230032	土地代	37,500	37,500	37,500	0			
1505	230033	リース代	11,264	11,264	11,264	0			
1506	230033	リース代	16,071	16,071	16,071	0			
1507	230034	FAX機代	173,250	173,250	173,250	0			
1508	180001	乗車券代	29,660	29,660	0	0			10
1509	180002	ガソリン代	10,233	10,233	0	0			3
1510	180003	乗車券代	29,660	29,660	0	0			10
1511	180004	ガソリン代	8,447	8,447	0	0		一部(3,882円)返還済	3
1512	180005~ 180007	会派会費	285,700	285,700	152,639	0			8
1513	180008	乗車券代	26,000	26,000	26,000	0			
1514	180009	乗車券代	26,000	26,000	26,000	0			
1515	180010	乗車券代	19,840	19,840	19,840	0			
1516	180011	乗車券代	26,000	26,000	0	0			10
1517	180012	購読料	22,200	22,200	22,200	0			
1518	180013	購読料	23,000	23,000	0	0			2,9
1519	180014	会費	20,000	20,000	0	0			10
1520	180015~ 180016	情報利用料	126,000	126,000	126,000	0			
1521	180017	購読料	10,400	10,400	10,400	0			
1522	180018	印刷、製本代	294,000	294,000	147,000	0			8
1523	180019	送料	54,640	54,640	54,640	0			
1524	180020	印刷、製本代	294,000	294,000	147,000	0			8
1525	180021	送料	85,680	85,680	85,680	0			
1526	180022	印刷、製本代	294,000	294,000	147,000	0			8
1527	180023	送料	56,360	56,360	56,360	0			
1528	180024	印刷、製本代	294,000	294,000	147,000	0			8
1529	180025	送料	57,040	57,040	57,040	0			
1530	180026	印刷、製本代	395,472	395,472	199,500	0			8
1531	180027	家賃	26,250	26,250	26,250	0			
1532	180028	家賃	26,250	26,250	26,250	0			
1533	180029	家賃	26,250	26,250	26,250	0			
1534	180030	家賃	26,250	26,250	26,250	0			
1535	180031	家賃	26,250	26,250	26,250	0			
1536	180032	家賃	26,250	26,250	26,250	0			
1537	180033	家賃	26,250	26,250	26,250	0			
1538	180034	家賃	26,250	26,250	26,250	0			
1539	180035	家賃	26,250	26,250	26,250	0			
1540	180036	家賃	26,250	26,250	26,250	0			
1541	180037	家賃	26,250	26,250	26,250	0			

整理番号	議員名	費目内訳	政務調査費 支出額(A)	監査委員 査定額(B)	(参考) 請求人査定額	返還すべき額 (A-B)	判断根拠	摘要	項目
1542	180038	家賃	26,250	26,250	26,250	0			
1543	180039	シュレッダー	14,700	14,700	14,700	0			
1544	180040	給与	50,000	50,000	50,000	0			
1545	180041	給与	50,000	50,000	50,000	0			
1546	180042	給与	50,000	50,000	50,000	0			
1547	180043	給与	50,000	50,000	50,000	0			
1548	180044	給与	50,000	50,000	50,000	0			
1549	180045	給与	50,000	50,000	50,000	0			
1550	180046	給与	50,000	50,000	50,000	0			
1551	180047	給与	50,000	50,000	50,000	0			
1552	180048	給与	50,000	50,000	50,000	0			
1553	180049	給与	50,000	50,000	50,000	0			
1554	180050	給与	50,000	50,000	50,000	0			
1555	180051	給与	50,000	50,000	50,000	0			
1556	180052	給与	38,000	38,000	38,000	0			
1557	180053	給与	38,000	38,000	38,000	0			
1558	180054	給与	38,000	38,000	38,000	0			
1559	180055	給与	38,000	38,000	38,000	0			
1560	180056	給与	38,000	38,000	38,000	0			
1561	180057	給与	38,000	38,000	38,000	0			
1562	180058	給与	38,000	38,000	38,000	0			
1563	180059	給与	38,000	38,000	38,000	0			
1564	180060	給与	38,000	38,000	38,000	0			
1565	180061	給与	38,000	38,000	38,000	0			
1566	180062	給与	38,000	38,000	38,000	0			
1567	180063	給与	38,000	38,000	38,000	0			
1568	040001~ 040002	旅費	208,600	208,600	0	0			10
1569	040003	調査費	30,000	30,000	0	0			10
1570	040004	調査費	30,000	30,000	0	0			10
1571	040005~ 040007	会派会費	285,700	285,700	152,639	0			8
1572	040008	参加費	30,000	30,000	30,000	0			
1573	040009	乗車券代	24,000	24,000	24,000	0			
1574	040010	航空券	24,200	24,200	24,200	0			
1575	040011	乗車券代	16,380	16,380	16,380	0			
1576	040012	乗車券代	24,000	24,000	24,000	0			
1577	040013	乗車券代	10,700	10,700	10,700	0			
1578	040014	乗車券代	16,480	16,480	16,480	0			
1579	040015	乗車券代	15,850	15,850	15,850	0			
1580	040016	書籍代	21,126	21,126	21,126	0			
1581	040017	購読料	44,430	44,430	44,430	0			
1582	040018	書籍代	17,776	17,776	17,776	0			
1583	040019	書籍代	13,815	13,815	13,815	0			
1584	040020	書籍代	10,605	10,605	10,605	0			
1585	040021	書籍代	13,594	13,594	13,104	0			9
1586	040022	書籍代	11,913	11,913	11,913	0			
1587	040023	購読料	44,430	44,430	44,430	0			
1588	040024	書籍代	18,455	18,455	18,455	0			
1589	040025	購読料	15,855	15,855	15,855	0			
1590	040026	書籍代	10,125	10,125	10,125	0			
1591	040027	書籍代	19,950	19,950	19,950	0			
1592	040028	書籍代	12,033	12,033	9,723	0			9
1593	040029	購読料	13,168	13,168	13,168	0			
1594	040030	書籍代	12,710	12,710	12,710	0			
1595	040031	リース代	13,125	13,125	13,125	0			
1596	040032	印刷代	15,540	15,540	15,540	0			
1597	040033	給与	85,000	85,000	85,000	0			
1598	040034	給与	85,000	85,000	85,000	0			
1599	040035	給与	85,000	85,000	85,000	0			
1600	040036	給与	85,000	85,000	85,000	0			
1601	040037	給与	85,000	85,000	85,000	0			
1602	040038	給与	85,000	85,000	85,000	0			
1603	040039	給与	85,000	85,000	85,000	0			
1604	040040	給与	85,000	85,000	85,000	0			
1605	040041	給与	85,000	85,000	85,000	0			
1606	040042	給与	85,000	85,000	85,000	0			
1607	040043	給与	85,000	85,000	85,000	0			
1608	040044	給与	100,000	100,000	100,000	0			
1609	030001~ 030003	会派会費	285,700	285,700	152,639	0			8
1610	030004	乗車券代	24,810	24,810	24,870	0		請求人記載の領収書金額及び政務調査支出額は誤り	
1611	030004	乗車券代	6,470	6,470	6,470	0			
1612	030005~ 030006	情報利用料	31,500	31,500	31,500	0			

整理番号	議員名	費目内訳	政務調査費 支出額(A)	監査委員 査定額(B)	(参考) 請求人査定額	返還すべき額 (A-B)	判断根拠	摘 要	項目
1613	020001~ 020003	会派会費	282,925	282,925	152,639	0			8
1614	020004	乗車券代	17,060	17,060	17,060	0			
1615	020004	乗車券代	17,060	17,060	17,060	0			
1616	020004	乗車券代	16,860	16,860	16,860	0			
1617	020004	乗車券代	16,860	16,860	16,860	0			
1618	020004	乗車券代	16,860	16,860	16,860	0			
1619	020004	乗車券代	16,860	16,860	16,860	0			
1620	020004	乗車券代	16,860	16,860	16,860	0			
1621	020005	乗車券代	16,860	16,860	16,860	0			
1622	020005	乗車券代	11,730	11,730	11,730	0			
1623	020005	乗車券代	11,730	11,730	11,730	0			
1624	020006	宿泊代	10,800	10,800	10,800	0			
1625	020007~ 020008	書籍代	34,285	34,285	34,285	0			
1626	020009~ 020010	書籍代	29,439	29,439	29,439	0			
1627	020011~ 020013	書籍代	16,450	16,450	16,450	0			
1628	020014	購読料	80,850	80,850	80,850	0			
1629	020015~ 020016	書籍代	24,273	24,273	24,273	0			
1630	020017~ 020018	書籍代	12,810	12,810	12,810	0			
1631	020019	購読料	24,670	24,670	24,670	0			
1632	020020~ 020022	書籍代	38,935	38,935	38,935	0			
1633	020023	購読料	12,600	12,600	12,600	0			
1634	020024~ 020025	デザイン、発送料	1,805,701	1,805,701	902,851	0			8
1635	020026~ 020027	配布料	150,000	150,000	75,000	0			8
1636	020028~ 020029	印刷、折り代	819,000	819,000	409,500	0			8
1637	020030~ 020031	HP管理料	514,500	514,500	257,250	0			8
合 計		236件	18,332,898	18,293,042	12,450,710	39,856			81件

【公明党岡山県議団】

(単位:円)

整理番号	議員名	費目内訳	政務調査費 支出額(A)	監査委員 査定額(B)	(参考) 請求人査定額	返還すべき額 (A-B)	判断根拠	摘要	項目
1638	420001	乗車券代	25,010	25,010	25,010	0			
1639	420002	宿泊代	13,000	13,000	13,000	0			
1640	420003~ 420004	団費	478,892	478,892	299,309	0		請求人記載の整理番号は誤り	8
1641	420005	乗車券、宿泊代	40,280	40,280	40,280	0			
1642	420006	購読料	55,000	55,000	55,000	0			
1643	420007	購読料	88,530	88,530	88,530	0			
1644	420008	購読料	67,305	67,305	67,305	0			
1645	420009	購読料	42,525	42,525	42,525	0			
1646	420010	印刷代	134,400	134,400	67,200	0			8
1647	420011	郵送料	69,000	69,000	34,500	0			8
1648	420012	プロバイダー料	15,750	15,750	15,750	0			
1649	420013	事務所家賃	30,000	30,000	30,000	0			
1650	420014	事務所家賃	30,000	30,000	30,000	0			
1651	420015	事務所家賃	30,000	30,000	30,000	0			
1652	420016	事務所家賃	30,000	30,000	30,000	0			
1653	420017	事務所家賃	30,000	30,000	30,000	0			
1654	420018	事務所家賃	30,000	30,000	30,000	0			
1655	420019	事務所家賃	30,000	30,000	30,000	0			
1656	420020	事務所家賃	30,000	30,000	30,000	0			
1657	420021	事務所家賃	30,000	30,000	30,000	0			
1658	420022	事務所家賃	30,000	30,000	30,000	0			
1659	420023	事務所家賃	30,000	30,000	30,000	0			
1660	420024	事務所家賃	30,000	30,000	30,000	0			
1661	410001	郵送料	20,000	20,000	10,000	0			8
1662	410002	郵送料	44,200	44,200	22,100	0			8
1663	410003	宅急便	20,640	20,640	10,320	0			8
1664	410004	印刷代	26,250	26,250	13,125	0			8
1665	410005	印刷代	225,750	225,750	112,875	0			8
1666	410006	航空券代	29,200	29,200	29,200	0			
1667	410007~ 410008	団費	478,892	478,892	299,309	0			8
1668	410009	参加費	20,420	20,420	20,420	0			
1669	410010	乗車券代	35,710	35,710	35,710	0			
1670	410011	参加費	21,000	21,000	21,000	0			
1671	410012	参加費	20,420	20,420	20,420	0			
1672	410013	乗車券代	24,420	24,420	24,420	0			
1673	410014	乗車券代	34,460	34,460	34,460	0			
1674	410015~ 410016	購読料	33,390	33,390	33,390	0			
1675	410017	購読料	18,900	18,900	18,900	0			
1676	410018	購読料	12,600	12,600	12,600	0			
1677	410019	購読料	25,200	25,200	25,200	0			
1678	410020	購読料	31,500	31,500	31,500	0			
1679	410021	購読料	15,720	15,720	15,720	0			
1680	410022	購読料	88,725	88,725	88,725	0			
1681	410023	購読料	33,915	33,915	33,915	0		請求人記載の整理番号は誤り	
1682	410024	購読料	15,720	15,720	15,720	0			
1683	410025	印刷代	168,000	168,000	84,000	0			8
1684	410026	郵送料	146,075	146,075	73,038	0			8
1685	410027	郵送料	149,765	149,765	74,883	0			8
1686	410028	印刷代	126,000	126,000	63,000	0			8
1687	410029	印刷代	50,400	50,400	25,200	0			8
1688	410030	業務委託料	50,000	50,000	25,000	0			8
1689	410031	業務委託料	50,000	50,000	25,000	0			8
1690	410032	業務委託料	50,000	50,000	25,000	0			8
1691	410033	業務委託料	50,000	50,000	25,000	0			8
1692	410034	業務委託料	50,000	50,000	25,000	0			8
1693	410035	業務委託料	50,525	50,525	25,263	0			8
1694	410036	業務委託料	50,525	50,525	25,263	0			8
1695	410037	業務委託料	50,525	50,525	25,263	0			8
1696	410038	業務委託料	50,525	50,525	25,263	0			8
1697	410039	業務委託料	50,525	50,525	25,263	0			8
1698	410040	業務委託料	50,525	50,525	25,263	0			8
1699	410041	業務委託料	50,525	50,525	25,263	0			8
1700	410042~ 410043	事務所家賃	33,075	33,075	33,075	0			
1701	410044	事務所家賃	33,337	33,337	33,337	0			
1702	410045	事務所家賃	33,337	33,337	33,337	0			
1703	410046	事務所家賃	33,337	33,337	33,337	0			
1704	410047	事務所家賃	33,337	33,337	33,337	0			
1705	410048	事務所家賃	33,337	33,337	33,337	0			
1706	410049	事務所家賃	33,337	33,337	33,337	0			
1707	410050	事務所家賃	33,337	33,337	33,337	0			

整理番号	議員名	費目内訳	政務調査費 支出額(A)	監査委員 査定額(B)	(参考) 請求人査定額	返還すべき額 (A-B)	判断根拠	摘 要	項目
1708	景山 黄明	事務所家賃	33,337	33,337	33,337	0			
1709		事務所家賃	33,337	33,337	33,337	0			
1710		事務所家賃	33,337	33,337	33,337	0			
1711		事務所家賃	33,337	33,337	33,337	0			
1712		業務委託料	16,000	16,000	10,000	0			8
1713		業務委託料	16,000	16,000	10,000	0			8
1714		業務委託料	16,000	16,000	10,000	0			8
1715		業務委託料	16,000	16,000	10,000	0			8
1716		業務委託料	16,000	16,000	10,000	0			8
1717		業務委託料	16,000	16,000	10,000	0			8
1718		業務委託料	16,000	16,000	10,000	0			8
1719		業務委託料	16,000	16,000	10,000	0			8
1720		業務委託料	16,000	16,000	10,000	0			8
1721		業務委託料	16,000	16,000	10,000	0			8
1722		業務委託料	16,000	16,000	10,000	0			8
1723		業務委託料	16,000	16,000	10,000	0			8
1724		乗車券代	84,440	84,440	84,440	0			
1725		乗車券代	31,880	31,880	31,880	0			
1726		航空券代	25,000	25,000	25,000	0			
1727	航空券代	29,200	29,200	29,200	0				
1728	団費	478,892	478,892	299,309	0			8	
1729	航空券代	33,200	33,200	33,200	0				
1730	購読料	13,125	13,125	13,125	0				
1731	購読料	20,000	20,000	0	0			9	
1732	購読料	22,950	22,950	22,950	0				
1733	業務委託料	45,000	45,000	22,500	0			8	
1734	事務所家賃	40,000	40,000	40,000	0				
1735	事務所家賃	40,000	40,000	40,000	0				
1736	事務所家賃	40,000	40,000	40,000	0				
1737	事務所家賃	40,000	40,000	40,000	0				
1738	事務所家賃	40,000	40,000	40,000	0				
1739	事務所家賃	40,000	40,000	40,000	0				
1740	事務所家賃	40,000	40,000	40,000	0				
1741	事務所家賃	40,000	40,000	40,000	0				
1742	事務所家賃	40,000	40,000	40,000	0				
1743	事務所家賃	37,500	37,500	37,500	0				
1744	事務所家賃	37,500	37,500	37,500	0				
1745	事務所家賃	37,500	37,500	37,500	0				
1746	携帯電話料	11,950	11,950	0	0			7	
1747	乗車券代	30,470	30,470	30,470	0				
1748	調査委託費	404,250	404,250	404,250	0				
1749	団費	478,892	478,892	299,309	0			8	
1750	参加費	21,525	21,525	21,525	0				
1751	乗車券代	31,680	31,680	31,680	0				
1752	乗車券代	24,420	24,420	24,420	0				
1753	乗車券、宿泊代	40,280	40,280	40,280	0				
1754	新聞代	17,616	17,616	0	0			9	
1755	購読料	15,750	15,750	15,750	0				
1756	新聞代	78,900	78,900	0	0			3.9	
1757	購読料	25,200	25,200	25,200	0				
1758	購読料	15,750	15,750	15,750	0				
1759	事務所家賃	50,000	50,000	50,000	0				
1760	事務所家賃	75,000	75,000	75,000	0				
1761	事務所家賃	25,000	25,000	25,000	0				
1762	乗車券代	30,470	30,470	30,470	0				
1763	航空券代	13,100	13,100	13,100	0				
1764	航空券代	17,100	17,100	17,100	0				
1765		280,000	280,000	280,000	0				
1766	団費	478,892	478,892	299,309	0			8	
1767	参加費	21,420	21,420	21,420	0				
1768	乗車券代	31,680	31,680	31,680	0				
1769	乗車券代	24,420	24,420	24,420	0				
1770	乗車券、宿泊代	40,280	40,280	40,280	0				
1771	参加費	31,500	31,500	31,500	0				
1772	購読料	55,000	55,000	55,000	0				
1773	購読料	88,530	88,530	88,530	0				
1774	購読料	31,125	31,125	31,125	0				
1775	新聞代	30,000	30,000	0	0			9	
1776	書籍代	12,300	12,300	12,300	0				
1777	購読料	10,500	10,500	10,500	0				
1778	事務所家賃	22,500	22,500	22,500	0				
1779	事務所家賃	22,500	22,500	22,500	0				
1780	事務所家賃	22,500	22,500	22,500	0				

整理番号	議員名	費目内訳	政務調査費 支出額(A)	監査委員 査定額(B)	(参考) 請求人査定額	返還すべき額 (A-B)	判断根拠	摘 要	項目
1781	増川 英一	事務所家賃	22,500	22,500	22,500	0			
1782		事務所家賃	22,500	22,500	22,500	0			
1783		事務所家賃	22,500	22,500	22,500	0			
1784		事務所家賃	22,500	22,500	22,500	0			
1785		事務所家賃	22,500	22,500	22,500	0			
1786		事務所家賃	22,500	22,500	22,500	0			
1787		事務所家賃	22,500	22,500	22,500	0			
1788		事務所家賃	15,750	15,750	15,750	0			
1789		事務所家賃	22,500	22,500	22,500	0			
1790		事務所家賃	22,500	22,500	22,500	0			
1791		携帯電話料	11,109	11,109	0	0			7
合 計		154件	8,598,467	8,598,467	6,544,404	0			48件

【日本共産党岡山県議会議員団】

(単位:円)

整理番号	議員名	費目内訳	政務調査費 支出額(A)	監査委員 査定額(B)	(参考) 請求人査定額	返還すべき額 (A-B)	判断根拠	摘要	項目
1792	武田 英夫	400001~ 400002 購読料	31,500	31,500	31,500	0			
1793		400003~ 400004 団会費	360,000	360,000	301,634	0			8
1794		400005~ 400006 購読料	95,235	95,235	95,235	0			
1795		400007 団会費	360,000	360,000	301,634	0			8
1796		400008 団会費	360,000	360,000	301,634	0			8
1797		400009 団会費	250,000	250,000	209,452	0			8
1798		400010 団会費	24,918	24,918	20,889	0			8
1799		400011 ガソリン代	11,651	11,651	0	0			3
1800		400012 ガソリン代	12,353	12,353	0	0			3
1801		400013 ガソリン代	15,217	15,217	0	0			3
1802		400014 ガソリン代	15,007	15,007	0	0			3
1803		400015 ガソリン代	10,331	10,331	0	0			3
1804		400016 ガソリン代	12,202	12,202	0	0			3
1805		400017 ガソリン代	12,320	12,320	0	0			3,4
1806		400018 乗車券代	15,260	15,260	15,260	0			
1807		400019 乗車券代	14,860	14,860	14,860	0			
1808		400020~ 400021 委託研究費	300,000	300,000	300,000	0			
1809		400022 乗車券代	14,650	14,650	14,650	0			
1810		400023 パネル作成費	10,500	10,500	0	0			10
1811		400024 購読料	13,000	13,000	13,000	0			
1812		400025 印刷代	13,650	13,650	13,650	0			
1813		400026 印刷代	40,540	40,540	22,523	0			8
1814		400027 印刷代	40,540	40,540	22,523	0			8
1815		400028 印刷代	41,059	41,059	22,811	0			8
1816		400029 印刷代	38,220	38,220	21,000	0			8
1817		400030 印刷代	98,475	98,475	56,595	0			8
1818		400031 印刷代	88,310	88,310	49,613	0			8
1819		400032 郵送料	30,717	30,717	17,065	0			8
1820		400033 郵送料	30,424	30,424	16,903	0			8
1821		400034 郵送料	31,486	31,486	17,493	0			8
1822		400035 郵送料	31,777	31,777	17,460	0			8
1823		400036 郵送料	22,063	22,063	12,680	0			8
1824		400037 郵送料	26,635	26,635	15,308	0			8
1825	400038 郵送料	21,871	21,871	12,570	0			8	
1826	400039 郵送料	27,131	27,131	15,243	0			8	
1827	400040 郵送料	21,502	21,502	12,080	0			8	
1828	400041 郵送料	20,073	20,073	11,278	0			8	
1829	400042 ホームページ管理料	57,078	57,078	31,710	0			8	
1830	400043~ 400044 ホームページ管理料	113,872	113,872	63,263	0			8	
1831	400045 ホームページ管理料	57,078	57,078	0	0			4	
1832	400046 事務所家賃	60,000	60,000	60,000	0				
1833	400047 パソコン代	48,499	48,499	48,499	0				
1834	赤坂 てる子	210001~ 210002 団会費	360,000	360,000	301,634	0			8
1835		210003 団会費	360,000	360,000	301,634	0			8
1836		210004 団会費	360,000	360,000	301,634	0			8
1837		210005 団会費	250,000	250,000	209,452	0			8
1838		210006 団会費	24,918	24,918	20,889	0			8
1839		210007 購読料	17,325	17,325	17,325	0			
1840		210008 購読料	10,395	10,395	10,395	0			
1841		210009~ 210010 印刷代	360,664	360,664	0	0			4
1842		210011 郵送料	58,800	58,800	30,000	0			8
1843		210012 郵送料	30,502	30,502	15,563	0			8
1844		210013 郵送料	11,995	11,995	6,120	0			8
1845		210014 郵送料	37,308	37,308	19,035	0			8
1846		210015 印刷代	228,438	228,438	116,550	0			8
1847		210016 郵送料	32,824	32,824	16,920	0			8
1848		210017 印刷代	203,700	203,700	105,000	0			8
1849		210018 郵送料	66,580	66,580	34,320	0			8
1850		210019 郵送料	68,254	68,254	35,183	0			8
1851		210020 発送手数料	16,412	16,412	8,460	0			8
1852		210021 郵送料	31,960	31,960	17,000	0			8
1853		210022 印刷代	177,660	177,660	94,500	0			8
1854		210023 郵送料	33,543	33,543	17,843	0			8
1855		210024 郵送料	21,079	21,079	11,213	0			8
1856		210025 発送手数料	15,947	15,947	8,483	0			8
1857		210026 携帯電話料	10,846	10,846	7,231	0			8

整理番号	議員名	費目内訳	政務調査費 支出額(A)	監査委員 査定額(B)	(参考) 請求人査定額	返還すべき額 (A-B)	判断根拠	摘 要	項目
1858	210027	携帯電話料	11,418	11,418	7,612	0			8
1859	210028~ 210029	プリンター代	11,900	11,900	11,900	0			
1860	210030	パソコン代	57,645	57,645	57,645	0			
1861	210031	給与	25,000	25,000	25,000	0			
1862	210032	給与	25,000	25,000	25,000	0			
1863	210033	給与	25,000	25,000	25,000	0			
1864	210034	給与	25,000	25,000	25,000	0			
1865	210035	給与	25,000	25,000	25,000	0			
1866	210036	給与	25,000	25,000	25,000	0			
1867	210037	給与	25,000	25,000	25,000	0			
1868	210038	給与	25,000	25,000	25,000	0			
1869	210039	給与	25,000	25,000	25,000	0			
1870	210040	給与	25,000	25,000	25,000	0			
1871	210041	給与	25,000	25,000	25,000	0			
1872	210042	給与	25,000	25,000	25,000	0			
1873	200001~ 200002	団会費	360,000	360,000	301,634	0			8
1874	200003	団会費	360,000	360,000	301,634	0			8
1875	200004	団会費	360,000	360,000	301,634	0			8
1876	200005	団会費	250,000	250,000	209,452	0			8
1877	200006	団会費	24,918	24,918	20,889	0			8
1878	200007	印刷代	20,475	20,475	20,475	0			
1879	200008	印刷代	88,200	88,200	88,200	0			
1880	200009	印刷代	66,654	66,654	36,225	0			8
1881	200010	郵送料	43,325	43,325	23,805	0			8
1882	200011	郵送料	31,941	31,941	17,550	0			8
1883	200012	郵送料	94,640	94,640	52,000	0			8
1884	200013	郵送料	67,904	67,904	37,310	0			8
1885	200014	郵送料	20,051	20,051	11,018	0			8
1886	200015	郵送料	27,327	27,327	15,015	0			8
1887	200016	郵送料	95,645	95,645	52,553	0			8
1888	200017	発送工賃	35,200	35,200	19,341	0			8
1889	200018	印刷代	137,592	137,592	75,600	0			8
1890	200019	印刷代	16,434	16,434	9,030	0			8
1891	200020	印刷代	27,231	27,231	14,963	0			8
1892	200021	印刷代	12,402	12,402	6,815	0			8
1893	200022	印刷代	55,860	55,860	27,930	0			8
1894	200023	印刷代	71,001	71,001	36,225	0			8
1895	200024	印刷代	69,300	69,300	34,650	0			8
1896	200025	印刷代	147,816	147,816	74,655	0			8
1897	200026	事務所家賃	222,000	222,000	222,000	0			
1898	200027	デジタルカメラ	19,400	19,400	19,400	0			
合 計		107件	8,795,433	8,795,433	6,293,559	0			77件

【無所属議員】

(単位:円)

整理番号	議員名	費目内訳	政務調査費 支出額(A)	監査委員 査定額(B)	(参考) 請求人査定額	返還すべき額 (A-B)	判断根拠	摘要	項目
1899	430001	光熱水費	13,487	13,487	0	0			5
1900	430002	家賃	40,210	40,210	0	0			5
1901	430003	家賃	40,210	40,210	0	0			5
1902	430004	家賃	40,210	40,210	0	0			5
1903	430005	家賃	40,210	40,210	0	0			5
1904	430006	家賃	40,210	40,210	0	0			5
1905	430007	家賃	40,210	40,210	0	0			5
1906	430008	家賃	40,210	40,210	0	0			5
1907	430009	家賃	40,210	40,210	0	0			5
1908	430010	家賃	40,210	40,210	0	0			5
1909	430011	家賃	40,210	40,210	0	0			5
1910	430012	光熱水費	13,293	13,293	0	0			5
1911	430013	家賃	40,210	40,210	0	0			5
1912	430014	光熱水費	11,643	11,643	0	0			5
1913	430015	家賃	40,210	40,210	0	0			5
1914	430016	電話料	11,606	11,606	0	0			5
1915	430017	電話料	11,240	11,240	0	0			5
1916	430018	電話料	12,579	12,579	0	0			5
1917	430019	電話料	10,673	10,673	0	0			5
1918	430020	電話料	14,391	14,391	0	0			5
1919	430021	電話料	12,074	12,074	0	0			5
1920	430022	電話料	12,001	12,001	0	0			5
1921	430023	電話料	11,823	11,823	0	0			5
1922	430024	電話料	11,042	11,042	0	0			5
1923	430025	電話料	11,873	11,873	0	0			5
1924	430026	アルバイト賃金	40,600	40,600	0	0			2
1925	430027	アルバイト賃金	25,200	25,200	0	0			2
1926	430028	アルバイト賃金	18,200	18,200	0	0			2
1927	430029	アルバイト賃金	17,500	17,500	0	0			2
1928	430030	アルバイト賃金	18,900	18,900	0	0			2
1929	430031	給料	100,000	100,000	0	0			2
1930	430032	アルバイト賃金	31,500	31,500	0	0			2
1931	430033	アルバイト賃金	24,500	24,500	0	0			2
1932	430034	アルバイト賃金	17,500	17,500	0	0			2
1933	430035	アルバイト賃金	14,700	14,700	0	0			2
1934	430036	アルバイト賃金	18,200	18,200	0	0			2
1935	430037	給料	100,000	100,000	0	0			2
1936	430038	アルバイト賃金	30,100	30,100	0	0			2
1937	430039	アルバイト賃金	23,800	23,800	0	0			2
1938	430040	アルバイト賃金	16,800	16,800	0	0			2
1939	430041	アルバイト賃金	14,000	14,000	0	0			2
1940	430042	アルバイト賃金	16,100	16,100	0	0			2
1941	430043	給料	100,000	100,000	0	0			2
1942	430044~ 430045	労働保険料	0	0	7,399	0		全額返還済	10
1943	430046	賞与	200,000	200,000	0	0			2
1944	430047	アルバイト賃金	30,800	30,800	0	0			2
1945	430048	アルバイト賃金	24,500	24,500	0	0			2
1946	430049	アルバイト賃金	15,400	15,400	0	0			2
1947	430050	アルバイト賃金	13,300	13,300	0	0			2
1948	430051	アルバイト賃金	16,100	16,100	0	0			2
1949	430052	給料	100,000	100,000	0	0			2
1950	430053	アルバイト賃金	30,100	30,100	0	0			2
1951	430054	アルバイト賃金	23,800	23,800	0	0			2
1952	430055	アルバイト賃金	14,000	14,000	0	0			2
1953	430056	アルバイト賃金	14,700	14,700	0	0			2
1954	430057	アルバイト賃金	16,800	16,800	0	0			2
1955	430058	給料	100,000	100,000	0	0			2
1956	430059	アルバイト賃金	30,100	30,100	0	0			2
1957	430060	アルバイト賃金	24,500	24,500	0	0			2
1958	430061	アルバイト賃金	14,700	14,700	0	0			2
1959	430062	アルバイト賃金	15,400	15,400	0	0			2
1960	430063	アルバイト賃金	15,400	15,400	0	0			2
1961	430064	給料	100,000	100,000	0	0			2
1962	430065	アルバイト賃金	29,400	29,400	0	0			2
1963	430066	アルバイト賃金	25,900	25,900	0	0			2
1964	430067	アルバイト賃金	16,100	16,100	0	0			2
1965	430068	アルバイト賃金	16,800	16,800	0	0			2
1966	430069	アルバイト賃金	14,700	14,700	0	0			2
1967	430070	給料	100,000	100,000	0	0			2
1968	430071	アルバイト賃金	32,200	32,200	0	0			2
1969	430072	アルバイト賃金	26,600	26,600	0	0			2
1970	430073	アルバイト賃金	17,500	17,500	0	0			2
1971	430074	アルバイト賃金	17,500	17,500	0	0			2
1972	430075	アルバイト賃金	14,000	14,000	0	0			2

整理番号	議員名	費目内訳	政務調査費 支出額(A)	監査委員 査定額(B)	(参考) 請求人査定額	返還すべき額 (A-B)	判断根拠	摘要	項目
1973	430076	給料	100,000	100,000	0	0			2
1974	430077	賞与	200,000	200,000	0	0			2
1975	430078	アルバイト賃金	52,100	52,100	0	0			2
1976	430079	アルバイト賃金	27,700	27,700	0	0			2
1977	430080	アルバイト賃金	26,400	26,400	0	0			2
1978	430081	アルバイト賃金	27,800	27,800	0	0			2
1979	430082	アルバイト賃金	21,500	21,500	0	0			2
1980	430083	給料	100,000	100,000	0	0			2
1981	430084	アルバイト賃金	30,100	30,100	0	0			2
1982	430085	アルバイト賃金	23,800	23,800	0	0			2
1983	430086	アルバイト賃金	14,000	14,000	0	0			2
1984	430087	アルバイト賃金	13,300	13,300	0	0			2
1985	430088	アルバイト賃金	16,100	16,100	0	0			2
1986	430089	給料	100,000	100,000	0	0			2
1987	430090	アルバイト賃金	30,100	30,100	0	0			2
1988	430091	アルバイト賃金	24,500	24,500	0	0			2
1989	430092	アルバイト賃金	13,300	13,300	0	0			2
1990	430093	アルバイト賃金	16,800	16,800	0	0			2
1991	430094	アルバイト賃金	15,400	15,400	0	0			2
1992	430095	給料	100,000	100,000	0	0			2
1993	430096	アルバイト賃金	32,900	32,900	0	0			2
1994	430097	アルバイト賃金	25,200	25,200	0	0			2
1995	430098	アルバイト賃金	16,100	16,100	0	0			2
1996	430099	アルバイト賃金	18,200	18,200	0	0			2
1997	430100	アルバイト賃金	16,800	16,800	0	0			2
1998	430101	給料	100,000	100,000	0	0			2
1999	430102	賞与	195,012	195,012	0	0			2
小計			3,735,257	3,735,257	7,399	0			
2000	360001	乗車券	43,260	43,260	0	0			1,7
2001	360002	乗車券	43,260	43,260	0	0			1,7
2002	360002	乗車券	10,700	10,700	0	0			1,7
2003	360003	乗車券	43,260	43,260	0	0			1,7
2004	360004	乗車券	43,260	43,260	0	0			1,7
2005	360004	乗車券	10,700	10,700	0	0			1,7
2006	360005~ 360006	乗車券	10,700	0	0	10,700	㉗		1,7
2007	360007	乗車券	43,260	43,260	0	0			1,7
2008	360007	乗車券	43,260	43,260	0	0			1,7
2009	360008	乗車券	10,700	10,700	0	0			1,7
2010	360009~ 360010	乗車券	10,700	10,700	0	0			1
2011	360011~ 360012	乗車券	29,660	29,660	0	0			1
2012	360013~ 360014	乗車券	30,800	30,800	0	0			1
2013	360015~ 360016	乗車券	12,460	12,460	0	0			1
2014	360017	宿泊代	14,800	10,700	0	4,100	㉘		1
2015	360018	乗車券	24,920	0	0	24,920	㉘		1,7
2016	360018	乗車券	10,700	10,700	0	0			1,7
2017	360019	乗車券	43,260	43,260	0	0			1,7
2018	360020~ 360021	乗車券	30,800	30,800	0	0			1
2019	360022	宿泊代	11,300	11,300	0	0			1
2020	360023~ 360024	乗車券	12,460	12,460	0	0			1
2021	360025	乗車券	43,260	43,260	0	0			1,7
2022	360025	乗車券	10,700	10,700	0	0			1,7
2023	360026	乗車券	43,260	43,260	0	0			1,7
2024	360026	乗車券	10,700	10,700	0	0			1,7
2025	360027	乗車券	43,260	43,260	0	0			1,7
2026	360027	乗車券	10,700	10,700	0	0			1,7
2027	360028	乗車券	43,260	43,260	0	0			1,7
2028	360029~ 360030	会議室料	21,020	0	0	21,020	㉙		1
2029	360031~ 360032	会議室料	17,240	0	0	17,240	㉙		1
2030	360033~ 360034	会議室料	30,000	0	0	30,000	㉚		10
2031	360035~ 360036	携帯電話代	17,920	17,920	7,467	0			8
2032	360037~ 360038	携帯電話代	16,988	16,988	7,078	0			8
2033	360039~ 360040	携帯電話代	17,604	17,604	7,335	0			8
2034	360041~ 360042	携帯電話代	18,112	18,112	7,547	0			8
2035	360043~ 360044	携帯電話代	21,908	21,908	9,128	0			8
2036	360045~ 360046	携帯電話代	21,874	21,874	9,114	0			8
2037	360047~ 360048	携帯電話代	16,632	16,632	6,930	0			8

整理番号	議員名	費目内訳	政務調査費 支出額(A)	監査委員 査定額(B)	(参考) 請求人査定額	返還すべき額 (A-B)	判断根拠	摘要	項目
2038	福田通雅	360049~ 360050 携帯電話代	13,345	13,345	5,561	0			8
2039		360051~ 360052 携帯電話代	19,912	19,912	8,297	0			8
2040		360053~ 360054 携帯電話代	17,760	17,760	7,400	0			8
2041		360055~ 360056 携帯電話代	14,968	14,968	6,237	0			8
2042		360057~ 360058 携帯電話代	17,896	17,896	7,457	0			8
2043		360059~ 360060 給料	200,000	200,000	0	0			2
2044		360061~ 360062 給料	200,000	200,000	0	0			2
2045		360063~ 360064 給料	200,000	200,000	0	0			2
2046		360065~ 360066 給料	200,000	200,000	0	0			2
2047		360067~ 360068 給料	200,000	200,000	0	0			2
2048		360069~ 360070 給料	200,000	200,000	0	0			2
2049		360071~ 360072 給料	200,000	200,000	0	0			2
2050		360073~ 360074 給料	200,000	200,000	0	0			2
2051		360075~ 360076 給料	200,000	200,000	0	0			2
2052		360077~ 360078 賞与	200,000	200,000	0	0			2
2053		360079~ 360080 給料	200,000	200,000	0	0			2
2054		360081~ 360082 給料	200,000	200,000	0	0			2
2055	360083~ 360084 給料	200,000	200,000	0	0			2	
小計			3,622,539	3,514,559	89,551	107,980			
合計		157件	7,357,796	7,249,816	96,950	107,980			157件

- (注) 整理番号(左側) 個別の議員の支出を整理するために連番を付したもの
整理番号(右側) 請求人が提出した査定表に記載された番号
費目内訳 請求人が提出した査定表の「費目内訳」欄に記載された支払の種類
(参考)請求人査定額 請求人が査定表において是認している額
判断根拠 監査委員が返還すべきとした支出について、その根拠を記載したもの
※いずれも、本文の「七 理由」の「2 判断」の「(2) 個別の判断」に記載しており、その項目番号①～⑩で表している。
項目 本文の「七 理由」の「1 事実関係の確認」において分類した否認理由の10項目のうち、該当項目を記載したもの